

目 次

(平成 29 年)

第 2 回臨時会

第 1 日目 (5 月 9 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 32 号 平成 29 年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号)	3
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (中城村税条例の一部を改正 する条例)	4
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (中城村国民健康保険税条例 の一部を改正する条例)	29
意見書第 2 号 組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書	31

第 3 回定例会

第 1 日目 (6 月 9 日)

会議録署名議員の指名	39
会期の決定	39
諸般の報告	39
行政報告	40
議案第 33 号 平成 29 年度中城村一般会計補正予算 (第 2 号)	42
議案第 34 号 平成 29 年度中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事請負契約 について	45
報告第 4 号 平成 28 年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について	45
報告第 5 号 平成 28 年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について	46

第 2 日目 (6 月 10 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (6 月 11 日) 休 会 (日)

第 4 日目 (6 月 12 日)

議案第 33 号 平成 29 年度中城村一般会計補正予算 (第 2 号)	51
議案第 34 号 平成 29 年度中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事請負契約	60

一般質問		
3番 大城 常良 議員	61
2番 比嘉 麻乃 議員	69
第5日目(6月13日)		
一般質問		
7番 金城 章 議員	81
9番 仲 眞 功 浩 議員	89
12番 新 垣 博 正 議員	98
1番 石 原 昌 雄 議員	105
第6日目(6月14日)		
一般質問		
11番 新 垣 徳 正 議員	113
15番 宮 城 重 夫 議員	115
8番 伊 佐 則 勝 議員	121
4番 外 間 博 則 議員	126
第7日目(6月15日)		
一般質問		
10番 安 里 ヨシ子 議員	135
5番 仲 松 正 敏 議員	142
14番 新 垣 善 功 議員	151
6番 新 垣 貞 則 議員	161
第8日目(6月16日)		
陳情第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求め る陳情	175
意見書第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求 める意見書	175
陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情	178
意見書第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見 書	178
陳情第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書	180
意見書第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書	180
意見書第6号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対 する意見書	183
決議第3号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対す		

第2回 臨時会

平成29年第2回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成29年5月9日

会 期 1 日間

閉 会 平成29年5月9日

日 次	月 日	曜 日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	5月9日	火	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第32号の説明、質疑、討論、採決 承認第1号、第2号の説明、質疑、討論、採決 意見書の説明、質疑、討論、採決 <div style="text-align: right;">閉会</div>

平成29年第2回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成29年5月9日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成29年5月9日（午前10時00分）		
	閉会	平成29年5月9日（午後0時07分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	13番	仲座勇	14番	新垣善功
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	生涯学習課長	金城勉
	税務課長	稲嶺盛昌		
	福祉課長	仲松範三		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第32号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 4	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例の一部を改正する条例）
第 5	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 6	意見書第2号 組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成29年第2回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番 仲座 勇議員及び14番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日5月9日のみにしたいと思えます。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日5月9日の1日間に決定いたしました。

日程第3 議案第32号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第32号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第32号

平成29年度中城村一般会計補正予算(第1号)

平成29年度中城村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,088,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,176,537	69,669	1,246,206
	2 国庫補助金	345,681	69,669	415,350
歳入合計		7,019,132	69,669	7,088,801

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		437,699	69,669	507,368
	2 道路橋梁費	236,074	69,669	305,743
歳出合計		7,019,132	69,669	7,088,801

それでは読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額3億4,568万1,000円、補正額6,966万9,000円、合計で4億1,535万円。

歳入合計、補正前の額70億1,913万2,000円、補正額6,966万9,000円、合計で70億8,880万1,000円でございます。

歳出、8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億3,607万4,000円、補正額6,966万9,000円、合計で3億574万3,000円。

歳出合計、補正前の額70億1,913万2,000円、補正額6,966万9,000円、合計で70億8,880万1,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時07分)

~~~~~

再開(10時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時12分)

~~~~~

再開(10時21分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第32号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、中城村税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分しましたので報告します。

中城村告示第15号

専決処分書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

中城村長 浜田京介

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所得割の課税標準) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>特定配当等申告書</u> （村民税の納税通知書が送達される	(所得割の課税標準) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （その提出期限

改正後	改正前
<p>時までに提出された次に掲げる申告書をいう。<u>以下この項において同じ。</u>)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書(村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>後ににおいて村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された<u>第36条の3第1項の確定申告書を含む。</u>)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書</u> (<u>同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。</u>)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法人の村民税の申告納付)</p> <p>第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u></p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法人の村民税の申告納付)</p> <p>第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</u></p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国</p>

改正後	改正前
<p>の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第5項第1号において同じ。</u>）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相</p>	<p>の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相</p>

改正後	改正前
<p>当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第75条の2第9項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、<u>同法第75条の2第9項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項にお</p>	<p>当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第75条の2第7項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、<u>同法第75条の2第7項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項に</p>

改正後	改正前
<p>いて同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 法人の村民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 法人の村民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 第2項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る村民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、<u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から<u>当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</u></p>	<p>4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の15の5第3項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から<u>当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u></p>

改正後	改正前
<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前7項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度と</p>	<p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日</p>

改正後	改正前
<p>し、<u>法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を村長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) <u>法第352条の2第3項の規定により按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4（略）</p> <p>（被災住宅用地の申告）</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規</p>	<p>の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4（略）</p> <p>（被災住宅用地の申告）</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規</p>

改正後	改正前
<p>定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項</p>	<p>定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項</p>

改正後	改正前
<p>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p><u>（読替規定）</u></p> <p><u>第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p><u>（読替規定）</u></p> <p><u>第6条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第6条の2 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備</p>	<p>第6条の2 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備</p>

改正後	改正前
<p>について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>14 (略)</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)~(3) (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利</u>に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類</u>を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令</p>	<p>(1)~(3) (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利</u>に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類</u>を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第28項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令</p>

改正後	改正前
<p><u>附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>9 <u>法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>10 <u>法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する</u></p>	<p><u>附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家</u></p>	<p>9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11条に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家</u></p>

改正後	改正前
<p>屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第5項を除く。)</u>において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号</p>	<p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</u></p> <p><u>第12条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>2 村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大</u></p>	<p><u>第12条の2 削除</u></p>

改正後	改正前
<p><u>臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</u></p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例）</p> <p>第12条の3 （略）</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受</p>	<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例）</p> <p>第12条の3 （略）</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する<u>申告書</u>を提出した場合に限り適用するものとし、村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等</p>

改正後	改正前
<p>けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p><u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、<u>前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲</p>	<p>に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、<u>同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲</p>

改正後	改正前
<p>渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）</p> <p>第14条の3の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>（2） 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提</p>	<p>渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）</p> <p>第14条の3の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所</p>	<p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項に規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所</p>

改正後	改正前
<p>得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>これらの申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例に

よる。

- 2 新条例第61条第8項及び附則第6条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 村長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを中城村税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係にある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（中城村税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成28年中城村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の2 中中城村税条例附則第12条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第12条の2 を次のように改める。

第12条の2 削除

第2条を次のように改める。

(中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中城村税条例の一部を改正する条例(平成26年中城村条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第12条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第1号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第3号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時24分)

~~~~~

再開(10時28分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時29分)

~~~~~

再開(10時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成29年 5 月 9 日

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成29年 4 月 1 日から適用する必要が生じたため、専決処分しましたので報告します。

中城村告示第17号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成29年 3 月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（保険税の減額）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>270,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ～ヘ（略）</p> <p>（3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>490,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>（保険税の減額）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ～ヘ（略）</p> <p>（3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>480,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩 (1 0 時 3 3 分)

~~~~~

再 開 ( 1 0 時 3 5 分 )

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

( 「 質 疑 な し 」 と 言 う 声 あ り )

議長 與那覇朝輝 「 質 疑 な し 」 と 認 め 、 質 疑 を 終 わ り ま す 。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第 2 号は、会議規則第39条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

( 「 異 議 な し 」 と 言 う 声 あ り )

議長 與那覇朝輝 「 異 議 な し 」 と 認 め ま す 。 し た が っ て 、 承 認 第 2 号 は 委 員 会 付 託 を 省 略 し ま す 。

これから討論を行います。

( 「 討 論 な し 」 と 言 う 声 あ り )

議長 與那覇朝輝 「 討 論 な し 」 と 認 め 、 討 論 を 終 わ り ま す 。

これから承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

( 「 異 議 な し 」 と 言 う 声 あ り )

議長 與那覇朝輝 「 異 議 な し 」 と 認 め ま す 。 し た が っ て 、 承 認 第 2 号 専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て は 原 案 の と お り 承 認 さ れ ま し た 。

休憩します。

休 憩 ( 1 0 時 3 5 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 5 0 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第 6 意見書第 2 号 組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書を議題とします。

本件について提案者の趣旨説明を求めます。新垣徳正議員。

1 1 番 新垣徳正議員 それでは読み上げて、意見書を提出させていただきたいと思います。

意見書第 2 号

平成29年 5 月 9 日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 新垣博正

中城村議会議員 伊佐則勝

組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

過去3度廃案となった「共謀罪」が、「テロ等準備罪」と名称を変え、今国会に法案提出が成された。本法案はかつての悪法、「治安維持法」の現代版とも言われ、各方面から強い批判を受けているのが実情で有り、決して国民の為になる法案とは言えないものとする。

よって本法案の廃案を求めるものである。

組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書(案)

政府は、過去3度廃案となった「共謀罪」を「テロ等準備罪」と、名称を変え今国会に提出した。

テロ対策を理由とした本法案は、これまでの「共謀罪」と何ら変わり無く、国民の日常生活、行動の自由を“テロ”と言う名の下に束縛するもので、決して許されるものではない。

政府は、今回の法案成立が実現しなければ、「東京オリンピックが開催できない」と嘯いているが、オリンピック誘致の際は、「東京は世界で最も安全な都市の一つ」だと大々的にアピールしており、今に成って危険を煽るのはあまりにも不誠実で、整合性を欠いて居ると言わざるを得ない。

“テロ等”という言葉の意味する処は、犯罪が行われる前の段階を処罰するものであり、その動きを証拠化するには、当然監視が必要になる。市民集会への警察の潜入捜査、行動把握のためのGPSを使った捜査、住居に準ずる私的領域への侵入も国会答弁を見ると「準備行為」の前でも犯罪の嫌疑があれば令状の要らない一定の任意捜査ができると説明している。警察のさじ加減である日突然普通の市民が容疑者にされ兼ねない。

これはかつて、法の枠を逸脱し、拡大解釈を繰り返し、労働組合や、文化活動まで標的にし、一般住民に対しても「犯罪集団」のレッテルを張り、それら住民の日常をも縛る事と成ったあの悪法、「治安維持法」の再来であり決して看過されて然るべきものではない。

特に我が沖縄県では、連日、過重な米軍基地負担の軽減を求めて、米軍基地周辺での抗議活動が繰り返されており、その状況下でもし、此の法案が成立しようものなら、沖縄県民の正当な反

基地、平和運動が真っ先に“テロ等準備罪”の標的と成り、激しい弾圧の対象となるのは火を見るより明らかである。

よって、中城村議会は、「組織犯罪処罰法改正案」に対して、恒久平和の実現を目指す中城村民の立場から、本法案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 5月 9日
沖縄県中城村議会

(宛先)

内閣総理大臣 法務大臣

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは、意見書に対する反対の立場で討論いたします。

過去3度廃案になった組織犯罪法の共謀罪については、犯罪の主体等が団体で抽象的であったために、国民に誤解と懸念を与え廃案になったかと思ひます。今回のテロ等準備罪は、犯罪の主体が組織的な犯罪集団で、しかも犯罪の客

体が重大な犯罪。すなわち死刑または無期懲役もしくは4年以上の懲役、禁固の刑が定められた罪で、具体的かつ現実的な合意を構成要件として明記されていることから、労働組合や文化活動団体は対象外であることは明らかであり、また戦前の治安維持法の再来であると主張して、沖縄県の米軍基地建設反対抗議団までもが対象団体にされると考えていることは、誇大妄想であり、幻覚幻想であり、安心安全、国民の生命、財産を守るために、組織犯罪処罰法のテロ等準備罪は必要不可欠であり、意見書には反対をいたします。以上。

議長 與那覇朝輝 ほかにございますか。
大城常良議員。

3番 大城常良議員 本意見書に対して、賛成の立場で討論いたします。

組織犯罪処罰法改正案は、2020年東京五輪に向けたテロ対策として強調されているが、既に予備罪等が整えられており、政府が改正の根拠とする国際組織犯罪防止条約も、現行法で一部を改正すれば締結できる。一般市民が対象になることはないと思ひすが、正当な活動でも目的が一変すれば処罰の対象になるとの見解を示しており、恣意的な運用への懸念が消えるもの

ではない。法律の拡大解釈や過剰な取り締まりは、市民運動を委縮させ、民主主義の根幹である基本的人権を軽視し、特に基地問題を抱える沖縄県民及び村民に悪影響を及ぼす法律をつくる必要はないと思っております。よって、本意見書に賛成します。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。
伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 本意見書について、賛成の立場から討論を行います。

まずは賛成理由について、意見を述べさせていただきます。2020年開催の東京五輪でのテロ対策を理由に、共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案が現在国会で審議中であり、政府は共謀罪法案の可決成立を目指している。共謀罪から名前を変えたテロ等準備罪について、組織的犯罪集団が対象と説明しているが、かつての治安維持法に見られたように対象が一般市民までどんどん拡大され、国民の行動を制限し、監視を強めるもので、憲法で保障された国民の基本的人権が危機にさらされるのは明白である。我が沖縄では日米安保や日米地位協定など、米軍基地問題を巡り、憲法の理念とは裏腹に構造的差別と不条理な現状が続いております。共謀罪が成立すれば、沖縄への締めつけがより厳しくなり、再び市民運動への不当弾圧が予想されます。犯罪行為の実行がなくとも計画や準備していると判断されれば、処罰の対象になり、疑いがあるだけで犯罪者として摘発されるおそれもある人権侵害法案であり、よって組織犯罪処罰法改正案に断固反対し、廃案を求めて本意見書に賛成いたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかにございますか。
安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書に賛成の立場で討論をいたします。

共謀罪は警察権限の強化法で組織犯罪対策は

情報収集につきると言われています。これは元警察官が言っている言葉で、新聞に載っていました。戦前、治安維持法で知識人や文化人、民主団体など活動家が弾圧され、3回とも廃案にされた問題の法律であります。悪法であります。共謀罪が名前を変えてテロ対策のために創設すると答弁をしておりますけれども、中身にはテロとは関係のないものばかりだと言われております。共謀罪は民主団体を監視して弾圧することが目的であり、誰にも遠慮なく物を言う団体は組織的犯罪集団扱いされかねない。集まって話し合えば処罰をされるかもしれない。犯罪行為がなくても計画段階で処罰をされる。言論の自由、そしてまた表現の自由、報道の自由、これが弾圧の対象になります。一般市民に厳しく、政治家や警察関係、特別公務員に甘い権力に都合のよいものにされている。監視社会に陥れる内心の自由を縛る悪法であります。それでこの今出されている意見書に対して賛成の立場であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。
(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 そのほかの討論はないものと認め、これで討論を終わります。

これから意見書第2号 組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

意見書第2号 組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 與那覇朝輝 「起立多数」であります。したがって、意見書第2号 組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本臨時会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

閉 会（ 1 2 時 0 7 分）

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 仲 座 勇

中城村議会議員 新 垣 善 功

第3回 定例会

平成29年第3回中城村議会定例会（第1日目）

招集年月日	平成29年6月9日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成29年6月9日（午前10時00分）		
	散会	平成29年6月9日（午前10時37分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	15番	宮城重夫	1番	石原昌雄
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	与儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第33号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第2号）
第 6	議案第34号 平成29年度中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事請負契約について
第 7	報告第4号 平成28年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について
第 8	報告第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成29年第3回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番 宮城重夫議員及び1番 石原昌雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月9日から6月16日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日6月9日より6月16日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成29年3月6日より、平成29年6月8日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成29年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会の報告について。

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。

3 陳情の処理について

期間中に受理した陳情は4件受理し、6月6日の議会運営委員会で協議した結果、1件については本会議での即決、2件については所管の常任委員会に付託し、他の1件について資料配布といたします。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

4月28日(金)沖縄振興拡大会議が自治会館で開催され、議長が出席しております。

5月11日(木)常任委員長、副委員長実務研修が自治会館で開催されております。

5月30日(火)～6月1日(木)第42回町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長、副議長が参加しております。

5 中部町村議会議長会関係について

4月21日(金)定期総会が本村で開催され、議長、事務局長が出席しております。

5月15日(月)～18日(木)県外行政視察が愛媛県内子町・久万高原町で開催され、議長・事務局長が参加しております。

6 その他

その他の日程の中で、町村議会議長会が5月30日からあり、その中で、「大地震における自治体と議会の使命」という項目の研修がありました。この件に関しましては、災害が起こった後の議会議員はどうするのかというのが非常に不明瞭ということで、これは全国的な傾向であり、従来行政と自治会長等を中心にいろいろ対応をしているものですから、議員はどこにいけばいいかわからないとか、議員としての役割も事前にルールを取り決める必要があるのではないかという話がありました。これは北中城村あたりでも、現にそういう話が今起こっているみたいであり、これはみんなで検討すべきかと思っております。

それから「議会の活性化！政策形成マネジメントサイクルと議員のなり手不足の検証」という研修がありましたけれども、これは北海道の浦幌町というところで人口減少をしており、非常にそういう意味では活性化が必要ということで、こういうタイトルで研究している。議員の

なり手不足というのは、今どこでも起こっていることで、この内容はいろいろ長い間の検討会の意見書というのがあり、議員の期末手当の位置づけを整理して、若者手当とか育児手当などを支給を可能とするよう検討をする必要があるのではないかと、いろいろ変わった意見がありました。これも人口減少ということで、非常に向こうのほうは切実なのかなという感じでした。以上、報告議会議長会の中から報告しておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

休憩します。

休憩（10時09分）

~~~~~

再開（10時09分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告から読み上げて、御報告申し上げます。

平成29年3月から平成29年5月における行政報告。抜粋して御報告申し上げます。

まず3月10日金曜日には、ハワイ沖縄連合会の歓迎会に出席しております。その席上で本村の留学生でもありました高良コートニーさんが次期ハワイ沖縄連合会の会長になるという報告がございました。より一層、また絆が深まっていくことを期待しております。

3月12日、中城城跡での世界遺産劇場、クレージーケンバンドなどで、大いに盛り上がりました。

3月15日には、サンライズ推進協議会で東京へ要請行動に行きまいりました。特に道路要請早期着工ということで、各省庁や国会議員などを回らせていただきました。

3月19日、福岡県の兄弟都市提携を結んでおります福智町図書館・歴史資料館の落成記念式典に出席をいたしました。

4月に入りまして、4月23日、北浜の防災拠点施設の落成祝賀会があり、区民とともに大いにお祝いをしたところでございます。

4月28日には、沖縄振興拡大会議の参加をしております。

翌日4月29日には、アメリカシアトルワシントン州シアトルのほうに新たな大学との協定調印式、もちろん海外短期留学の子供たちがどういった勉強をしているかも含めた視察でございます。

5月に入りまして5月22日には、沖縄県税務所の市町村相互併任辞令交付式、これは初めての試みでありますけれども、7市町村が一緒になって徴収や税の情報の共有をしようということでの交付式でございました。

5月30日には、沖縄総合事務局と中部市町村会との行政懇談会がございました。

5月31日には、これも初めての会議でございました沖縄県減災対策協議会、災害時における首長の役割、そして第1義的にどういこうことをするのも含めた部分を共有していこうということの会議でございます。

以上でございます。

続いて平成29年度の主要施策の執行状況調書（第1・四半期分）でございます。同じく読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページのほうから、総務課でございます。13節中城村役場新庁舎土質調査業務、契約年月日、契約方法、契約金額、契約の相手方の順に読み上げさせていただきます。平成29年5月10日、指名競争入札、345万6,000円、98.3%、株式会社シビルエンジニアリング。

議会事務局、11節議会だより印刷製本業務、平成29年5月8日、随意契約、85万5,360円、株式会社近代美術。

企画課、11節平成29年度広報なかぐすく印刷製本業務、平成29年4月3日、指名競争入札、361万8,000円、93.6%、有限会社サン印刷。同

じく13節ハードウェア及びソフトウェア保守委託業務（基幹系）、平成29年4月1日、随意契約、159万4,728円、株式会社オーシーシー。同じく13節二要素認証、資産管理システム保守委託業務、平成29年4月1日、随意契約、65万5,344円、株式会社国際システム。14節基幹系システム使用契約、平成29年4月1日、随意契約、2,661万768円、株式会社オーシーシー。

続いて企業立地・観光推進課、19節中城村シルバー人材センター補助金、平成29年4月1日、補助金、260万円、中城村シルバー人材センター。19節（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター補助金、平成29年4月28日、補助金、86万円、同じく（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター。19節中城村商工会育成補助金、平成29年4月1日、補助金、310万円、中城村商工会。19節中城城跡共同管理協議会負担金、平成29年5月10日、負担金、2,397万6,000円、同じく城跡共同管理協議会。19節クルーズ船受入事業に係る負担金、平成29年4月28日、負担金129万2,000円、中部広域市町村圏事務組合。

税務課、13節電算処理委託業務、平成29年4月1日、随意契約、530万8,366円、株式会社オーシーシー。

都市建設課、13節平成29年度中城村道用地補償業務委託、平成29年4月26日、随意契約、297万円、（財）公共用地補償機構。13節平成29年度調査業務（その1）、平成29年5月23日、随意契約、539万4,600円、88.4%、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節平成29年度調査業務（その2）、平成29年5月29日、随意契約、441万2,880円、89.9%、株式会社与那嶺測量設計。15節中城村道交差点4箇所カラー滑り止め舗装、平成29年3月21日、随意契約、150万円、オパス株式会社。同じく15節南上原地区築造工事（29-1工区）、平成29年5月23日、指名競争、4,324万3,200円、93.1%、有限会社石原設備。

同じく都市建設課、17節村道久場前浜原線用地購入費、平成29年3月1日、随意契約、2,032万2,990円、久場地内1件。22節村道久場前浜原線物件補償費、平成29年3月1日他、随意契約、266万531円、久場地内2件。同じく22節村道若南線物件補償費、平成29年3月23日、随意契約、235万8,500円、新垣地内1件。22節物件移転補償費、平成29年4月11日他、随意契約、2,773万2,600円、南上原地内3件。

続いて、上下水道課、15節伊集地内給水管布設工事、平成29年4月28日、指名競争、1,420万2,000円、98.2%、有限会社ヤマウチ設備。13節中城村公共下水道現場技術委託業務、平成29年5月17日、指名競争、1,312万2,000円、97.9%、株式会社双葉測量設計。15節当間地内公共下水道工事（29-1工区）、平成29年5月17日、指名競争入札、3,099万6,000円、94.8%、有限会社ヤマウチ設備。

生涯学習課、13節中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託業務、平成29年4月1日、随意契約、88万5,600円、株式会社ドットソリューションズ。13節歴史文化資料管理システム保守管理委託、平成29年4月1日、随意契約、233万7,660円、株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング。13節中城村吉の浦公園ごさまる陸上競技場芝生維持管理業務、平成29年4月18日、随意契約、756万円、東洋グリーン株式会社沖縄営業所。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて、教育行政報告を行います。教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 おはようございます。教育行政報告を行います。主なものだけを報告します。3月に関しては、前呉屋教育長の部分です。

4月3日、第4回の臨時の教育委員会の会議を行いました。ここでは教育長職務代理者を仲松敏成委員に指名しました。

4日、教職員の辞令交付式。

7日・11日、中学校・小学校の入学式で告辞を述べました。

12日には津覇幼稚園の入園式でお祝いの言葉を述べています。

23日、中城村婦人連合総会で挨拶を行いました。

4月25日、第5回目の定例教育委員会会議では中城村教育委員会の人事について、議題としています。

5月9日と10日、沖縄県市町村教育委員会連合会総会並びに研修会が豊見城市の中央公民館で行われました。1日目は総会と講演会がございまして、兵庫教育大学の日渡 円先生による講演で「地方教育行政法の改正と教育行政」というテーマで講演がありました。その中で、教育委員は何をすべき存在なのか、教育は家庭教育が最も大切である等の話が行われています。

2日目はそれぞれの分科会に分かれての討議・発表を行っています。その日の午後、東京のほうに発ちまして、11日・12日、全国町村教育長会定期総会並びに研究大会が東京都で行われています。1日目は総会と記念講演が行われて、慶応義塾大学准教授の中室牧子先生によって、「教育に科学的な根拠を」というテーマで講演がなされています。就学前教育から小学校低学年までの教育の大切さ、それからその教育の効果はあるのかとか、日本の教育はどんなところに何に投資すべきなのかというふうな内容の話が行われています。それから実践報告会もございました。2日目は文部科学省の重点事項の行

政説明がありました。初等中等教育の今日的課題と動向。主に新学習指導要領の改定についての話が行われています。

13日土曜日は、東京から帰って翌日すぐ短期留学の面接指導を行っています。今回は14名の応募がありまして、9名が選考されました。高校生2人応募があって、2人とも合格。残りは中学生。高校生2人が女生徒で、中学生は2人が男子、残りは女子ということになっています。

20日は、文化協会のほうから挨拶依頼がありましたので、挨拶を行っています。

26日、定例の教育委員会第6回目、これは幼稚園の現状についての意見交換を行いました。

31日、村の青少年教育村民会議総会に参加しています。

あと東京で行われた講演会が非常にいい話だったので、「学力の経済学」という本を購入しました。皆さんもぜひ興味があったらごらんください。

以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

続きまして、日程第5 議案第33号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第33号 平成29年度中城村一般会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第33号

平成29年度中城村一般会計補正予算（第2号）

平成29年度中城村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。



第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,174,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 14 国庫支出金 |         | 1,246,206 | 3,691  | 1,249,897 |
|          | 2 国庫補助金 | 415,350   | 3,691  | 419,041   |
| 15 県支出金  |         | 1,349,387 | 25,318 | 1,374,705 |
|          | 2 県補助金  | 915,692   | 25,318 | 941,010   |
| 18 繰入金   |         | 106,691   | 53,817 | 160,508   |
|          | 2 基金繰入金 | 106,690   | 53,817 | 160,507   |
| 20 諸収入   |         | 113,804   | 3,119  | 116,923   |
|          | 4 雑入    | 109,401   | 3,119  | 112,520   |
| 歳入合計     |         | 7,088,801 | 85,945 | 7,174,746 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 2 総務費    |         | 780,867   | 7,379  | 788,246   |
|          | 1 総務管理費 | 633,411   | 6,951  | 640,362   |
|          | 2 徴税費   | 95,074    | 428    | 95,502    |
| 3 民生費    |         | 2,954,591 | 2,023  | 2,956,614 |
|          | 1 社会福祉費 | 1,213,876 | 2,023  | 1,215,899 |
| 4 衛生費    |         | 848,521   | 4,232  | 852,753   |
|          | 1 保健衛生費 | 455,030   | 4,232  | 459,262   |
| 6 農林水産業費 |         | 145,797   | 20,806 | 166,603   |
|          | 1 農業費   | 134,824   | 20,806 | 155,630   |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 7 商工費   |         | 92,112    | 29,205 | 121,317   |
|         | 1 商工費   | 92,112    | 29,205 | 121,317   |
| 8 土木費   |         | 507,368   | 11,448 | 518,816   |
|         | 2 道路橋梁費 | 305,743   | 6,046  | 311,789   |
|         | 4 都市計画費 | 42,810    | 5,402  | 48,212    |
| 10 教育費  |         | 804,425   | 10,852 | 815,277   |
|         | 5 社会教育費 | 271,755   | 10,298 | 282,053   |
|         | 6 保健体育費 | 127,165   | 554    | 127,719   |
| 歳 出 合 計 |         | 7,088,801 | 85,945 | 7,174,746 |

それでは歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入のほうから款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げさせていただきます。歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額4億1,535万円、補正額369万1,000円、合計で4億1,904万1,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額9億1,569万2,000円、補正額2,531万8,000円、合計で9億4,101万円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億669万円、補正額5,381万7,000円、合計で1億6,050万7,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億940万1,000円、補正額311万9,000円、合計で1億1,252万円。

歳入合計、補正前の額70億8,880万1,000円、補正額8,594万5,000円、合計で71億7,474万6,000円。

続いて歳出でございます。歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正前の額6億3,341万1,000円、補正額695万1,000円、合計で6億4,036万2,000円。2項徴税費、補正前の額9,507万4,000円、補正額42万8,000円、合計で9,550万2,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額12億1,387万6,000円、補正額202万3,000円、合計で12億1,589万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億5,503万円、補正額423万2,000円、合計で4億5,926万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億3,482万4,000円、補正額2,080万6,000円、合計で1億5,563万円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額9,211万2,000円、補正額2,920万5,000円、合計で1億2,131万7,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額3億574万3,000円、補正額604万6,000円、合計3億1,178万9,000円、4項都市計画費、補正前の額4,281万円、補正額540万2,000円、合計で4,821万2,000円。

10款教育費、5項社会教育費、補正前の額2億7,175万5,000円、補正額1,029万8,000円、合計で2億8,205万3,000円。6項保健体育費、補正前の額1億2,716万5,000円、補正額55万4,000円、合計で1億2,771万9,000円。

歳出合計、補正前の額70億8,880万1,000円、補正額8,594万5,000円、合計で71億7,474万6,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第6 議案第34号 平成29年度中城村防  
災行政無線機能強化事業施設整備工事請負契約  
についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第34号 平成29年度中  
城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事請  
負契約について御提案申し上げます。

#### 議案第34号

#### 平成29年度 中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事請負契約について

平成29年度 中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事について、次のように工事請負契  
約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議  
会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 : 平成29年度 中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事
- 2 契約金額 : 金81,378,000円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金6,028,000円
- 3 契約の相手方 : 沖縄県西原町字小那覇1048 - 3  
株式会社 比嘉電工  
代表取締役 比嘉 淳一

平成29年6月9日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

平成29年度 中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事の請負契約を締結したいので、議  
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議  
決を必要とするため、この案を提出するものである。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第7 報告第4号 平成28年度中城村一  
般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と  
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

城村一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第4号 平成28年度中

報告第4号

平成28年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成28年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款        | 項       | 事業名                   | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳  |             |            |            |            |
|----------|---------|-----------------------|-------------|-------------|---------|-------------|------------|------------|------------|
|          |         |                       |             |             | 既収入特定財源 | 未収入特定財源     |            |            | 一般財源       |
|          |         |                       |             |             |         | 国県支出金       | 地方債        | その他        |            |
| 円        | 円       | 円                     | 円           | 円           | 円       | 円           | 円          | 円          | 円          |
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 観光振興地盤強化整備事業          | 263,110,000 | 263,110,000 | 0       | 210,488,000 | 52,600,000 | 0          | 22,000     |
|          | 4 基本台帳費 | 新庁舎基本設計等委託料業務         | 57,396,000  | 57,394,440  | 0       | 0           | 0          | 57,394,440 | 0          |
|          |         | 戸籍住民通知カード・個人番号カード事務事業 | 1,431,000   | 1,431,000   | 0       | 1,431,000   | 0          | 0          | 0          |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費 | 地域介護・福祉空間整備等整備交付金     | 3,597,000   | 3,597,000   | 0       | 3,597,000   | 0          | 0          | 0          |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 農業振興地域整備計画策定業務        | 3,000,000   | 3,000,000   | 0       | 0           | 0          | 0          | 3,000,000  |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 村道久場前浜原線道路整備事業        | 84,151,000  | 81,193,521  | 0       | 67,832,000  | 0          | 0          | 13,361,521 |
|          |         | 村道若南線道路整備事業           | 16,269,000  | 16,265,592  | 0       | 13,012,474  | 2,900,000  | 0          | 353,118    |
|          | 4 都市計画費 | 中城村都市計画マスタープラン策定業務    | 5,145,000   | 5,141,000   | 0       | 0           | 0          | 0          | 5,141,000  |
| 合計       |         |                       | 434,099,000 | 431,132,553 | 0       | 296,360,474 | 55,500,000 | 57,394,440 | 21,877,639 |

平成29年6月9日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで報告を終わります。

日程第8 報告第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第5号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第5号

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成28年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款   | 項         | 事業名            | 金額          | 翌年度繰越額     | 左の財源内訳      |         |    |         |      |
|-----|-----------|----------------|-------------|------------|-------------|---------|----|---------|------|
|     |           |                |             |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |    |         | 一般財源 |
|     |           |                |             |            |             | 国庫      | 起債 | 一般会計繰入金 |      |
|     |           |                | 円           | 円          | 円           | 円       | 円  | 円       | 円    |
| 1   | 土地区画整理事業費 | 1 南上原土地区画整理事業費 | 107,938,000 | 70,916,000 | 70,916,000  | 0       | 0  | 0       | 0    |
| 合 計 |           |                | 107,938,000 | 70,916,000 | 70,916,000  | 0       | 0  | 0       | 0    |

平成29年6月9日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（10時37分）

## 平成29年第3回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                      |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成29年6月9日（金）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成29年6月12日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成29年6月12日（午後3時21分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 徳 正   |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則              | 12 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇     |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 宮 城 重 夫              | 1 番                                | 石 原 昌 雄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕              | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 与 儀 忍                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 比 嘉 義 人   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 津 覇 盛 之              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 知 名 勉                | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長                        | 金 城 勉     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 安 田 智     |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和              |                                    |           |
| 企 画 課 長                                         | 大 湾 朝 也         |                      |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                    |
|-----|----------------------------------------|
| 第 1 | 議案第33号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第2号)          |
| 第 2 | 議案第34号 平成29年度中城村防災行政無線機能強化事業施設整備工事請負契約 |
| 第 3 | 一般質問                                   |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第33号 平成29年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 平成29年度中城村一般会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

まず1点目、11ページの6款3目の農業振興費の、13節委託費です。これは研究費で現在2年目で、5年間を予定しているということなんですけれども、現実的にその今研究している作業、研究の成果を農家に対して、植えつけの時期とか、そういったことは現在考えられているのかどうか、考えているのであれば、何年後をめどに農家に植えつけを予定しているのか、それを伺いたいと思います。

2点目に同じページで18節備品購入費、その中でDNAを調べて、優良品種を選択する機械を購入すると聞いたんですけれども、これは島ニンジンに限定した機械なのか。それとも他品種に使用する計画等があるのか、その2点を伺いたいと思います。

次の12ページの観光費の13節委託費、中城村観光振興計画策定業務委託料、その中で、平成30年度に観光協会の設立を検討と説明を受けたんですけれども、担当課からもう少し詳しい内容をちょっとお聞かせ願えればと思っております。

4点目に、この中で約3分のテレビCMを20回ほど放映するということと、ユーチューブで発信していくということなんですけれども、これは本村の観光資源の何を中心に据えて、そしてどういうCMを予定しているのか。以上4点、お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員

会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 では大城議員の質問にお答えします。

1点目ですけれども、現在、島ニンジン、農家のほうにも種子を配布できるかどうかということなんですけれども、ことしはDNA、色の変色の研究をしていくということがありまして、それが確立されていなく、また色にばらつきがあるものですから、ことしの研究を終えて、農家にもばらつきのないニンジンの種子を配布できるかどうか、これから検討し、また農家のほうにも、その種子がどうなのか、検討していきたいということです。

続きまして、DNAの機械ですけれども、他の品種にも使えるのかどうかということなんですけれども、DNA鑑定の機械をまだ購入していなく、また、委託もしていないものですから、委託した後に島ニンジンのほかにも、DNA鑑定にも使えるのかどうか、検討していきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では大城常良議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず観光振興計画策定業務の詳細の内容ですが、これは委託を考えておりまして、まず中城村の観光の現状の把握をしていきたいと思っております。例えば地域資源の観光産業等への把握、観光表示、地域情報の発信の把握、観光関連団体事業者等の把握、それから観光振興策の把握・整理、住民意向調査、アンケート調査になります。

それから観光関連機関事業者へのヒアリング、当然、観光客へのヒアリングも予定しております。そういう現状を把握して、中城村の観光における課題を整理します。それから振興計画の策定ということで考えております。当然、平成30年度に目指す観光協会への指針ともなること



を考えております。

それから護佐丸観光資源制作事業の映像放映ということですが、主に中城城跡の観光ピーアールのビデオ。それから護佐丸に特化したクロニカルの放映を民間のテレビ局等に依頼をしまして、放映をしていきたいというふうになっております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 では改めまして、再質問させていただきます。

1点目、研究を5年かけて色のばらつき、あるいはそういった類のものを研究してから農家に掘り下げていくという話だとは思いますが、これは現在、農家の方々もそういった話があるのかどうか。例えば会議の中に何名か入って、これは専属で今島ニンジンというのは和宇慶、北浜、南浜、そういったところでやられると思うんですが、その中から選抜して大きい面積を持った方がその中に入っているのかどうか。あるいはそれを入れる予定があるのかどうか、再度伺いたいと思います。

2番目、備品購入費の件ですが、これは現在、1,640万円の予算は計上しているわけです。これを委託してから決めていくということなんですが、こういうものはちゃんと決めてから予算を計上するのが常であって、予算を計上してから決めていくという話はどこでも通らないんじゃないかなと思いますので、再度、もう一回結論のほうを聞きたいと思います。

次3点目、いろいろな観光の振興計画を把握していくという中で、去年からクルーズ船は中部市町村のほうで入っている中で、そのクルーズ船の観光客も含めたいろいろな観光を予定しているのかどうか、それも把握の中に入ってくるのか。伺いたいと思います。

4点目に、城跡を中心に据えてさまざまな護佐丸に特化したものを放映していくということなんですけれども、やはり中城村は護佐丸、城

跡がある、世界遺産もある。それに附属した村内のいろいろな観光を引き寄せるところも今後は追求していかないと、ただただ城跡、城跡と言われても城跡だけ行って見て帰ってしまうということではなくて、さらに深く切り込んでいって、どういうものが中城村の観光に資するものがあるのか、CM3分といえば、大分長いCMになるかと思しますので、ぜひ観光客を呼び込むためにも城跡を回って次はどこ行こうと思うようなCMをぜひ検討していただきたいと思っております。では2回目お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 では大城議員の質問にお答えします。

1点目ですけれども、研究の中に農家の方々も一緒に行うのかどうかということですが、今のところ琉大の先生との研究を予定しています。今後、そういった農家の方々の意見も必要かどうかということも琉大の先生等へ聞きながら、もし必要であれば一緒になって研究を進めること検討したいと思っております。

あと2点目ですけれども、予算を先に決めてから使うのではなくて、決定してから予算をつけるべきではないかということですが、一括交付金が7月ごろ決定するものですから、島ニンジンとしては、その後に補正を組むと、どうしても研究をして植えつけ栽培があるものですから、6月の補正予算で決定してもらって、琉大の先生方と委託を契約し早目に研究を進めていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

まず1点目にクルーズ船を見据えているかということですが、当然、観光振興計画を立てる意味の中では、観光入客数とか、それ

から観光振興における要因も調査していきますので、その中でクルーズ船の分野も調査できるものと考えております。それからクロニカルの場合ですが、城跡護佐丸に特化したということでもあります。御質問の地域の観光資源への誘導については、ホームページ等で護佐丸・阿麻和利の乱とか、地域の観光ルートの紹介等も致しますので、その分野でカバーできるものと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは3回目を行いたいと思います。

まず1点目、農家の方々について、今から琉大の先生ともいろいろと相談してどうするかを決めるということなんですけれども、植えつけ時期は農家のほうで決定していくのであれば、その1年、あるいは2年ぐらい前から、そういう状況でやりますよということをちゃんと知らしめていかないと、急に言われてもどうするかという話になりかねないものですから、ぜひ農家も入れてもらって、そこでの協議をお願いしたいと思っております。

2点目、これは一括交付金が7月までの期限があるということで、私は認識しているんですけれども、その期限があるのであれば、そういう話をもっと早くして行って、どういう時期に機械を選別すれば、その期限内に一括交付金の利用がきちり決まるというのも一つのやり方だと思いますので、予算をもらってから機械を選別していくということではなく、機械を選別してから予算計上をしていくということではぜひ行っていただきたいと思っております。

次3点目ですね、クルーズ船もいろいろと把握はしているということなので、ぜひひとつこれはさまざまな観点から、この観光振興計画を本村に有意義なものになるように徹底してやっていただきたいと思っております。テレビCMのほうも、護佐丸に特化し、いろいろとホームページ

等で対応をしているということなんですけれども、CMとホームページというのは、大分違うと思いますので、載せられるのであればこのCMに対しても護佐丸イコール本村にはいろいろな観光場所があるんだよというの踏まえて、取り組んでいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の質疑を終了します。

ほかにありますか。仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは議案第33号平成29年度中城村一般会計補正予算（第2号）についてお伺いします。

まず歳出関係で、12ページの7款1項2目13節委託料、これは先ほどの大城議員の質問とちょっと重複しますけれども、確認の意味も含めて再度質問させていただきたいと思っております。その委託費で中城村観光振興計画策定業務委託料として、1,249万5,000円が計上されておりますけれども、具体的にはどのような業務が委託されて、その成果物としてどのような報告書が出てくるのか、それについてお伺いします。

それから同じく12ページの7款1項2目19節、中城村観光推進協議会補助金、これは428万8,000円が計上されておりますけれども、これは当初予算の22万円と合わせると総額では450万8,000円になり過去2年間の予算、約30万円台の10倍以上の予算額となった理由。それから事業内容が何かと変わっているのか、お伺いいたします。

それから3点目に、同じく12ページの7款1項2目19節になりますが、その中で中城村歴史文化振興発信事業実行委員会補助金384万円が計上されておりますけれども、これも当初予算の1,080万円と合わせますと総額では1,464万円で高額になりますけれども、具体的にどのような事業でどの程度の経済効果を見込んで、このような補正予算を計上しているのか、お伺いし

ます。

それから4点目、これは13ページの8款2項2目22節で補償補填及び賠償金で、村道久場前浜原線物件補償費3,013万5,000円が計上されておりますが、この財源の内訳を見てみますと、全額一般財源となっておりますが、どうしてなのか。電源立地地域対策交付金の財源は全額使い切ってしまうと、残額がないということなのかどうか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時21分）

~~~~~

再開（10時22分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では仲眞功浩議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の振興計画の具体的な業務と成果物ということですが、業務は先ほど大城議員にお答えしたような内容でございます。成果品については、観光振興計画書を100部程度印刷・製本する予定でございます。それから各種引用データ、集計データ等を取りまとめた報告書の一部作成する予定でございます。それから上記2点のドキュメントを保存したCD、DVDを保存用に作成いたします。

次に観光推進協議会についてですが、当初22万円から400万円程度膨れ上がっているということですが、当初の観光推進協議会の補助金については、年度ごとの事業に対して予算が変化いたします。そのためにことは観光振興推進協議会への補助金としましては、中城村の観光をピーアールする事業といたしまして、毎年サッカーキャンプを行っておりますガンバ大阪の2017のシーズンにホームである吹田スタジアムで開催される試合に合わせて、中城村の子供たちによるエイサーの観光ピーアール隊を編成しまして、そこで観光ピーアールを行って

いき、そこで特産品を配付して、サンプリングを行う事業計画であります。そのために420万円程度の事業費を補正させていただいていることとでございます。

次に、中城村文化芸術創造拠点形成事業につきましては、これは当初予算で予算計上しました文化芸術地域活性化事業補助金が文化庁の要綱で、文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業への変更がありました。その組みかえのため、当初900万円予算を計上しておりましたが、事業内示に基づいて1,220万円の確定をいただいておりますので、その変更として補正をさせていただいております。それから、経済効果はどうなっているかということですが、中城村には世界遺産に登録されている中城村城跡など、さまざまな文化財、文化資源を有していることから、これらを適切に保存し次代へ継承を図るとともに、状況に応じた情報発信により観光資源としての活用を視野に入れた取り組みを推進しているということで、例年行われている文化協会とのコラボをした芸能の発表もしており文化財関係の継承発展につながっているものと思われます。社会的な経済効果というのは今のところ目に見えないものはないと思いますが、人材育成の分野で貢献しているのではないかと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲眞議員の質問にお答えします。

電源立地促進対策交付金は、当初3億円を予定していましたが、事業費の伸びがあって電源交付金は3億7,200万円となっております。これは平成29年度に完了していますので、単費として6,500万円入っています。総合計で4億3,600万円の事業費となります。一番の要因としては、終点側の我部祖河そばの同意が得られなくて法線変更をしたときに、その中に建物の補償が2件ありまして、その分の単費が今回予算に計上

されてお願いしているところです。交付金は全部、執行しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは2回目の質問を行いますけれども、まず1点目から。この観光振興計画策定業務委託料ということで、これは先ほどの課長の説明によりますと、ちょっと我々が説明を受けたのとは若干ニュアンスが違っていたので、もう一回確認したいと思うんですけれども。当初の補足説明では、これは平成30年に立ち上げる観光協会への準備だとそのような話だったんですけれども、今の説明を受けていますと、そうではなくていろいろな振興策まで含めてやるというふうなお話ですから、ちょっと違うんじゃないかなという観点があったので質問をしたわけです。具体的にその振興策というのは、せんだって勝連城跡の周辺の整備計画というのがうるま市のほうから出ています。あれもすごい経済効果を見込んでおりますけれども、あのような振興を中城村の城跡を中心とした振興計画とか、そこら辺まで言及したというんですか、それと関連した計画まで出てくるのかどうか、その辺をひとつ再度、お伺いしたいと思います。

それからこの協議会への補助金なんですけれども、これは例年大体30万円程度なんですよね。これがいきなりこういうふうには10倍以上の450万円とそういうふうに出てきたものですから、この辺については、何にも説明がなかった。具体的な事業内容、今回初めて子供たちの派遣の話が出てきたんですけれども、そういうものはどうして説明してくれないのか、今回、この子供たちの派遣は、何名程度の人数で派遣し、どれぐらいの日程で派遣するのか。いつごろの予定なのか、その辺をお伺いします。

それから次の文化振興発信事業実行計画について。実行委員会の補助金についてです。これは今の説明では900万円からこの交付金が1,200

万円に増額になったから、それに基づいて準じるものだという事ですけども、具体的にその事業がどう変わってきたのか。当初1,080万円の事業ですね。これが今1,464万円、そういう事業に計上されているわけですけども、具体的にどういう事業が新しく追加されてきているのか、その辺お伺いします

それから4点目の電源立地交付金の件についてですけども、これはもう全額使い切っていないというふうなことでありますけれども、この発電所周辺の地域の整備については、いろいろな地域の皆さんと協定書も結んで、いろいろな事業が計画してあるわけですけども、この状況を見てみますと、かなり財源的に厳しい状況にあって、もはやこの協定書で結んだ事業というのは、全て実行できるとか、あるいはその中で最低限必要な事業として、地域で捉えている事業が、大変厳しい状況に追い込まれているだろうというのは想像できますけれども、これは一般財源から全て出さないといけないのか。その辺については、対応をどのようにするのか。あるいは地域住民に対してはこういう財政状況の説明というのが、苦しい状況があるということで、この協定書で締結した事業は取り残しがありますといった報告というのはなされるのかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

観光振興計画についての説明の内容ですが、当然中城村には上位計画としまして、中城村第四次総合計画、それから中城村人口ビジョン及び総合戦略等の上位計画がございます。その中でその両上位計画を執行するためには、やはり特化した観光の振興計画というのは必要だという認識をしております。その中で中城村の観光資源をもとにいろいろな観光誘客を図るための

施策をここでまとめるわけでございます。そう
いうことからすると平成30年に観光協会も立ち
上げますから、観光協会の運営の指針にもつな
がるものとして認識をしているところでござい
ます。

それから中城村観光推進協議会の御質問です
が、説明がなかったということについては申し
わけございません。これについては先ほども申
し上げたとおり、子供たちによる観光ピーアール
を計画しておりまして、旅費としまして、引
率の大人9名、子供、児童生徒を50名程度を予
定しております。それから大阪での移動費、ス
タジアムの使用料。これは大型スクリーンに中
城村の観光をピーアールしたビデオを流したい
というふうに考えております。

それから中城村の特産品も向こうで配布をし
ながらモニタリングしていきたいという費用で
ございます。

それから文化庁の補助金については新しい事
業かということですが、基本的には当初予算に
御説明いたしました事業でございます。これが
まず1点目に名称が変わったということで、組
みかえをさせていただいております。もう1点
は当初予算については、一般公募のシステムで
すので、計画書で4,000万円程度の事業費を公
募しております。その中で昨年の実績を見て、
当初予算に組み込んでおりました。今回、補正
は、文化庁からの確定、内示が来た事業費が
300万円程度多くなったということで補正をさ
せていただいております。当初予算の事業の計
画の内容を変更したのではなく、事業費が多
くついたらと御理解をいただきたいと思いま
す。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時38分）

~~~~~

再 開（10時40分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお  
答えしたいと思います。

電源地域対策交付金の件と認識をしておりま  
す。その吉の浦火力発電所を誘致する場合の地  
域合意形成として、確かに協定書を結んでおり  
ます。その中で前から答弁しているように電源  
立地地域対策交付金の初期対策交付金を活用し  
て地域整備事業を行うという趣旨だと理解をし  
ております。それについては前に村長からも申  
し上げたとおり、平成24年度で地域対策交付金  
の初期対策交付金は完了しております。残りの要  
望事項については、地域振興の一環として整備  
を検討してまいりますという村長からの答弁も  
ありましたとおり、今後は全体的な村の財政状  
況に応じて整備するものだと考えております。  
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 3回目の質問になりま  
すけれども、まず1点目、この委託料に関連し  
ていろいろお話を聞いていますと、大体趣旨は  
わかってきています。それはそれとしまして、  
私が実際に今感じていることは、平成30年度に  
はもう観光協会を立ち上げると、そういう段取  
りになっているようでありますけれども、今年  
5月ですか、北中城村は観光協会の発足式がご  
ざいましたね。そういうものを見ながら、準備  
としては先進地域あるいはコンベンション  
ビューロー、県の観光協会関係の部署に人員を  
派遣して準備対応をやったほうが、まだ充実し  
た対応策が練られるのではないかとということも  
ありますので、この委託料コンサルトとか、そ  
ういうものに頼るのではなくて、準備というも  
のはやっていくべきだろうと思っておりますけれども、  
その辺について、見解をお伺いしたいと思います。

それから次の観光推進協議会の件なんですが、  
これの内容としては、子供たちを実際にそこに

送り出すと、引率も含め大人9名、児童50名で59名というかなりの規模の子供たちを送るといのは大変企画としては大変すばらしいものがあると思います。その辺についても、全く周知していませんね。それからこの計画というものは、サッカーをやっている子供たち、あるいはその保護者とかに周知されているのか。あるいはこれから周知する予定なのか。それから金額的には50名以上、それともろもろの旅費を考えると、この予算額ではちょっと厳しいものがあるのではないかなという気がするんですけども、子供たち、あるいは大人の負担金とかはあるのか。どの程度なのか、その辺もちょっとお伺いします。

それからこの文化振興発信事業関係では、これは文化庁の予算額が増額したから、とりあえずは増額したんだと、そういうお話でしたけれども、具体的な事業内容というのは、これから詰めるということによろしいのか。全く新しい増額の趣旨に沿った何か新しい計画とかそういうものを考えておられるのかどうか。

それから最後の電源立地対策交付金関係です。久場電源地域についてはまだまだ排水路問題とかいろいろ解決していない問題。整備すべき問題がたくさんあると思いますけれども、その辺についてはもうこの交付金は使えない。ないということです。一般財源で全部全てやらないといけないということになりますけれども、その辺は協定書も踏まえながら本当に最小限必要な事業というものは、村の負担になると思うんですけども、はっきり申しまして一般財源ですから、この辺はぜひ地域と相談して確実に今回の一般財源3,000万円を捻出したように、ぜひその辺の事業に充てていただきたいとその内容を強く要望したいと思います。最後の答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では答弁したいと思います。

まず観光協会の準備など、先進地もしくはコンベンションビューローなどの人材派遣ということですが、計画の中では当然、関係団体等の意見を聴取していきます。それから観光協会の設立については、もう既にビューローのほうに出向いて指導なり、資料をいただいているところでございます。当然、観光協会の取り仕切る観光ビューローですのでその辺は連携してまいりたいと思います。

それから観光推進協議会の補助金の事業になりますが、説明がなかったということは大変申しわけなく思っておりますが、これについては一括交付金事業にチャレンジしまして、今回5月に内示をいただいて、6月に補正を計上しているということでございますので、議員の皆さんに御説明するのが、この場だという御理解をいただきたいと思います。当然、保護者については、事業計画を立案している中から子供たち団体のほうとは話し合っております。それで時期的には夏休み、子供たちの休み期間を利用して計画しているということで、ガンバ大阪とは詰めている状況でございます。予算の負担については、今のところ負担は考えておりません。

次に文化庁の発信事業については、先ほども申し上げたとおり新しく内容を追加したというものではなく、当初予算で説明した事業内容を進めていきたいと。事業費が当初、国に対しては、4,000万円余りの予算要求をしておりましたが、例年1,000万円程度しか内示が下りませんので、実績として当初予算には900万円の交付金を予定しておりましたが、国からの内示で1,220万円の内示が下りたために今回補正をさせていただいております。

要望についても、いろいろ各課対応ということの項目がありますので、その辺は地域と相談をしながら進めてまいりたいと思います。以上

でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲眞功浩議員の質疑を終了します。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩（10時51分）

~~~~~

再開（11時06分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは議案第33号平成29年度中城村一般会計補正予算（第2号）について、質疑したいと思います。

11ページ、13節委託料、島にんじん栽培研究委託料について、先ほども質問がありましたけれども、この島にんじん栽培研究事業は琉球大学と提携して委託されている事業ですけれども、この事業に関してはたびたび議会でもこれまで質疑されてきました。また私も前に質問したことがありますけれども、きょうも少し質問したいと思います。この島にんじん栽培事業の研究期間は5カ年と言われているが、5カ年で打ち切るのか、またそれとも継続されるのか、これと研究内容は当初と同じか。また新しく始めた項目もあるのか。この研究内容について、遺伝性の確認の研究もされているようだが、どのような内容の確認がされたか、それも伺いたいと思います。

次2点目、15ページ、4目吉の浦会館費の15節工事請負費1,025万円について、これの内容は吉の浦会館の音響設備の改修工事と聞いておりますけれども、その工事内容は間違いはないですか、課長。私は会館の音響に関してはもう何年も前から生涯学習課の課長に改修工事をお願いしてきました。今の課長ではないんですけれども、その前の課長、またその前の課長と改修の要請をしたんですけれども、なかなかやってくれなくて、また昨年の12月定例会の一般質問

でも改修工事の要望をしまして、今回補正で予算が計上されたということで、まことにありがとうございます。

まず最初に設備工事の全般の内容を伺いたいと思います。それとこのマイクですけれども、ワイヤレスのマイクをそろえないか。それとミキサーに関してですけれども、このミキサーはマイクからの配線がありますね。この配線ですけれども、これも改修されるのか、今までの既存の配線だと線が古くなって、うまくマイクの音をミキサーが拾えないかと思います。皆さんよく知っていると思いますけれども、テレビのアンテナからテレビのほうに映像を取り入れるときに、配線が古いとなかなかスムーズに映らないと、そういうのも皆さんよくわかると思います。それと一緒に。この音響についてもこの配線をぜひ新しく改修工事してもらいたいと思います。以上、よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは仲松議員の質問にお答えします。

栽培研究は何年というところで打ち切るのかどうかということですが、ことしDNAの研究を行う予定ですので、それを踏まえながらDNAの確立をして、それから今後研究を続けていくのかどうか検討してまいりたいと思います。平成31年度まで研究予定でありますので、今回の研究を踏まえてから判断をしていきたいと思っています。

続きまして、研究内容は当初と同じか、また新しく始める項目もあるかという質問ですが、平成29年度はDNAの解析を新しく始める予定であります。

続きまして、研究の内容の中に商品の品質の鮮度、商品価値を長く保つような研究も行われているのかどうかということですが、現在、県の農業研究センターのほうで色の変色し

ないフィルムを今研究中ということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

まず今回の一括交付金事業として、吉の浦会館の機能強化という事業で実施させていただきますけれども、内容としましては、先ほど議員がおっしゃったような吉の浦会館の音響機器の全てにおける改修となっております。吉の浦会館の音響機器なんですけれども、建設した平成5年から二十四、五年が経過しておりますので、スピーカーの劣化と故障で全体的に音質が悪いとか、音が割れたり、こもったり、途切れてしまったり、ハプニングがあったりと、利用者から非常に苦情があります。議員もおっしゃったように、以前からの改修要望もございました。今年はまた文化まつりもあるということで、一括交付金でチャレンジをしました結果、内諾を受けましたので、今回の補正とさせていただきます。ワイヤレスマイク等なんですけれども、基本的に今回、音響機器にかかわる全ての改修をいたしますので、スピーカー類に始まり、パワーアンプ、ミキサー、デジタルワイヤレス類とまたマイクも全てそろえていきたいと思っておりますので、今議員がおっしゃったワイヤレスマイクもミキサーも含め、全て改修したいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 この研究の期間、今回のDNAの研究の成果、結果を見て継続するかどうか、判断するということですね。鮮度に関してですけれども、今農協の出荷場の冷蔵庫を使って鮮度を維持している話も聞いているんですけれども、冷蔵庫では収納にちょっと限りがあり、ほかの商品も多分使っていると思う。それよりは私が聞いたところによると農家の皆さんは研究してこの商品の鮮度を保つほうがいいんじゃないかという話をよく聞くんですけれど

も、これについての研究は今されているのか。

次、この研究内容については、遺伝性の確認の研究もされているようだが、その遺伝性の研究というのは、どのような内容の確認がされたか、これもお願いします。

生涯学習課長、工事全般と言っていましたけれども、配線のほうは全部取りかえですか。今回の工事はいつごろの終了か、その辺もお願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 仲松議員の質問にお答えします。

研究で鮮度を保つことも研究されているかどうかですけれども、現在は鮮度を保つ研究は行っていません。ただ店頭に並ぶ際に色の変色が起こるということで、県の農業研究センターと今、色に変色しないようなフィルムの研究中ということです。

続きまして、遺伝性の研究もされているかどうかということですが、今回、平成29年度に遺伝性の遺伝子の研究を行い、現在、ニンジンが赤、ダイダイ、黄色と3色のばらつきがあるものですから、今回そのばらつきをなくし黄色に統一するために、今年から遺伝の研究を行っていきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

基本、議員がおっしゃっている配線というのが、ちょっと理解できていないところもございまして、音響操作室から舞台までの配線につきましては、現在、ふぐあいがある状況ではないという認識なので、基本的にはミキサー類の機器の変更ということで、今考えております。設置の際にふぐあいがありましたら、もちろん配線の取りかえはすると思っております。基本的に操作性というのは、今回の機器の工事でミキサーのアンテナのチャンネルもふえるので、そ

の辺のやりとりというのは大分減ってくると思
います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 では私の要望ですけれ
ども、私が島ニンジンの研究内容を調べたところ、
全体的な調査を通して中城村の島ニンジンは樹状形質のばらつきが著しく、いわゆる品質
退化が進んでいることがあると。このような状態が続けばブランド力が完全に消滅するおそれ
もあると。しかしながらまだ有望な個体を散見
されていることから、復興の可能性は十分ある
と考えられております。また中城村の特産品と
位置づけ、ブランドとして村内外にアピールさ
れている島ニンジン、農家の栽培意欲を高め促
進するためにも、今後も研究の継続を進めてい
ただきたい。研究の結果、成果というのは、四、
五年の短期間で出るものではなく、10年や15年
あるいは20年もかかる研究もあるわけですから、
重ねて要望しますけれども、本村の農業振興の
ためにも研究の継続をお願いしたいと思います。

次、今年度は11月に文化まつりがありますの
で、ぜひそれに間に合わせていただきたいと思
います。今回の音響の改修工事で会館を利用す
る村民の皆さん、文化協会の会員も大変喜ばれ
ておりますので、ぜひすばらしい音響設備がで
きるよう願っております。以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲松正敏議員の
質疑を終わります。

休憩します。

休憩（11時21分）

~~~~~

再開（11時21分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第33号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討  
論を終わります。

これから議案第33号 平成29年度中城村一般  
会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第33号 平成29年度中城村一  
般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決  
されました。

休憩します。

休憩（11時23分）

~~~~~

再開（11時33分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 議案第34号 平成29年度中城村防
災行政無線機能強化事業施設整備工事請負契約
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時34分）

~~~~~

再開（11時44分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思  
います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認め  
ます。したがって、議案第34号は委員  
会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認  
め、討論を終わります。

これから議案第34号 平成29年度中  
城村防災行政無線機能強化事業施設  
整備工事請負契約についてを採決いた  
します。

お諮りします。本案は原案のとおり決  
定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認  
めます。したがって、議案第34号 平  
成29年度中城村防災行政無線機能強  
化事業施設整備工事請負契約について  
は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 4 6 分 )

~~~~~

再 開 (1 3 時 3 0 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第3 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内と
します。

それでは通告書の順番に従って発言
を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許
します。

3番 大城常良議員 こんにちは。大
城常良でございます。議長のお許し
が出ましたので、これより通告書に
従って、6月定例会一般質問を始め
たいと思ます。

それでは大枠1番、中城幼稚園の用
地返還問題について伺います。村長
の重点政策である「子育てしやすい
環境整備の充実」を掲げてい

る中で、中城幼稚園の駐車場及び、
グラウンドの返還は政策に対し相反
すると思いますが、村長の所見を伺
います。地権者との交渉状況はど
うなっているのか。返還した場合の
駐車場及びグラウンドの対策は考
えているか。保護者への説明は予
定しているか。

大枠2番、津覇小学校、津覇幼
稚園の校舎、園舎について。小学
校、幼稚園の環境整備の観点から
小学校の職員室が余りに狭くて、
本や教材等が出窓や足元に置かれ
ている状態です。現在は2名用会議
テーブルが14台とパイプ椅子を
使用しておりますが改善する計画
はあるのか、伺います。幼稚園の
園舎も築38年になり老朽化が進行
している中で、現状は廊下、天井
のペンキ剥がれ、タンポポ組入り
口の天井セメントの剥離及びさく
ら組のトイレ換気扇からの雨漏り
、訪問の際、入り口の呼び出し
(ベル)もない状態になっている
ものですから、幼稚園からの要望
として出されていると思ます。け
れども、補修の予定、あるいは計
画はあるのか、伺います。

大枠3番、公立幼稚園での2年保
育について伺います。本村では5
歳児を対象とした公立幼稚園の運
営をしておりますが、他市町村で
は4歳児と5歳児を合わせた2年
保育が多く行われていると思
ますが、本村でも2年保育の計
画等はないのか、伺います。

大枠4番、公共駐車場整備計画に
ついて。平成28年12月定例会で
基本計画をもとに、用地費、それ
から補償費及び、委託費の追加
交付申請を行い物件調査と用地交
渉を進めるとありましたが、現在
の進捗状況を伺います。

大枠5番、新庁舎建設について。
現在の進捗状況を伺います。以上
、簡潔な御答弁をよろしくお願
いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常
良議員の御質問にお答えをいた
します。

大枠1番、大枠2番、大枠3番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠4番につきましては、総務課。

大枠5番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、私に御質問の大枠1番の について、私のほうから所見を述べさせていただきたいと思いますが、これは議員も御承知のとおり、発端は地主の意向がまず先に来ました。幼稚園の敷地の買い取りについての話があって、すぐ村のほうでその敷地の買い取りということはできかねますので、これは億単位にのぼる金額になりますので、お互いで接点を見つけようということで、私自身が地主とお会いしまして、村の意向だとか、これからの方針をお話しさせていただいて、御理解を得たものだと思っております。とりあえずできることから始めようということで、地主の御希望の遊具がある箇所と駐車場をまずは返還してもらえないかということだったものですから、村のほうとしましては、地主の意向をまず第一に考え、そして村のほうとしましては、子供たちの遊び場については、運動場が使えるだろうということで、そこが接点となり、今日に至っております。ですから地主との話の中で、今年度中に幼稚園をどうしますということを教育委員会のほうとしっかり協議を重ねて、お返事しますと。今年度中はその返事を待ってくださいということで、今後、地主の土地の利用も計画立ててあるはずですから、村としても、そこでしっかりと地主に説明をさせていただきながら、今後の方針をお話しさせてもらうということになりました。ですから御質問の「子育てしやすい環境整備の充実」に相反しているということではございませんので、その辺は御理解をいただきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは大枠1の

及び大枠2の 、そして大枠3の についてお答えします。

まず地権者との交渉状況なんですが、現在継続して行っている状況であります。その中で平成29年度につきましては、これまでどおり賃貸借契約を締結するというので交渉が現在進んでいます。返還後の駐車場及びグラウンドについての対策ですが、スペースは小さくなると思いますが、園舎の前のほうの造成等を行い現在対応する計画であります。保護者への説明などについては、地権者における諸事情等もあり、配慮が必要ではないかということで、保護者への説明は予定しておりません。

そして、津覇小学校、津覇幼稚園の件についてですが、職員室の件につきましては大城議員から御指摘がありますように、事務室のスペースが狭いということで、どうしてもテーブルでの対応ということになっていまして、今後、学校側と相談をしながら、ほかの対策、改善ができないかを計画してまいりたいと思います。

幼稚園の件につきましては、現在、幼稚園の現状を確認し、順次修繕を行っていく予定であります。まず換気扇の部分については、現在見積もりをとっていますので、その部分で予算等の兼ね合いも見ながらどのような対策ができるかを計画していきたいと考えています。

大枠3の については、本村においてもこれまでも2年保育の必要性については議論されているところではあります。先ほど、話していません幼稚園の園舎の老朽化もあり、その環境整備も関連してくる事項でありますので、教育委員会においても、計画的に継続して審議していきたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 公共駐車場設備計画について、お答えいたします。

観光振興地基盤強化整備事業としまして、公共駐車場整備事業を実施しており、平成28年度におきまして、「公共駐車場整備基本計画」を策定いたしました。平成28年12月、第7回定例会におきまして、補正予算としまして、用地費、物件補償費など、2億6,311万円を措置しておりますが、計画地内の地権者との交渉などに不測の日数を要したため、予算につきましては、平成29年度へ繰り越しをしているところでございます。現在の進捗状況につきましては、計画地内3筆の相続人を含む地権者にお会いいたしまして、駐車場整備事業について説明をし、御理解をいただけたことから、「土地売買契約」の前段としまして、「土地売買確約書」を、双方で交わしたところでございます。また、計画地内で、現に、農業を営んでおります事業者に対しまして、事業に係る説明を行い、概ね、御理解をいただいていると認識しております。さらに先月、沖縄県土木建築部用地課を訪ねまして、同事業に対する「事業認定」について相談を行っております。現在は、「事業認定」申請に係る必要書類等の収集・整備を行っているところでございます。また、来週早々には、収用等により土地建物を売却した場合の特別控除の件で、那覇税務所へ出向き、調整を開始したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正
都市建設課長 新垣 正 では大枠5について、お答えします。

平成29年3月定例会にも答弁しましたけれども、昨年9月に中城村字当間地内に候補地が決まり、12月より設計業務に着手し、住民・職員・各課からのヒアリングを行い、その御意見・御要望と「中城村新庁舎建設基本構想」を反映させた検討案を作成しました。その図面案をもとに、庁内プロジェクトチーム及び村内各種団体代表と学識経験者、村議員等で構成する中城村役場庁舎建設検討委員会で検討を行って

まいっています。現場のほうは3月末に測量業務を完了し、現在、土質調査業務を行っております。今後は、検討案を公開し、住民から意見をもらう期間を2週間設け、パブリックコメントを募集し、可能な範囲で意見を反映させ、検討委員会の意見を聞きながら、平面案を決定する予定です。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは改めまして、再質問を行いたいと思います。

まず大枠1番、村長の所見ということであるんですけども、これは最後のほうにお願いしますので、まずのほうから伺いたいと思います。

まずのほうの地権者との交渉状況はどうかということで、平成29年度もとりあえずはそのまま借地ということで、やっていくということなんですけれども、その中で平成29年度当初予算について、我々、3月定例会での予算審議の中でも500万円という用地の返還を決定しているものですから、そのほうはいつごろを予定しているのか、駐車場と、グラウンドは今年いっぱい返還されるのか、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

大城議員の質問の中で500万円の予算については、これは用地代ということではなくて、返還するときの整備等になりますので、その部分については、4月から交渉する中で当初は8月いっぱいの返還。駐車場と園舎以外ですね、駐車場と庭園の部分については、お話がりましたが、交渉する中で、先ほど言いましたように平成29年度はそのまま契約してよろしいですということのお話がありましたので、工事としましては、いろいろ計画を練りながら3月末をめどに考えていきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 我々も予算を決定してしまったからには、今年度中に返還してしまうのかなという心配もしておりますけれども、できるだけ繰り越しにも回していただいて、ぜひ平成29年度中はやらないというのであれば、少しでも延ばしたほうが幼稚園としてもいいのかなと思っているものですから、地権者と重々相談をしながら、誠意を尽くして借地がそのまま継続できるのであれば一番いいんですけども、そうでない場合にもぜひ、地権者には重々説明をしていただいて、幼稚園の状況を説明しながら進めてもらいたいと思っています。

次のほうですが、先ほど村長のほうは小学校の運動場を使用するというので、答弁がありましたけれども、幼稚園の駐車場、それからグラウンドというのは、今も朝夕、園児の送迎もありますし、それから幼稚園、小学校の職員も駐車場を利用しているということもあります。あとは毎日、園児が朝1時間、それから預かりをしている中で、32名が午後の預かりもそのまま続行しているものですから、その場合4時から5時まで、そのグラウンドを使用しているということであり、4時、5時ということになりますと、運動場というのはおそらく野球部とか、サッカー部などが毎日使っているのではということ踏まえますと、ここは合同で使用できないということ踏まえて、先ほど、課長の答弁を聞いたときに園舎の前を整備して、そこにグラウンドあるいはいろいろな遊具をつくるということをお話されました。私も全く同感であります。私は幼稚園のほうに行って、どうしたら対策を打てるのかと、いろいろ話をしながら聞いたんですけども、やはり同じように園舎の前は大きい木々がたくさん立ち並んではいるんですけども、そこを整備して幼稚園のグラウンドとして、何とか使用できないかなということをお強く要望されたものですから、いろいろとお金はかかるかもしれませんが、幼稚園として園

児の安全面、そして体力的な面、それから運動能力も高める上でも、ぜひグラウンドは小学校とは別個にやらないと危険性があるのではないかと考えています。小学校との合同は避けていただいて、課長が提案したとおり、幼稚園に庭園をつくって、遊具も取りそろえて、小学校の栽培畑を縮小してでもそこにある程度の敷地を持った庭園、グラウンドをぜひつくっていただきたいと思っています。また、グラウンドはそこにつくる予定だということなんですけれども、大体めどは立っておられますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。
教育総務課長 比嘉健治 お答えします。

整備の時期ということですが、8月以降、本来でしたら夏休み等を活用して整備しようかということではしていましたが、地主との契約も今年度いっぱいできたということで、ある程度、計画を少し細かく練りながら遊具の部分についても、現在の予算も含めると、少し厳しいのではないかと担当のほうとも話をしながら設置等ができる部分は早目に対応していきたいということで、まずは3月いっぱいをめどに考えていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 幼稚園からの要望といたしまして、ブランコ、すべり台、それから雲梯、砂場、この4つはぜひとも取り入れてくれという要望がありましたので、教育総務課として現場の意見を十二分に聞いていただいて、それはなぜかといいますと、入園したての子供たちは雲梯が最初はできなかったが、それが1年後には大体の子供が最初から最後まで雲梯ができ、体力面も相当上がったという話をされていたものですから、そこを踏まえて、その4つの遊具というのは砂場を含めて取り入れていただきたいと思っています。

最後に村長のほうに、1年間、来年の3月ま

で工事は延びたということなんですけれども、借地対応でどうしようもないと、これは1億円以上の金額もかかることだし、現状の村の財政事情を考慮したら、到底無理かなということでございますけれども、地権者には今までどおり誠意を見せていただいて、どうしたら一番いい方向に行くのかということも踏まえて、村長としての考えを、今の話を聞いて、幼稚園のこれからというものはどういうふうに持っていかればいいのか。前に庭園をつくる、あとは駐車場がまだ気にはなるんですけれども、そういうのも含めて現在の幼稚園のあり方というのを、これからは借地が多い中でどうしていくのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然のごとく、子育て世帯といいますが、子供たちの部分をまず第一義的に考えていきたいと思っております。その後、今おっしゃる物理的な問題だとか、あるいは地主の意向も含めて、先ほど答弁いたしましたけれども、私どもから積極的に接点を求めて、地主の意向も伺いながら、この1年の間に方針が決定いたしますので、方針が決定した段階で地主に真摯な説明義務を果たしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは に移りたいと思います。

保護者への説明ということで、通告してあるんですけれども、先ほどの課長の答弁では地権者に配慮して、これは必要ないということで私は受け取りました。ということは、来年3月以降にこの園庭、駐車場等、グラウンドが返還される中で、そこは今通園している方々の保護者には何らかの説明をしていかないと。これは園舎の前に改めてつくるといっても説明していかないといけないのではないかなと思うんですけれども、これは課長のほうではどう思っていま

すか。やらなくていいのか、あるいはその時期が来たらやっていくのか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。
教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

保護者への説明ということなんです、返還等、地主の意向も含め、今年度中にいろいろ詳細を決め計画していきますので、その中で資料等もつくりながら、説明できる機会が設けられれば、対応していきたいというふうに今考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 3月までは返還しないということで聞いておりますので、ぜひとも説明する状況が来た場合には確かな説明を保護者に対してやっていただきたい。これはぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、大枠2番のほうに移りたいと思います。先ほど課長のほうからいろいろと学校側とも相談し、協議しながら進めていくということなんですけれども、これは平成27年度に補助を対象とした改築を計画していたはずなんですけれども、これは児童数の減少や対象面積の関係で断念せざるを得なくなったという経緯があると思うんですけれども、そのまま放置してはいけません。職員室が小さいからそれで我慢なさいと今はそういう状況にあるのかなと思いますので、私は中城小学校、それから南小学校、中城中学校も見てきたんですけれども、津霸小学校だけが非常に窮屈であり、先生方がかわいそうな状況下におかれているものですから、南小学校においては五、六年前に建てた施設ですので、広くて整った職員室があるものですから、そこはもう津霸小学校にしても、確かに補助を受けられなくて残念ではあったんですけれども、そこは気持ちを切りかえてどうすれば職員が働きやすい環境になるのか、そこを十分検討していただいて、早急に学校と協議してできるとこ

るから、例えば今2名用テーブルがあるんですけども、それを引き出しを付きと替えた場合でも、整理が可能であるんじゃないかと。1人用がだめであればどういう2人用の利便性がある机があるのか、そこも随時検討していただいて、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、のほうです。幼稚園の問題があります。幼稚園のほうも、毎日40名の園児が朝から夕方まで幼稚園で過ごしている中で、本当に安全で過ごしやすい環境をつくるために、行政の役割というのは、非常に大きいと思いますので、先ほども課長からありました換気扇を筆頭にということで、大雨のときはトイレにも入れないという状況を聞いていたものですから、そこは換気扇だけとはいわずに、総合的に判断していただいて、できるところはすぐやると。どうしても金がかかって、予算面でも厳しいと思うところは計画性を持って、前に進めていただきたい。入り口のベルぐらいはすぐできるんじゃないかなと思いますので、訪問者が来ても、庭からしか回って出入りしないということをございますので、そこは幼稚園とよく協議して、できるところから一步一步、早目に進めていただきたいと思っております。2番は以上です。

次、大梓3番、公立幼稚園での2年保育についてです。これは現在、近隣市町村で西原町が13年ぐらい前から2年保育が行われていると。北中城村に関しても大分長期にわたって2年保育をやられているという話を私、伺ったんですけども、その中でも北中城村は4歳児が60名、5歳児が74名、トータル134名が現在、公立のほうで保育と一緒に幼稚園で頑張っているという話で、西原町は4カ所の公立幼稚園があり、そこで4歳児は110名、トータルして5歳児が250名ということであるんですけども、これは幼稚園に聞いても、なぜ中城村ではできないのかなと。県内では、多くのところで2年保育はやられているんだけど、子育てを支援す

る中城村でこれがやられていないということに関しては、疑問でならないと。できない理由は何があるのかなという話さえしていたものですから、そこは長年にわたって、検討はしたと思うんですよ。それでもできない理由があるのであれば、お聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時03分)

~~~~~

再開(14時04分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。

少し越権行為かもしれませんが、実は3年保育、2年保育につきましては、前々からどういう形でやったほうがいいのかという検討は当然ありました。そして、議員も御承知のとおり、ここ数年、本村の認定こども園が今はもう既に2カ所、来年4月にはもう1カ所開園しますので、3カ園になります。おそらくこれからもまた予定している園があります。そういう意味では、民間の部分での幼稚園の受け入れがかなり充実しており、2年保育を飛び越えて、3年保育としてそこにかかなりの数があります。そういう意味では非常に理想的な形で推移していると自分自身では考えております。それ以外のもので補完するのが、我々、公の努めでありまして、民でできない部分を補完していくという考え方のもとで、今回今年度の先ほどの御質問と少し重複しますけれども、今後の幼稚園運営、経営をどうやってやっていくのかという方針を今年度で決めますので、公立幼稚園の運営や、老朽化しているものをどうやっていくのかというのを決めますので、今議員御質問の3年保育、当然新しく幼稚園を公設、民設いろいろな方法がありますけれども、公立幼稚園をつくるということであれば、そこにもまた3年保育の枠が当然出てきますし、この議会でもよく答弁させて

いただきますけれども、民業圧迫にならずに、そして公がしっかりと補完できるという形を我々はしっかりととっていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、民を圧迫しない程度にということで、村長の答弁がありましたけれども、私は北中城村に聞いたんですよ。今4歳児を受け入れて、保育園のほうで減にならないかという話も伺ったんですけども、いやそこは大きな勘違いですよと、子供はゼロ歳から5歳が保育園、幼稚園ということなんですけれども、4歳児を60名あるいは70名受け入れても、さらにそれを上回る4歳児は別の保育園。あるいは認可保育園。最近では認定こども園が大幅にふえてはきているんですけども、そういったところも子供の奪い合いということまでは全然いってないですよということもあるものですから、そこも検討していただいて、ここは公に入れる子供はどのような子供を受け入れるのか、4歳児であればどのようなメリットがあるのか。私ちょっと聞いたんですけども、そのときは2年保育をすることによって集団生活、これはもう幼稚園と1歳の違いですので、幼稚園のいろいろな行事にも参加できて、それから集団生活にも慣れてくると、1歳児から5歳児までではなくて、4歳、5歳と限定された中では、いい取り組みですよということもあって、さらに幼稚園の職員の方々とも1年ですぐ卒園してしまうよりも、4歳、5歳で2年にしていけば、それなりの強いきずなも生まれて、信頼関係は非常に密になるということも伺っており、そういう話を聞けば、本村でも村長が言われたとおり、今からの多様なニーズに答えて、認定こども園はありはするんですけども、一概に全部そこに行かすのもちょっとなにかなということを感じましたので、これも検討課題ではあるんですけども、どういう状況でどういう子供

を受け入れるのか、検討の一つになるんじゃないかと思っておりますので、教育委員会として、ぜひ進めていただきたいと思っております。

続きまして、大卒4番、公共駐車場の件に移ります。先ほど課長のほうからいろいろと現在進んでいると、整備事業の一環として平成28年度の予算を平成29年に繰り越して、今どういう状況で、なされているのかなということをお聞きしましたら、事業認定を申請する段階まで来ているということで、私が心配していたのは、繰り越してであり、それが今年度中に終了しない場合、これは一括交付金を活用したプロジェクトになるものですから、そのプロジェクト自体が立ち消えになるんじゃないかという心配をしていたものですから、今年度中に終了させないといけないということで、今回この公共駐車場の進捗を聞いたわけでありまして。先ほど課長から聞いた話ではおそらく今年度中には終了すると思っておりますので、確実に今年度をめどに公共駐車場の全てを終了させていただきたいと思っております。

それでは最後に、新庁舎の進捗状況。これは都市建設課長からいろいろと進捗状況の説明があったんですけども、まず最初にもらった村役場建設スケジュール案の進捗状況は、予定どおり進んでいるのか、これを見た段階では実施設計、事業認定、国税事前協議が8月までには終了する予定になっているんですけども、それに対しての進捗はどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今持っている工程表がありますけれども、基本計画を8月いっぱいに行って、あと実施設計を行っていきます。その中の事前協議も今年度で終わって、あと開発行為の申請がありますので、開発申請の許可をし、来年の3月までには確認申請をもらっていくという計画となっています。以上です。



議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今課長の答弁を聞いたら、予定どおり進んでいるということで理解しましたけれども、我々議員のほうもこれまでに3カ所の他市町村の庁舎を見学してまいりました。広くてすばらしい庁舎ではありましたが、人口が本村とはちょっと違っていて、3万人、4万人という団体のほうの視察をし議会の建物を重点的に見て回ったんですが、これは議事堂だけではなくて、1階から4階までを網羅した建物をきちんと設計に生かしていただいて、都市建設課としては、あちこちの庁舎を回って、いろいろな勉強をされているはずですので、それを検討委員会のほうにも投げて、すばらしい庁舎、駐車場から入りやすい庁舎。中に入って動きやすい庁舎。また2階、3階もいろいろな課が入るはずですが、そこへも行きやすい庁舎、全体的な庁舎を踏まえて、進めていただきたいと思います。私が一番心配しているのは、村長も見たかと思うんですが、6月1日の新聞のほうに新庁舎説明不足の声ということで、沖縄タイムスのほうに大きく載っている。私は村長の本意ではないと思うんですが、こういう記事が出てしまった場合には、中城村は何をもめているのかなということも考えられるものです。これは3月議会でも私、住民に対しての説明会はやらないんですかということと申し上げたときに、都市建設課長は基本設計ができてから、できるのであればやろうかなということと、村長のほうはもう場所は決定していると、それに伴い説明会はもう1回やっただと、これは平成28年9月23日でしたか、やったということで、当面はやる予定はないということと言われたんですが、村民は心配しているというよりは、庁舎をつくることに対しては、理解していると思います。誰でも今の庁舎を見ればわかるように50年近くもたって老朽化しているため、村民の利便性のた

め、早くつくってくれという願いではあると思うんです。しかしながら、こういう記事を目の当たりにした場合、それが果たして本当に村民に対して説明責任が果たされているんだろうかということ強く感じるわけでありまして。皆さんも本当に9月23日にやった報告会だけで説明は済んだと感じておられるのか。まず都計課長のほうからどういう状況で、今回いつごろ説明会を予定されているのか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

3月定例会において、私が答弁したのは基本設計でもいいのであれば、説明会をやりますと。ただ基本設計だけで、平面図だけで説明会して、果たして人が集まるのか。パースとか、模型を使っての説明会であれば、まだ関心はあると思うんですが、基本設計段階でも説明会の要望が多ければ行っていきます。ただ今の段階では基本設計について、説明会の要望がないものですから、時期尚早で考えていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今課長のほうから時期尚早という話があるんですが、我々議員のほうには去年の7月25日に新庁舎建設に関する候補地の選定結果についての報告がありました。その中ではいろいろと防災面、利便性、交通安全面、そして来庁者、周辺状況、さらには実現性と。あとは計画関係ということで、事細かに現在の建設位置に対しての説明があったわけですが。私や各議員はこの場所がいいのか、それでもしょうがないのかなと、いろいろ場所の選定はあったんですが、それを見た場合には、ここが一番いいのかなということを感じて、我々は受けとめているんです。村長、時期尚早という話ではあるんですが、我々に説明した資料を使ってでも、十分説明は可能だと思うんです。今村民が心配しているのは、前にも

言ったとおり、地震、津波、防災面が一番心配で、庁舎が安全なところに建つのであれば、誰ひとりとして、私は心配はしないと思いますので、我々に示していただいた資料をもとに説明すれば村民も納得してくれると思うんです。それについて村長どうですか、早目に疑問の声があるのであれば、村長の意向としてやるべきではないかと私は思うんです。立派な説明資料があるんです。説明会をやる必要があるんじゃないですかと私は思うんですけれども、村長はどう思いますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

まず新聞で中城村はどうなっているの云々というのは、そうは私は捉えておりませんので、いろいろな議論があってもよろしいかと思えますし、逆に新聞社のほうが中城村で今庁舎建設で頑張っているぞという非常にプラス思考で考えておりますので、それはそれでいいんじゃないかということとが一つ。今議員がおっしゃったいろいろな情報開示が必要ではないかという部分に関しては、こういう経緯で場所は選定しましたとか、あるいはこれからいろいろな設計が進んでいく中で、住民の皆さん方の声だとか、そういうものをホームページで開示することはいいと思います。あえてまた住民に働きかけて先ほど都市建設課長からも話がありましたけれども、ない資料をもとにいろいろな説明会がやっても、余り意味がないことなのかなと思っております。情報開示をしっかりとやって、発信すべきところからしっかり発信をして、そして中城村役場はすばらしい庁舎が建ちますよというのをまた新聞社に大いに宣伝をしてもらい、住民を挙げてこの庁舎建設に取り組まれたらいいのかなと思っております。その辺を議員のほうからもいろいろな会合で話を、私自身もいろいろな会合、総会、そういう場所でこの話をさせていただいておりますので、そこから

また発展していければいいんじゃないかなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の答弁はちょっと私残念だなと思っています。浜田村長と言えば村民を大事にする村長だと前々から思っているんですけども、疑問があれば答えていく。これはホームページとかそういうものではなく、お年寄り、あるいは年配の方々の中にはホームページはなかなかなじまない方もいるかもしれません。そういうことを踏まえたと、村を挙げて、今からつくっていけば、50年以上庁舎はその場所にあるわけですので、説明会の二、三回は持っても当然だと、みんなに納得していただけるような形でつくっていけば、庁舎は最高だと思います。そういうのを踏まえ、これから進めていただきたい。

村民から不信感を抱かれた場合には、行政に対しての信頼回復というのは、長い年月がかかってしまいますので、説明責任を十分果たすため、信頼が得られるような説明会を、早期に開催することを強く望んで、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

10分間、休憩します。

休憩（14時23分）

~~~~~

再開（14時34分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

2番 比嘉麻乃議員 こんにちは。一般質問に先立ちまして、議席番号2番、比嘉麻乃です。質問に先立ちまして、私が議員として行政にかかわり今月で1年になりました。その間、4回の定例会で12事項の一般質問をしました。村長を初め執行部の前向きな答弁もありましたが、いまだ検討しますというままの回答があります。

今回はその進捗状況について、伺います。それでは通告書に基づきまして、御質問いたします。

大枠1、自治会加入促進について。平成28年9月の定例会で自治会加入促進について質問しましたが、その後促進のための取り組みを伺います。自治会加入募集のための、のぼりや横断幕を希望する自治会へ配布する考えはあるか伺います。

大枠2、子ども医療費病院窓口無料化について。平成28年12月定例会で子ども医療費窓口無料化について質問しましたところ、課長の答弁では「国庫負担金の減額があるため現段階では考えていないが減額調整制度の見直しの話があるためその辺を注視して考えていきます」との答弁がありました。現在の考えを伺います。

医療費窓口無料化にした場合、国庫負担金の減額（ペナルティー）は幾らか。

大枠3、高齢者に対する護佐丸バス無料化について。全国的に高齢者の運転による交通事故が相次ぐ中、平成28年12月に定例会で高齢運転者の免許自主返納のきっかけと外出を促すために70歳以上に対し護佐丸バスの運賃無料化を提案したが現在の考えを伺います。バスの無料化が困難なら、一人暮らしの70歳以上に対し護佐丸タクシーの無料クーポン券を月に数枚配布する考えはないか伺います。本村での70歳以上の一人暮らしの方は何名か伺います。

大枠4、村民の安心・安全について。県道29号線南上原のドラッグモリ付近から琉大側へ横断する人をよく見かけるがとても危険です。信号機設置はできないか伺います。琉大フェンス側の村道をスピードを出して通過する車がふえています。道路に「ゆっくり」とか「速度何キロ」と路面標示ができないか伺います。以上、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠3番につきましては、企画課のほうからお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、健康保険課。

大枠4番につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠1番自治会加入促進について、所見を述べさせていただきますけれども、御質問の自治会加入促進については、当然行政としてしっかりと前向きに取り組んでいけるものだと思っております。私ども町村、特に都市部との比較で考えますと、行政と各字自治会というのは非常に距離感の近さを感じますので、逆にそれをいい意味で利活用させていただきながら、また住民の皆さんもいい意味で利活用していただくためにも、自治会に入らないとこれは損だなという雰囲気をお我々が作り出していけるものではないかと思っておりますので、しっかりと担当課に指示をしていきたいと思っております。詳細につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それでは大枠1の続きまして、大枠3の につきましてお答えしていきます。

大枠1、本村における自治会加入促進の取り組みについてお答えいたします。

昨今におきまして、地域コミュニティが希薄化しております。本村におきましては人口の急激な増加も重なり、住民ニーズの多様化、地域での課題が更に複雑化している中、自治会の協力が不可欠であると考えております。これまでの本村の取り組みにつきましては、広報紙にて特設コーナーを設け自治会の歴史や活動状況、魅力などを紹介し加入促進につなげており、平成27年度につきましては4自治会、平成28年度につきましては5つの自治会の紹介を掲載しております。また、転入により住民登録を行う方へ、住民生活課窓口において自治会への加入を

促すチラシを配布する取り組みを行っております。

大枠1、 についてお答えします。自治会加入促進につきましては、本村としましても重要な課題であると認識しております。広報紙や村ホームページへの掲載なども含め、どのような方法がより効果的であるか。また、地道な活動や繰り返し加入を働きかけることにより、後々成果となってあらわれてくるものだと考えております。各自治会との意見交換や会議などを通じ加入促進に向けて、のぼりや横断幕、その他の方策について検討していきたいと考えております。

続きまして、大枠3、 についてお答えします。高齢者による交通事故が多発しており、新聞やニュースで取り上げられることが多くなっております。運転中の判断能力と認知能力の低下が主な原因であると言われており、そのため、国や警察、各自治体におきましては、高齢者の運転免許の自主返納を推進しており、沖縄県が推進する運転免許の自主返納優遇措置につきましては、公共バスの運賃が50%割引となる措置がございます。護佐丸バスの料金設定につきましては、内閣府総合事務局や沖縄県、村内を運行する各バス会社等で構成されている中城村地域公共交通協議会にて協議がされているところであります。その基本的な考えとして、行政が民業圧迫につながらないように検討されておまして、路線バスとの整合性を図った運賃として、一般の方は一律200円と設定しております。護佐丸バスの65歳以上の運賃設定では、高齢者は一般の方の半額にあたる一律100円として設定しております。当初から高齢者に対しましては、半額の運賃を設定しており、安価な設定となっているため、現段階ではこの運賃設定からの変更は予定しておりません。しかしながら、護佐丸バスは通年同じように運行していけばいいとの考えではなく、中城村の生活環境を向上させ

るため、検討を重ねる必要があると考えております。外出を促すための無料化の提案につきましては、理解できる場所もございますが、沖縄総合事務局からの認可の関係、民間の路線バスとの共存性を考える必要が生じ、難しいと考えております。今後、国や県の動向や無料化による公平性の検討、村の財政状況に応じて適宜、検討すべきものと考えております。

大枠3、 についてお答えします。護佐丸タクシーにつきましては、護佐丸バスの運行上、村内全域を網羅することが難しいことから、公共交通の補完として現在、実証運行を行っているところであります。護佐丸タクシーは自宅まで伺うことができます。バス停まで歩くことが困難な方につきましては、非常に有効的な移動手段と考えております。そのため、無料クーポン券を含め、無料化運行にする目的と効果につきましては十分な検討が必要になると考えております。場合によっては一人暮らしの老人の方よりも、障がい者の方が必要とすることも考えられます。また、障がい者の方や老人の方だけを対象に無料にしますと、若い世代が乗車できず、本来のデマンドタクシーとしての役割から外れてしまいます。そのような観点からも無料にすることは慎重にならざるを得ないと考えております。

次に、70歳以上の一人暮らしの方の人数について、お答えします。70歳以上の一人暮らしの実態につきましては、把握できる調査、統計資料がございません。村の福祉課による「高齢者人口等調べ」において、65歳以上の一人暮らしの調査報告数値がございます。それによりますと、65歳以上の一人暮らし人数は、772名（内施設入所者72名含む）でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。
健康保険課長 仲村盛和 それでは比嘉麻乃議員の質問の大枠の2 についてお答えいたします。

については、これまで、国は子ども医療費助成を現物給付した場合、国保の減額調整措置を行っていましたが、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、減額措置を行わないこととしました。村は、今年度から中学卒業まで助成を拡充しており、今年度の実績等を踏まえて検討する必要があるため、現段階での判断は難しいと考えております。については、平成27年度決算額をベースに現物給付したと仮定した場合の国庫補助金等の減額は、概算で約14.1%、金額にしまして300万円程度の減額になると予測されます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠4についてお答えいたします。

まず について。信号機の設置については、警察・公安委員会の管轄となります。以前に住民から同じ内容で問い合わせがあり、宜野湾警察署と相談をしましたが、当該箇所のすぐ前後には信号機があることから、設置は困難である旨、口頭ではありますが回答を受けております。住民からの問い合わせに対しても同様に回答しております。しかしながら県道29号線は、朝晩の交通量も多く、信号機のない箇所での横断はかなり危険ですので、設置については、今後も宜野湾警察署と相談をしていきたいと考えております。 について。村道竹口線は、住宅街にあり幅員も狭く走行車両への速度抑制対策は必要かと考えます。速度規制や「止まれ」等の表示は警察・公安委員会の管轄であり、罰則を伴うことから、警察と自治会、地域住民との協議が必要となります。しかし「徐行」「ゆっくり」といった路面標示は、村としても可能であるため、今後、看板等による警告・啓発とあわせて、有効な方法について、自治会、関係部署等と連携して協議・検討をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 それでは大枠1の順から再質問させていただきます。

先ほど村長のほうから自治会加入促進については、前向きでいけるものだという答弁があり、村としても自治会の大切さがわかっているのだなというふうに感じました。というのは、東日本大震災、熊本地震において多くの人が地域住民同士の助け合い、支え合いが大きな力となったそうです。災害時の備えや住民同士の関係づくりの中心となっているのが、やはり自治会ではないかなと思います。その会員をふやすために村が取り組んだこととしまして、転入者への声かけ、そしてチラシを配ったり、これから広報紙でのお知らせもされるということで、ホームページもですね。前回と同じような回答となっていますけれども、ある市では広報紙2面使ってこの自治会促進について、頑張っている市もあります。それから自治会加入促進月間を設ける予定はないでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 お答えします。

自治会加入率を向上させるためには、住民に対し自治会というものがどういうものであるかということを知ることが重要であると考えております。会員相互の親睦を図りながら住みよい地域づくりができることや災害時における救援、救護、または防犯、交通安全、子育て、高齢者、環境美化などの身近な課題が解決できることなど加入するメリットを説明する必要があると考えております。議員からお話がありました加入促進月間につきましては、十分に自治会長とも相談しながら加入促進について、村を挙げて自治会への加入促進する運動のひとつとして展開ができればと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 促進月間についての回答であったんですけども、ほかの市ではパ

レードとかもやっているんですが、中城村はそこまでやらなくてもいいと思うんですけども、その月間を通して村長を初め、みんなで促進月間をつくることで、村民は自治会に入りたい気持ちになるんじゃないかなと思います。自治会だけで動くよりは村長を通して動いたほうが入りやすいのではないかと、そういう声もありましたので、よろしく願います。前回、質問しました後に与儀課長がすぐにチラシをつくってくれまして、そのチラシの下に浜田村長と入っただけでも信用性はあったと思いますので、引き続き、このチラシのおかげで南上原の自治会加入者も少しずつではありますけれども、ふえてきておりますので、感謝申し上げます。村を挙げて自治会の加入の呼びかけを引き続き行っていただきたいと思います。そして各自治会ごとの加入率を公表することによって、各字が自治会加入に力を入れて加入率アップにつながるのではないかなと思います。その件に関しましても、前回の答弁では自治会とも相談した上で検討していきたいという返事をもらいましたが、その後話し合いはされたのでしょうか。もし話し合いをされていまして、その結果のお話をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それではお答えいたします。

各自治会長の協力を得まして、自治会への加入状況を調査しております。自治会への加入状況の公表につきましては、村だけの判断ではなく、各自治会長とも相談した上で検討をしたいと考えております。今年度につきましても加入率の調査を行っておりますが、まだ個別の公表をしないということを設けてありますので、全体的な数値の公表はできますけれども、個別の率につきましては、検討を今後もしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 前回とまた同じような回答になってはいますが、実際は話し合いはされていないということですか。自治会加入の率を公表していいかということ自治会長などで聞いてはいいかということでしょうか。自治会長の中の数人に聞くと、別に非公開にする必要はないんじゃないという声を実際に聞いているので、公表してもいいのでは。もし反対する自治会があったら、そこだけは非公開にするのもいいと思うんですが、非公開にする意味がわからないというお話もあるので、これは話し合いをしていただきたいなと思います。前回と同じような回答なので残念なんですけれども、これはすぐにできることだと思いますし、お願いしたいと思います。住民も気になっている人もいます。どのぐらいの率なのかな、南上原はどのぐらい低いのかなと、どこの自治会が多くてどういうふう近づいていこうという目標を立てることができるので、ぜひこれはお願いしたいと思います。私が電話した別の市ではすぐ電話で教えてくれるぐらいなんです。どこの地域は何%ですよ。名前も言っていないのに、全然教えてくれるので、なぜ中城村にだけ非公開にするのかなという声も実際にあるので、一般質問をさせていただいています。もしもわかり次第、お知らせいただければと思うので、よろしく願います。自治会加入率の低下により、防犯や災害、そして独居老人の孤独死など個人で解決することが難しい今日だからこそ、地域や関係者の連携が私は必要だと思います。宜野湾市のほうではことしの2月20日に地域における住民の安心安全な暮らしと活力ある地域づくりの実現のため、宜野湾市、そして自治会長会、宅建業者会、社会福祉協議会で協定書を結び、その中で宅建業者会はアパートの新規加入者や住宅購入者へ自治会を紹介したパンフレットなどを用いて、自治会への加入の呼びかけなどを行っているそうなんです。

けれども、本村でも加入促進のために、このように連携して取り組む考えはないでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。
企画課長 大湾朝也 お答えします。

ただいま議員からお話がありました宅建業者会との協定につきましては、先日、新聞報道にもありました近隣の市町村ではございますが、アパートの新規入居者や住宅購入者に対し、不動産会社等の協力を得ながら自治会への加入を呼びかけ、促していくというような新たな取り組みとして協定書を結び、実際に呼びかけが行われている状況が確認できました。本村としても自治会への加入促進をする運動の一つだと考えておりますので、各自治会との相談もしながら、新たな展開として自治会加入の促進に向けて検討するべきだと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 ぜひ連携を取り、協定を結んでいただきたいと思えます。遠くの親戚より近くの隣人と言われるように自治会は地域の親睦だけでなく、災害時の救援、救護、防犯、そして交通安全など命を助けることにもつながりますし、もちろん村の活性化にもつながると思っております。ですから村を挙げてこれから真剣に取り組んでいただけるよう要望いたしまして、大枠2に移ります。

県は、子供の貧困対策として、子ども医療費助成事業の見直しの検討をしています。しかし、それは低所得者世帯、中間世帯、高所得世帯と所得区分を設けての助成事業で、低所得世帯だけを現物給付、つまり窓口無料にし、高所得世帯を助成の対象外とするものです。私は世帯の収入によって、生活に差が出ることはあってはならないことだと思っております。所得に関係なく、窓口無料にすべきだと思っており、全ての子供たちが平等に医療を受ける環境づくりが大切だと私は思っておりますけれども、所得区

分につきましてはどうお考えでしょうか。伺います。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。
健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

現段階では所得区分の導入は考えておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 所得区分については、考えていないということで、安心いたしました。誰もが中城村で生まれてよかったと思えるような社会をつくってほしいと思えます。去る6月4日、タイムス記事の中に子ども医療費首長アンケートが掲載されておりました。その中で県の子ども医療費助成事業の見直し案について、浜田村長ははっきりと反対と答えておりました。現行の対象のまま現物給付を導入すべきだと答えておりますけれども、村長、その考えに間違いはないでしょうか。それは新聞どおりでよろしいですか。どうかその考えは変えずに貫き通していただいて、所得区分することなく県も一緒に全ての子供たちに平等な医療を受けさせてください。先ほど答えがありましたけれども、国庫負担金の減額が300万円ということなのですが、これは国が窓口無料にすることで安易な受診者がふえるということを懸念して、ペナルティー化をしているということなのですが、私は逆に窓口無料にした場合は、逆に早期発見、早期治療につながり、医療費の軽減になるのではと思います。早く病院に連れて行くことによって、重症化が少なくなると思うんです。重症化した場合には、入院費または治療費も莫大にかかると思います。ペナルティー以上に私は重症化するほうが村の負担になるのではないかと思っておりますし、軽減にもそれはつながると思っておりますので、窓口無料を強く訴えていきたいと思えます。県が実施した沖繩子供調査で保護者の12%から16%の子供が病気になっても病

院に行かないとありました。その理由の一つに、自己負担金を払うことができないと挙げております。実際に病院に行くお金がないために生後数カ月の赤ちゃんを受診させることができず、重症化させてしまったという事例もあるようです。中城村の未来を担う可愛い子供たちの命を守るためにも、中城村でも南風原町が1月から実施している窓口無料化の実施をしてほしいんですけれども、その考えはないでしょうか。それについて村長、最後に意見を聞きたいと思いをします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

現在、はっきりしていることは、先ほど比嘉麻乃議員がおっしゃっていましたが、所得制限があるものについては、私は反対です。所得制限のない現物給付ということであれば賛成であります。ただそれをいつからやるのかとか、あるいはほかにどういう形があるか、これから検討していきますけれども、それについては、今ここでなかなか答弁できない事情がございます。サンプルがありませんし、前にも議会で答弁したと思えますけれども、医師会との関係性、これが個別の契約になっていくのか、いろいろなこれからやるべきハードルがあると思えます。もちろん財政的な部分も含めて、これから判断していかなくてはいけない部分は出てくると思えます。希望する答弁にはならないと思えますけれども、現在、決定しているのは所得で子供たちを区別していくという部分についてはやりたくない、できるのであれば全ての子供たちと一緒に、そしてできるのであれば県が主導となって、あるいは市町村が全部足並みをそろえてやれるのが一番いいんじゃないかなと思って思いますが、時期については、今ここで答弁は差し控えていただきたいと思いをします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 実際に南風原町のほうが1月から動き出していますので、南風原町が今後どうやっていくのか、メリット、デメリットもきくとあると思いますので、それを見ながらできるだけ早く中城村のほうでも行ってほしいと思いをします。この中城村が全国の見本となって子育て日本一の村になるよう大きく期待をしまして、では大卒3に移りたいと思いをします。

護佐丸バスの運行により多くの村民の通学、通勤、通院、あとは買い物など移動の確保ができ、とてもよい生活を送っていることだと思っております。しかし、中には病院や買い物に行きたくても、先ほどもおっしゃっていましたがようにバス停まで歩くことができない高齢者もいらっしゃると思いをします。家族のいる家庭では御家族の誰かが自家用車を出して通院ですとか、あるいはお買い物に付き添うことができると思いをしますけれども、御家族のいない家ではどうしてもタクシーを利用すると思いをします。一人暮らし、そして老夫婦だけではタクシーの利用になってしまうと思うのです。だからその方のためにも、私は無料クーポン券をプレゼントするような気持で、確かに財政もあると思いをします。それが村の収入の少しになっていることもわかりますけれども、計算しましたら、もしクーポン券を月に2枚交付すると600円ですよね。それが65歳以上の一人暮らしの方が700人いるとすると、42万円になります。この村の収入をプレゼントという気持ちでやってくれば、私はとてもいいんじゃないかなと思っております。どうか前向きに考えていただきたいと思いをします。最近護佐丸タクシーの利用者がふえていると思いをしますけれども、ここ最近、4月と5月の利用者の人数と現在護佐丸タクシーとして利用しているタクシーの台数を教えてください。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それではお答えします。護佐丸タクシー利用者につきまして、平成29

年4月と5月につきましては、4月については573人、5月につきましては555人でございます。護佐丸タクシーの運行につきましては、現在、2台のタクシーを利用して運行をしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 4月、5月が大体500人以上ということなんですけれども、それに対してタクシーの台数が2台しかないんですか。それはちょっとびっくりしましたけれども、予約が多いというふうに聞いており、タクシーが少ないということになりますね。予約が多いときの最大の待ち時間というのは、大体どのくらいでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 それではお答えします。

護佐丸タクシーの予約が多いときの最大の待ち時間につきましてということですが、現在、護佐丸タクシーの運行につきましては、1時間ごとの便にて予約を受けつけております。配車1台のタクシーについて、最大乗車人数が4名、2台運行しておりますので、8人の予約に対応することができております。議員からの御質問にありました待ち時間につきましては、希望する時間便が予約できない場合は、次の予約便の案内をしているところでございます。直近の時間も変更件数につきましては、平成29年4月の実績につきましては、変更分が4件、5月につきましては6件という変更時間帯の状況になっております。一番多いのは夕方の便について変更が多い状況になっているところでございます。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 では待ち時間はわからないのですか。1時間待ち、2時間待ち。私は時間は聞いていないんですけれども、電話したときに18名待ちというふうに言われた人がいるようなので、それが最大の時間になるかなというふうに思っております。利用者数に対し、対

応のできるタクシーが2台ということなんですけれども、タクシーの台数をふやす予定というのはこれからないんですか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 お答えします。

護佐丸タクシーの運行台数につきましては、先ほども申し上げとおり、現在2台で運行しているところでございます。護佐丸タクシーは現在も実証試験運行の位置づけでございます。平成28年度は地方創生加速化交付金の補助金を活用して運行しております。平成29年度、本年度につきましては、村単独の予算にて運行をしている状況でございます。昨年度の運行当初3台のタクシーにて運行を行ってりましたが、利用者の予約状況によりまして、途中から2台に変更をし運行した経緯もございますので、現段階では運行台数をふやすことにつきましては、予定しておりません。しかし今後の利用状況等に対応して適宜、検討していかねばならないと考えております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 台数をふやすことは、今のところ考えていないということなんですけれども、タクシーを利用する方は高齢者の方が多いと思います。その高齢者の中には病院に行く人も多いと思うんですが、病院の予約時間というのがあると思うんですね。それで18人待ちとか言われると、どんなに安く提供してくれている護佐丸タクシーでも使えず、ほかのタクシーを少し高めの値段にはなると思うんですけれども、それを使って行くしかないんですね。できるだけこの高齢者に関しまして待ち時間のないように、これからタクシー会社とお話をし、待ち時間のないようにお願いしたいと思います。

では大枠4に移ります。ドラッグモリの横の県道は信号と横断歩道がないところで、かなりの人が渡ります。私も近所に住んでおりまして、

通るたびに子供、大人、琉大の学生でしょうか、もう見ない日はないというくらいよく横断しております。県道ということで、通行量も多いので、いつか事故が起きるのではないかなと、ずっと思いながら暮らしております。琉大からドラッグモリのほうに渡ったところが南小学校になるんですね。先ほどの答弁では近くに信号機があるからという理由だったんですが、でも琉大側からモリのほうに渡るとすぐ正面が南小学校になりますので、これは私はある意味、通学路になっているのではと思います。その通学路に信号機がないのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うのです。だから私は信号機設置を実は約1年ぐらい前から宜野湾署のほうには言っております。でも調査してからということだったので、今回、もう待たずに一般質問で出させていただきます。交通量もふえていて小学生もわざわざ遠回りをするより、ここを渡ってしまう場合もあります。結構なスピードで車が通っていき、すごく危険なので、一日も早く信号機をつけてほしいなと思いますけれども、信号機をつけるには時間がかかるのでしょうか。あるいは横断歩道だけだと逆に早いのでしょうか。伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

信号機、横断歩道もですが、公安委員会のほうで例えば信号機の設置指針とかそういった基準に基づいて設置するようになっていると思います。信号機とか、横断歩道というのは、各地域からの要望がかなり多いらしくてなかなか追いつかないような状況だということは聞いております。今後とも我々としてもこういった議会でも質疑があったということを伝えて、できるだけ優先順位を高くし、今の指摘されたところに設置できないか申し入れをしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 比嘉麻乃議員。

2番 比嘉麻乃議員 これは本当に村から要請をしてほしいと思います。実際に村のほうでもどれくらいの人が渡っているのか、どれくらいの危険性があるのか、ここは通学路になっていると思うので、それをしっかりと見ていただいて、要請をしていただきたいと思います。ある人は横断歩道でもいいんじゃないか、信号機がなくてもいいんじゃないかというふうに言われたこともあります。横断歩道をつくった場合は、子供は右も左も見ずに飛び出してしまう場合もあるので、かえってそれが危険な場合もあり、実際に別の地域では、横断歩道で子供が飛び出してしまうと、事故がありその白線を消されたという事例もありますので、私は信号機を早期にお願いしたいと思います。ボタン式でもいいので、これはよろしく願います。

では続きまして、琉大のフェンス側の道ですが、そこは抜け道になっていまして、結構なスピードで通過するようであり、いろいろな方法として、段差をつけるという方法もあるんですけれども、それは妊婦にはよくない。また、騒音があったりとかするようなので、それは避けていただいて、看板や道路の標示でしたら、できるということなので、どうやって知らせたほうが本当にスピードを落としてくれるのか調査して、何キロ。あるいはこの道に大きく「ゆっくり」というふうに書くだけでも変わると思っています。あちらこちらに看板をつけていただいて、大きな事故が起きる前に、村のほうで対処していただきたいと思います。ではこれで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時21分）

平成29年第3回中城村議会定例会（第5日目）

招集年月日	平成29年6月9日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年6月13日（午前10時00分）		
	散会	平成29年6月13日（午後2時47分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	15番	宮城重夫	1番	石原昌雄
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	総務課長	与儀忍	都市建設課長	新垣正
	住民生活課長	津覇盛之	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	会計管理者	知名勉	上下水道課長	仲村武宏
	税務課長	稲嶺盛昌	教育総務課長	比嘉健治
	福祉課長	仲松範三	生涯学習課長	金城勉
	健康保険課長	仲村盛和	教育総務課主	安田智

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城 章議員。

7番 金城 章議員 おはようございます。質問に入る前に、今回の一般質問も前回から取り組んでいる問題もいっぱいあります。ぜひ検討しますではなくて、実行しますに答弁いただければ再質問もなくなりますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは通告書を読み上げて質問に入ります。

大枠1、庁舎建設について。庁舎建設の進捗状況はどうか。庁舎建設において喫煙所等の考えはあるか。

大枠2、公共施設管理についてです。中城村にての指定管理制度はどのように考えているか。本村で指定管理を取り組める施設は何カ所取り組めるか。委託業務と指定管理のメリット・デメリットはどう考えるか。

大枠3、道路行政についてであります。東西道路(国道329号～国道330号)の計画、取り組みはどうか。これについては国道330号から、去る3月議会に宮城重夫議員から県道35号線まで取りつけるということは、検討するかどうか質問がありましたけれども、私はこの国道329号から坂田線を突っ切ってますね、若南線に通して、それから若南線から県道29号線、それから国道330号までの東西道路は考えられないかどうか。どうして以前からこれに取り組むかと言いますと、国道329号から県道29号線までの高低差がですね、若南線を通したときに高低差が大分抑えられてくるんですね。その考えはどうか。もしトンネルがダメでしたら坂田線の対策でも考えられるかどうか。その東西道路の件で、県との取り組みは、計画はどうなっ

ているか。各字の里道改善はどう考えているか。この里道の問題も、これからまたいろんな改善計画を考えているかどうか。

大枠4、福祉行政についてであります。子育て支援の取り組みはどのようなものがあるか。

保育士の待遇改善、処遇改善はどう取り組んでいるか。以上、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番、大枠3番につきましては、都市建設課のほうでお答えさせていただきます。

大枠2番につきましては総務課、大枠4番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの大枠4番の福祉行政について、特に子育て支援の取り組みについての御質問でございますので。議員も御承知のとおりと言いますか、議員の皆さんからの提言なども受けまして、子育て支援に対するある一定の評価は得られているものと自負しております。また今後も公約の1丁目1番地は子育て支援でございますので、議員の皆さん方からの御提言もしっかりと受けて、今後も子育てのむら、子育てのまちの中城村を目指していきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。大枠1、大枠3についてお答えします。

大枠1、 について。大城議員への答弁と重複しますが、現場のほうは3月末に測量業務を終えております。現在、土質調査5カ所を行っています。今後は検討案を公開し、住民から御意見をもらう期間を2週間設け、パブリックコメントを募集し、可能な範囲で意見を反映させ、それを検討委員会の意見を聞きながら平面案を

決定する予定です。 について、平成22年度に制定されている健康増進法25条において、官公庁においても受動喫煙防止が義務づけられており、新庁舎室内またはこれに準ずる環境において禁煙とする方向で計画しています。また改正案が法令化されていませんが、国の方針として2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてさらなる受動喫煙防止対策の強化計画があり、厚生労働省の改正案で官公庁施設は建物内も禁煙となる予定です。

大梓3、 と について関連しますので一括で答弁します。年1回行われる沖縄総合事務局開発部・建設部と中部市町村会との懇談会において、村としても宜野湾横断道路の前倒し実施を要望していますが、総合事務局の見解としては普天間飛行場の跡地利用が決定した後に、基地返還後の道路網ネットワークを計画策定しないことには、国道330号から国道329号を前倒し実施するのは事業認可が採択できないとの回答がありました。まだ構想段階ですので時間を要すると思います。 について、維持管理等に関しては中城村法定外公共物管理条例第1号に基づき村で管理を行っており、現場の状況に応じて個別対応しています。不特定多数の者が利用する里道については、整備する場合があります。この件については、従来から議会において答弁してきたとおりであります。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 本村における指定管理者制度についてお答えします。

指定管理者制度は住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年度に設けられた制度でございます。本村におきましては、住民に対する利便性の向上とサービスの質の向上と

合わせまして、経費の節減という観点を含め検討しなければならないものであると認識しております。指定管理者制度は本村にとりましても重要な制度であると考えております。

次に、指定管理者制度導入の可能性がある施設についてお答えいたします。

指定管理者制度を導入できる公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する施設とされていますが、明確な規定はなく、例えば福祉施設や病院、図書館、市民会館、保育所などとされており。本村におきましては導入の可能性のある施設としまして、例えば歴史資料図書館、吉の浦会館、吉の浦公園、なかよし児童館などの施設で、おおむね10施設程度であると認識しております。

次に、委託業務と指定管理者制度のメリット及びデメリットについてお答えいたします。

地方自治法第244条の2による指定管理者制度は、公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任するものでございます。一方、委託業務につきましても、公の施設に関する業務の一部の分野につきましては請負委託をするものであり、これまで本村におきましても幾つかの業務について委託をしております。指定管理者制度の一般的なメリットとしましては、民間事業者のノウハウを活用することができます。短時間労働、若年者雇用による運営コストの低下が考えられます。また、機動的な行動として、予算制度に制約されない支出が可能となります。以上が挙げられると思われ。またデメリットとしましては、自治体にとりまして事業の内容がわからなくなる。行政との意思疎通、行政との連携・協力が困難になるといったことが挙げられると思います。本村におきましては、現段階では指定管理者制度を導入しておりませんので、指定管理者制度と業務委託との比較をすることはできませんが、それぞれの制度におきまして一長一短があるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えいたします。

大枠4、子育て支援の取り組みとしては第3子以降保育料無料化事業、病児保育事業、ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業等を前年度同様継続し、引き続き多子家庭、共働き家庭及びひとり親家庭の支援を充実してまいります。また本年度、認可外保育施設への行事費及び研修費を補助し、支援を行っていきます。吉の浦保育所の臨時職員につきましては、平成27年度に日当を6,800円から7,200円に改善しております。また今年度は臨時職員から一般職非常勤職員と改め、給料を日額制度から月額制度、17万2,300円に上げ、通勤手当2,000円の支給をしています。任用期間も最長2年から5年へ延長し、長期雇用となります。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは再質問させていただきます。

まず大枠2から再質問させていただきます。確かに課長の答弁のとおり、この指定管理制度は一長一短あることは重々承知であります。しかしながら、これから新庁舎もつくります。この指定管理の条例はどうしてもこれから目指さないといけない条例かと思っております。その条例に向けて、近隣の市町村でも指定管理をしている自治体はありますので、そこからぜひ取り組まないといけないなと思ってこの質問を出してあります。各事業所への請け負い委託業務も確かに、そういうのは取り組みとしてはいいことではありますけれども、指定管理もある一定のものとしてやらなきゃいけないだろうと、これから村が新庁舎をつくるに当たって、それはぜひやっていただきたい。今10カ所ですか、それと公園等も多分あるはずですので、ぜひメリットを求めて、取り組んでいただきたい。村

で指定管理はまだ取り組まないと、先ほど答弁ありましたけれども、指定管理制度をつくらないのは、どういうことをつくらないのか、答弁できますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

取り組まない理由というのは、特にはございません。取り組むからには、当然それは住民にとりましてサービスの質の向上、それにつながるが大前提であると考えております。先ほど答弁しましたけれども、あわせて経費の節減につながる、そういうことが確認できれば、当然積極的に取り組むべきだと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今の課長の答弁のとおり、サービスの向上に向けて指定管理はこれからぜひ考えていくべきものだと、それで今回の投げかけの質問であり、先ほど話しました庁舎建設においても、またいろんな指定管理業者を入れないといけないようなものがあるかと思っております。ぜひその件は、追ってまた今年度の末までにもう一度質問します。

次に大枠3番、道路行政についてであります。先ほど話したとおり、都計課長、同じ答弁の繰り返しで、普天間飛行場の返還後しか国、県は取り組まないと。この普天間飛行場の返還はいつごろになりそうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

普天間飛行場は5年後の運用停止ということがありますけれども、返還の日程については、私のわかる範囲ではないです。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 課長、いつになるかわからないものを、待っていたらどうにもならないじゃないかと。実際東西道路、今、西原も東西道路が施工していますよね、北中は今工事中でありますけれども、その点で中城はまだ東西

が、南上原線だけで、これは村道ですので、ぜひ県道29号線までもどうか、勾配のゆるい道路を接道しないといけないと思いますが、そこは村で実際に調査費でもつくって、こういう道路形態になる、高低差も今の現状よりずっと高低差もなくなるという形で。先ほども話しましたが、3月議会の宮城重夫議員が話したように、県道35号線につなげて、また県道29号線につなげる、そういった案くらいでも県に求めて、仮に調査、図面、コンサルに図面くらいは、仮図面まで書く調査費はつけて、どうか取り組めないですか、村長。調査費とか、そのコンサルで道路計画等、そういうのはどうですか。普天間飛行場の返還まで待っていたら、どうにもならないと思うんですが、あと何十年かかるかわからないものをですね。先に図面化して、そこを取り組んでいくのが行政じゃないかと思うんですがどうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

実際に国道329号から南上原の上下水道課の配水池がありますけれども、そこまでの予備設計をおこなっております。その件に関して防衛庁の予算で、いろは坂みたいにできないかということで、一旦は挑戦したことがあります。しかしながら勾配的に厳しいのがあって、断念した経緯があります。今回、提案しているトンネルを若南線から県道29号線まで計画ができないかとの話がありますけれども、実際に村として必要なのか。議会としても、議会の皆さんが全員一致で要請要望して、議会も動かないことには、役場だけではどうしようもないと思うんですよ。その辺の取り組みをちゃんとしないと、今回MICEの件でもですね、サンライズ協議会で、4市町村が協議会をつくって3年かかったんですよ、国道の新規事業が。ようやく調査費も決定しているんです。この計画は簡単にはできるものではないと思っています。村としては、

あくまでも地域住民の利便性に資する道路を優先的にやっていきたいと。広域的なはしご道路というのはわかりますけれども、これは県・国の道路行政じゃないかなと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今の課長の答弁ね、やっぱりみんなで取り組まないといけないのは私もわかっております。しかし今の私が話している国道330号から県道29号線までもせめて、基本的な図面だけ、高低差とかですね、そこまでの道路形態とかを書いてですね、このくらい予算をつけてもいいんじゃないかと思うんですよ。それは村単独の予算でも村民のための利便性は確かに上がると思います。その予算的なものどうですか、私たちは議会でも、課長がおっしゃるとおり県にも陳情に行こうという計画はありますけれども、私たち何名かの議員がこういう調査費とか、いろいろなものも、行政との打ち合わせ等も、もっと密にして。できないじゃなく、私たちも知り合いを通していろいろな図面を作成するんですけれども、申請できるような図面がまだ作成不可能なものですから。村として、この調査費をつけて、基礎的な図面もつくる予算とかつけられるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時23分）

~~~~~

再 開（10時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今現在でお答えできる限りでお答えさせていただきましても、即つけますということはもちろん言えることではありません。恐らくで申しわけないんですが、調査費と言えども数千万円の単費になるものだと思いますので即答はできませんけれども、先ほど都市建設課長の答弁、また金城 章議員の御質問の中で、普天



間飛行場の返還の時期の話などもありました。国も5年以内の運用停止を唱えて、県もこれは辺野古の問題とは別に、普天間飛行場の閉鎖あるいは返還を求めているということで、言うなれば最上位の考え方があるものですから、これを解決をして道路の方便に、また政策的な部分は移行していくというのが今の筋ですので、我々が先に今の調査費ということになりますと、恐らく補助金の部分というのは皆無になっていくだろうと予想されます。全ては単費だということになってくると、これは到底工事までは不可能だと思いますので、そういう意味ではもちろん要請等、我々もしっかりやらせていただきますけれども、それができるかどうかわからない部分に、先に調査費というのも、これはまた議論が必要になってくるんじゃないかと思しますので、即答は今現在できないということの答弁しかできないということはまた御理解をいただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今の村長の答弁もよくわかります。やはり予算をつけるものと単費でつけるべきもの、私はこういったものが単費でつける予算じゃないかと思うんですね。私この東西道路に取り組んで4年、5年目になります。その間に、まだそのまま普天間飛行場の返還後だということしか答弁返ってこない。本当に東西道路が必要なかどうか、それはやっぱり執行部でちゃんと議論しながら、そこは調査費をつけてでも、一般財源でつけてもやるかどうか。この道路は実際補助金がつくからやるんじゃないくて、この地域を一体化して、地域の発展、活性化を図るんだったらまずは道路が先だと。その道路計画がなければ何も、発展ないです。今度私が求めているのは当間前浜線から県道35号線につないで、それから県道29号線につながるこの坂田線をトンネルを掘るか、開削にするかは予算の安いほうで取り組んでいただけ

ればいいんですけれども。これはメリットになるかと言いますと、当間前浜線近くに役場ができますよね、今回の計画。上地区からそこまでの真っすぐの道路になるんですね。村としてはぜひ必要な道路じゃないかと思っているんですよ。それも5年前から私は取り組んでいて、まだ同じような回答しかいただけない。ぜひ今後ですね、この予算化できるかどうかぜひ議論していただきたいと思います。

続きまして里道ですね、里道も先ほど都計課長から答弁ありましたけれども、これからまたいろんな問題が出てくるかと思えます。各自治体、この里道問題は今取り組んでいるはずですよ。測量の誤差とかあって、地番ですね、個人的な地番に里道が入ったりですね、そういう問題もいっぱいあるはずですよ。答弁はもうよろしいんですけれども、この里道の問題解決に取り組んでいただきたい。もしこの個人利用の土地にかかわって入っているときに、この個人の地主が買い取るというときに調査費がありますよね、鑑定料ですか、その予算は今までこの課が持っているのか、これからまたどうするのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

村有財産としての売却ということですので、総務課のほうで鑑定手数料を予算計上しております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この鑑定料も、鑑定士を頼んだら鑑定料が高いですよ。その土地の規模に応じ中城の、要するに役場でそういった評価的なものは考えられないのか。各地域を何分化して、その鑑定を。大きい物件は確かに鑑定士を入れないとまずいと思うんです。しかし土地より鑑定料が高いということになったら、またそれはどうかなと思うんですけれども。別の地域では、宜野湾市でしたか、浦添市もそうですが、ほとんど地域によって鑑定士を入れな

くても予算が決まっているので、このように取り組めないかどうか。役所の評価だけで売り払いとかできるか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

これまでは村のほうに予算を計上しまして、鑑定を入れ評価を出して売却すると、そういうシステムがございました。議員からの提案もありますように、土地の売り払い料金よりも鑑定手数料が高くなるというケースも多々あると思います。そういうことを解決するために、例えばですけれども税務課にある評価の資料、そういうものから価格を算出してそれを売り払い、それも一つの方法だと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひこの問題ですね、鑑定士も必要でありますけれども、今課長が答弁したとおり、ぜひ庁内で協議して、安いほうに決めたほうがいいんじゃないかと。土地は10万円で売って鑑定料20万円請求されたら10万円は赤字ですね。こういう問題は取り組んでいただかないといけないと思います。またこの鑑定料についてもですね、買う地主が持つのかどうなのかもぜひ検討し、今までは役所が鑑定士を頼んで鑑定料を払っているが、そこを買い取りたい地主に鑑定料を負担させると負担が大きくなるため、評価でできるのであれば、地主も鑑定料を支払わなくて済みますので、ぜひこれも協議していただきたいと思います。

次に庁舎建設について入ります。庁舎建設は3月までと言いますが、東北の震災以来、いろんな住民の要望がありますよね。高台につくったほうがいいのかいろいろありました。そして課長が言うとおり、住民説明会でなくパブリックコメントでもいい回答が返ってくるんだと。住民の意見はそれでも十分把握できるんじゃないかと思っています。もし基本設計ができたときに住民説明会を持つという場合、何月

ごろ住民説明会ができるか、やるのか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

きのうの大城議員の質問の中で、私の答弁としては平面図だけでの説明会は時期早々であるという答弁をしていますので、時期については、地域住民からは平面図でもいいから説明会をしてほしいという要望が多ければやっていこうと思っています。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今課長が都計課で取り組んでいるもので、住民の意見は十分集まると思っております。現況の調査を見たら、早目の進捗をやらないといけなとと考えております。

次、喫煙所ですね、先ほど課長が述べたように、喫煙所は公的施設にはつくらないと。厚生労働省の調査を見ると喫煙率は全体で19.3%、男性になったら32.2%ですね。中城村の議会の中でも3分の1は喫煙者がいると思います。私はタバコは吸わないんですけども、できたらいいと思うんです。別の庁舎だが、公共施設でよく見かける。外でタバコを吸って、要するに見かけも悪いですね。タバコのガラもその辺に捨ててですね、そういうのは教育にも悪いんじゃないかと。あとはこの喫煙者の男性が32.2%いる中で、タバコ税のこともあります。喫煙所はやはり外にですけれども、吸わない私でも、見苦しいものはやっぱりちゃんとしたもので処理しないとイケない。喫煙所は公的施設の中につくらないという話をしていますけれども、この検討はどうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

喫煙については、最終的には管理は総務課になってきますけれども、今の設計段階の中では、室内では考えていません。ただ外でも、さっき言ったように見苦しいと、外に出てきて何回か、時間おきに出てきてタバコを吸うというのはど

うかなと。これを目隠しするような施設をつくらないと、村民から見たらしょっちゅうタバコ吸っているというのは、仕事にも支障を来しますので、この辺はまた検討委員会の中でも検討してみたいと思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 私はタバコを吸わないから、タバコを吸う人の気持ちはわからないんですけれども、庁舎のベランダや、駐車場の角とか、別の公共施設で見えるものですから、見苦しくてしょうがないなと思っています。庁舎内じゃなくて、また別の施設で吸える施設は、喫煙者のためにあった方がいいのかなと思っています。ぜひ検討してください。

次に、3月議会でも話しましたがけれども、救急車の取り組みは出張所ですね、そこは取り入れたのかどうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時38分）

~~~~~

再開（10時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

平成29年5月10日付で中城北中城消防組合から、中城村地域における出張所の建設についてということで、依頼文書が届いております。内容としましては、役場庁舎の建設に伴い、新庁舎に出張所の建設が可能かどうかを協議してほしいという旨の依頼でございます。中城北中城消防組合によりますと本村の南側の伊集、和宇慶、南浜、さらには南上原地域、そこにおきましては救急車等の到着時間が15分程度要するというのでございます。そのため庁議におきまして、出張所の件について検討するというところで、話し合いを持ちつつあるところであります。今後、さらなる議論を行いたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひですね、今課長がおっしゃったとおり、救急車の到着時間、1分おくれるたびに命が縮まる。亡くなることはないようにしないと、ぜひ庁舎内に、せめて救急車を待機させることを取り入れていただきたいと思います。都計課長、一人当たりの職員の面積は、わかりますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 一人当たりは7平米で143人で面積を出しております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 これは非正規職員も全部合わせての平米数で割ったんですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の基本計画設計の中では、臨時職員を含むということで計算されております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 建設基準では、施設というのは、職員数によって平米数が割り当てられるのかなと思ってですね、人口もまだまだふえますし、職員もまだふえると思いますので。今の図面を見てですね、1階、2階、住民課と福祉課が、少しだけ狭いように思うんですよ。西原庁舎、八重瀬庁舎を見学してきたんですけども、今の席順で、後ろ側が少し狭いような、カウンターから業務内の広さですね、そこはぜひ検討してもらったほうがいい。今、現庁舎もぎゅうぎゅう詰めで仕事をしておりますけれども、やはりリラックスできてこそ仕事はかどると思いますので、平米数をどうしても気にしていただきたい。課長と一緒に見学した北谷庁舎の1階のように、より広く見える庁舎にしたいです。今の一人当たりの平米数ですけど、八重瀬庁舎が一人当たり約38平米なんですよ。これは臨時職員は入らないで正規職員だけのものです。それと那覇市が

33.8平米ですか。ちょっと広めのほうがやっぱりいいと思います。

それでは最後の4番、福祉行政について聞きます。今、子育て支援、いろいろな支援に取り組んでいますけれども、この子育て支援の中で保育士とか介護支援、その人数が福祉課として、職員、嘱託職員、臨時職員がちゃんと稼働しているのかどうか、職員数が足りているのかどうか。これだけのいろいろなものを取り組んでいくため、業務が多忙でないかどうかですね。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

福祉課管轄の職員ということで答弁したいと思います。吉の浦保育所は24名の常勤の職員がいます。その中で10名が正職員、14名が一般職非常勤職員となっています。福祉課のほうでは現在27名の職員がいます。8名が正職員、19名が一般職非常勤職員と嘱託職員となっています。特に資格を必要とする職員、保育士、看護師、保健師、心理士などが嘱託職員で業務をこなしているところであります。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この福祉課でも健康保険課もそうですけれど、技術職、資格職ですか、保育士とかいろいろな資格を持った方々がいる中で、正職員が大分少ないですね。非常勤でそのままいくのか、正職員をふやすのか。ぜひ村長、福祉課も村長の1丁目1番地のですよね、子育てしやすい村に取り組んでいますから、臨時じゃなくて正職員ですね、ぜひふやして、もっと幅のある仕事のできるような、ずっとまた長続きして仕事ができるような、そういうことをぜひ考えていただきたいと。嘱託や臨時職員ではなくて、正職員をふやす予定はないですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

これまでは定年退職を3月末日で迎えるわけ

ですが、定年退職した分と、それから若干名増員で採用してきております。ここ二、三年ですけれども。本村の職員につきましては平成17年に策定しました集中改革プランがございます。その中で職員を削減しておりましたが、人口もふえていることから、計画的に職員を増加させる、そういう方策を今検討しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 職員は多分不足だと思います。しかしながら先ほど話したように子育て支援、子育てしやすい村をつくるには、福祉課と健康保険課は大事だなと思うんです。ここに正規職員、嘱託職員、資格職員をふやさないとうちにもならない。別の自治体や企業へ、少しでも条件のいいところがあれば、資格を持っている人はすぐに移りますよ。それがないように資格を持った方を採用すべきであって、それを嘱託職員のままではどうかと思うんですよ。ぜひこれはもっと議論をして、もっと福祉を充実するためにも、ぜひ採用を多めに考えていただきたいと思います。

次に保育士の待遇改善ですけれども、今保育士ですね、吉の浦保育所は正職員と臨時的職員は何名ですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほど答弁した中には調理員、栄養士も含まれています。保育士に限っては19名の常勤がいます。その中で正規職員が7名、一般職非常勤職員が12名となっております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今、保育士の正職員と非常勤の差もぜひ改善していかないと。今、認可園がふえた分、中城村は認可園の正職員も前回取り組んでちょっと改善があり、はるゆめ保育園がほとんど正職員ですね。16名中1人だけが臨時。中城みなみ保育園が33名中10名が非常

勤、ひよこ保育園が20名中12名、クリスチャン保育園は全部正職員ですね。そこを見習って、認可園も正職員にすべきだと思っております。平安幼稚園も21名に対して5名臨時と。その割合に対して、吉の浦保育所の正職員が極端にいないんですね。今、認可園もふやすのもいいですが、しかし公的保育所、公的幼稚園もあって、そこを見ているいろいろ取り組みをします。この認可園の保育園でも、給料改善もあんまりなされてないんです、正職員でも。沖縄県で対策して今非常勤から正職員になる場合の予算として1人に6万円ありますよね。そういったこともある中で、ぜひ吉の浦保育園が該当するかしらないか、該当しないかもしれませんが、しかし正職員はやっぱり、臨時職員よりも正職員は多目なほうがいいと思います。もう1つだけ、保育士において正職員と臨時職員は何が違いますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

給料が違います。子どもに対する接し方、保育に対する情熱は皆さん一緒だと感じております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今給料、待遇改善はどうしてもやっていただかないといけない。先ほど課長から答弁あったように、少しは上がったかもしれませんが。こういう状況でしたら、吉の浦保育所の保育士が不足するんですよ。それをぜひまた改善していただきたい。そのことに対して、保育士の正規職員増というのは村長どう考えていますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど総務課長が答弁しましたけれども、保育士だけの問題ではなくて役所全体を、今正職員の数が徐々にではありますけれどもふやしていくと。この保育士の増に関しても適宜検討し

ていかないといけない問題だとは思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 きょうの質問、ぜひ実施に向けて取り組んでいただきたい。また職員もですね、非常勤より正職員が多いほうがいいと思っておりますので、ぜひ正職員を多目に採用を願っております。以上で一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 先ほどの、都市建設課長より一人当たりの庁舎面積の件で数字の訂正があるそうです。都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 先ほど、一人当たり7平米ということと答弁しましたけれども、一人当たりの面積を33.4平米で算出して、今4,700平米の庁舎の面積になっています。33.4平米に訂正をお願いします。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(10時56分)

~~~~~

再開(11時06分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして仲眞功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲眞功浩議員 こんにちは。議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

まず初めに議員の報酬についてお伺いいたします。一部事務組合があります中城北中城消防組合、中城村・北中城村清掃事務組合議会の議員報酬は月額制になっておりますが、行財政改革や村民負担の面から考えれば年額制に改めるべきだと思いますが、村当局はどのように考えるか。また、一部事務組合議会議員の報酬が月額制でなければならない理由があるのかどうかお伺いいたします。「中城村議会の議員の報

酬及び費用弁償等に関する条例」によれば、初当選した議員の12月期の期末手当の支給率は30%であり、また議員の任期満了は9月になるため、任期満了で退職する議員には12月期の期末手当は支給されません。これは議員の任期4年というサイクルで見た場合、6カ月満期の勤務をしても、12月期の期末手当の支給率は100%ではなく30%しか支給されないという不合理を引き起こしております。これを見直す必要があると考えますが、村当局はどのように考えるのか伺います。

2点目に、子どもの読書活動推進について伺います。子どもの読書活動の推進に関する法律では、市町村はおおむね5カ年間の子どもの読書活動推進計画を策定するよう義務づけておりますが、本村の取り組み状況はどのようになっているのか伺います。

3点目に、防犯カメラの設置等について伺います。防犯カメラの設置目的は何なのか。防犯カメラの設置場所、設置個数はどのようになっているのか。防犯カメラの設置費、維持管理費はどの程度になるのか。防犯カメラの設置、運営管理等に関する条例制定の必要があると考えるが、対応はどのようになっているのか伺います。明解な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲真功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えいたしますが、私のほうでは大枠3番の防犯カメラの設置について所見を述べたいと思います。議会でも可決をしていただきました予算でございます。国からの交付金、これを大いに活用させていただきまして、積極的に推進していきたいと思っております。もちろん

担保すべきものはしっかりと担保して、そして第一義的には子どもたちの安心安全、そしてそれとともに、これも御承知だと思いますが、最近が高齢者の徘徊の問題だとか、これは宜野湾警察署との提携もいたしました。そういうもろもろのことに大いに役立つものだと、村民の安心、安全を第一義的に考えて推進していきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 一部事務組合議会の議員報酬についてお答えいたします。

御質問は年額制に改め、現在の月額制の年間合計額を下回るように見直してはどうかというような提案であると認識をしております。一部事務組合は市町村において処理すべき事務の一部を共同で処理するために設けられた特別地方公共団体でございます。本来市町村で処理すべき事務であることから、構成市町村においてもその事案等について議論する必要があるものと考えており、その上で一部事務組合に対しまして望ましい形になるよう意見を申し上げる場合もあると考えております。しかし特別地方公共団体である消防組合、清掃事務組合におきましても議会が存在し、報酬等の条例改正につきましては組合議会が決定するものであり、そのためには一部事務組合議会との議論が必要であると考えております。議会は本来の活動であるチェック機能や政策提言等を通じて一部事務組合の運営に貢献しているものと認識をしております。報酬等につきましてはさまざまな御意見があると思っておりますので、報酬等の適正化を検討する場は必要であると考えております。なお一部組合議会の議員報酬が上位法であります地方自治法におきまして月額制でなければならないというようなことは定められていないものと認識をしております。一部事務組合の条例に基づき月額制になっております。

次に議員の期末手当の見直しについてお答え

いたします。中城村議会議員に対する期末手当につきましては6月10日及び12月10日の基準日に在職する議員等に対し期末手当を支給することになっております。また支給方法は村の一般職の職員の例によることとなっていることから、初当選により9月28日から議員になられた方には12月に支給される期末手当につきましては、在職期間が3カ月未満であることから30%相当分が支給されることとなります。これは村長始め副村長、教育長につきましても議員と同様の支給方法でございます。月刊地方財務編集局が編集し、株式会社ぎょうせいが発行する地方公共団体の歳入歳出科目解説及び学陽書房が発行する予算の見方、つくり方におきましても、地方議会の議員の期末手当は基準日に在職する議員及び基準日前1カ月以内に退職または死亡した議員に対し、一般職の職員と同様の支給率で算定した額を支給することが多いというように記述されており、本村の支給方法は全国の多くの地方自治体と同じ支給方法でございます。どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉

生涯学習課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

子どもの読書活動推進計画につきましては、昨年度の末より策定に向け事務局となる部署を決め、今年度4月より近隣市町村の状況調査等策定に向けた取り組みを始めております。5月の中頭地区の生涯学習推進会議、これは中部地区の課長会ですけれど、そちらで議題として提案をしまして、各市町村の策定状況や策定までの流れや取り組み、また策定後の取り組み方や課題等を協議しながら情報収集を行っております。近隣の策定までの期間を見ますと沖縄市で10カ月、西原町で1年1カ月、恩納村で1年10カ月とさまざまではございますけれども、策定までには1年程度の期間が必要と考えております。目標としては年度内もしくは来年度の上半

期までには策定したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之

住民生活課長 津覇盛之 それでは大枠3についてお答えいたします。

について、沖縄県民の安心安全な生活に資するため防犯カメラ設置による犯罪抑制、犯罪が発生した場合の早期解決、以上の2点を目的としております。防犯灯及び防犯カメラ等緊急整備事業により設置を行います。について、村内の公民館等の不特定多数が出入りする公共施設付近、近年犯罪行為が発生した場所及び発生が懸念される場所など20カ所の設置を予定しております。設置箇所については関係各課からの意見、各自治会からの要望、宜野湾警察署との協議等を踏まえて選定をしております。について、防犯カメラの設置費は約3,000万円となっております。維持管理費としての電気料金及び電柱共架費は年間1台当たり2万5,000円となりますが、保守点検やメンテナンス費については協議検討中のため未定となっております。

について、設置目的とプライバシー保護との調和を図るために、管理運用にかかる規定を策定中であり、防犯カメラの運用開始に合わせて施行する予定をしております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 改めて再質問させていただきます。

まず議員の報酬についてでありますけれども、先ほどの総務課長の答弁では、議員の報酬は月額制でなければならない理由はないとおっしゃっていました。そういうものを受けて、これは地方自治法の定めによってそういうものがないということですよ。県内の多くの一部事務組合は、月額制を採用している中であって、1,000億円以上の予算決算を扱う後期高齢者医療広域連合あるいは介護保険連合では年額制を採用して、経費の節減に努めております。これは我々一般住民から考えれば、それ相応の評価

ができるような報酬制度だと考えております。その中であって村長は、いつも行財政改革は日々取り組まなければならないと、そういう姿勢で臨んでおられますけれども、そういう中であって、財政改革も常に節減できるものは、当然これは納得できるようなものは聖域なく取り組まなければならないだろうと、そういう考えですけれども。そういう全県的な流れ、組織の経費節減とか、実際そういうことを実施している事例を見た場合において、本村には2一部事務組合がありますけれども、これについても負担軽減、そういうものについて財政改革という余地はあると思いますけれど、それに対してどうお考えになるのかお聞かせいただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員からの提案、もっともだと思えますし、ただこの件につきましては私ども行政も意見は当然、皆さんと議論を交わしていきたいですけれども、第一義的には議員の報酬にかかわることですし、まだもう少し議論が必要かなというのが本音でございます。先ほど広域連合とか、そういう部分に関してはもう年額制に移行しているという話がありましたけれども、それと一部事務組合とは多少変わってくるのかなと。また仕事すべき量と言いますか、そういう部分でも多少は変わってくるのかなという気はいたしますけれども、これからの議論は必要だとは認識しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 一般住民の目線から見れば、これはぜひ考えていただきたい。というのは、この一部事務組合の議員というのは、全てにおいて各市町村の議員で構成されているわけですね。議員の月額保障というのは議員になったその各議会で保障されているわけです。さらに一部事務組合の議員になったからって

いって、改めて月額まで保障する合理的理由があるのかどうかというのが1つあります。これがかつて議員の報酬の二重取りじゃないかとマスコミで報じられたこともあるんです。だからこの議員の報酬の月額の保障というのが、一部事務組合でも保障する必要があるのかというのを。これは一般住民から見たら非常に不透明なところがありますので、その辺はぜひ考慮していただきたいと思っております。実際月額制から年額制に移行して削減できるというのはそんなにたくさんはないと思うんですよ、せいぜい2つの中城北中城の事務組合では100万円とか150万円の額にはなるとは思いますけれども。しかし、それは額とかそういう問題ではなくて、余り合理的でないものについてはちゃんとやると、住民に対して説明責任が果たせるような仕組みというのをやっていただきたいと思っております。

次に、期末手当に移っていきますけれども、議員の任期は9月ということで、村長の任期はたしか7月2日ですよ。そのような観点からちょっと教えていただきたいんですけれども、村長が新しく選ばれたときの、12月期末手当の支給率はどの程度になるのか教えていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

村長の場合は7月4日から新たな任期が始まります。ですから村長の場合は6カ月未満ということになりますので、支給率は80%でございます。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そうですね、80%。ひとつのサイクルで考えた場合、村長も一応任期満了で去られていく場合には、当然12月期末手当の支給は、なされないわけですね。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

12月の期末手当につきましては、村長にも支



給はされません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私が言いたいのは、格差です。議員の場合は丸々4カ年務めて、満期です。ちゃんと働いても30%しか支給されないと。村長においては80%支給される。同じひとつのサイクルにおいて、これは制度上、条例上そういう形になってしまいますけれども、これは余りにも差がありすぎるんじゃないかと。たまたま任期がそういう時期に設定されてしまったときに、これが起こってしまっているわけであって、実際に働く期間、ワンサイクル考えた場合においては、本当は村長も100%、議員も100%もらってしかるべきじゃないかと考えますけれども、その辺について検討してみるとか、あるいは議員も一緒になって考えてみたいということはないでしょうか、課長。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えします。

議員それから特別職の期末手当につきまして、あくまでも条例に基づく支給率となっております。おっしゃるように1期4年というそういうサイクルで考えた場合は、議員がおっしゃるとおりだと思います。しかしこれは条例に基づき支給するということですので、特に4カ年という1つのサイクルでもってそれを検討するというふうにはならないものと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それは条例だからしょうがないと。全く考える余地はないというような話なんですけれども、であれば議員自身の問題として、この制度をどうするかというのは、また改めて我々の問題として捉えていきたいと思えます。

次に、中城村職員の給与に関する条例の21条2項(4)では、3カ月未満は支給率30%、100分の30となっておりますけれども、この3

カ月未満とは何日以上から該当しますか、お答え願います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

条例におきましては、3カ月未満というふうな謳われ方、第4号でしたか3カ月未満というふうなことが謳われておりますので、いつから始まるかというふうなことは明確には謳われておりません。基本的に3カ月未満というふうなことであれば1日以上3カ月未満であるという解釈もできるというふうな考えておりますが、1日以上にしたほうがいいのかという、その辺の捉え方は今後民法等、いろいろところで検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 基本的には条例の解釈であれば1日以上でも資格はあるというような答えですけれども、これも考えた場合において、私は不合理を感じるわけですよ。議員は任期満了する場合においては、6月の期末手当の支給をもらってから約4カ月間働きます、満期は9月27日です。それだけ働いていても支給率0%ですね。12月においては在籍していないんですから。ところがこの12月に在籍している者については、1日でも働いたら30%の支給率がある。そういうことを考えた場合において、議員の在籍期間については、検討すべき事項であり、これは我々議員の問題じゃないんですよ、制度的にね、9月が任期だと、この条例で考えた場合には支給しないということでありまして。余りにもこの差が激しすぎるんじゃないかと。片や一日でも、その12月にいれば30%もらえる。ところが議員は4カ月働いても12月に在籍していないために、1%も支給されない。これは余りにも不合理じゃないかなと、そういうことがあって、ぜひともその辺の条例の改正、検討いただきたいと思います。できなければ、私はこれは議員が自分の問題として、議員提案でやっ

でも、これはいいんじゃないかと思えますけれども。その辺について当局として条例の見直しとか、検討するとか、そういうものはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

条例等についての改正につきましては、執行部それから議会とのそういう議論が必要になってくると思います。その上で、改正したほうがいいという考えになるのであれば条例の改正を提案するというのも検討したいと思えます。ただ現在は9月27日をもって議員の任期が終了するわけですけれども、これは毎回9月27日が議員の満了日となるということは限らないと思えます。場合によっては議会の解散があったり、村長においては村長の辞職があったり、そういうこともありますので、その都度条例を改正するというのも、それが合理的なのかどうかも含めて検討すべきだと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 おっしゃるとおりですけれども、これは制度だと、制度でそう決められてしまってどうしようもないということがありますけれども、ならばその制度をそのときの状況で変えるのは議会であり、当局であると思えますので、その辺はぜひ検討をお互いやっていければと思います。今の現状においては余りにもこの差が激しすぎるのではないかと、そういうふうな感じを受けております。ぜひお願いしたいと思います。そして議員の皆さんも自分の問題として、これでいいのかなというのは、ひとつ頭で考えていただければと思います。

次に、読書活動の推進について、これは今年度中にはできれば策定したいということでありましてけれども、現在どういう形で子どもの読書活動推進計画というのが策定されているのか。評議員とかあるいはそういうひとつの協議会とかあるいはプロジェクトチームとか、そういう

ものをつくってやられているのか、お伺いしたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁で、策定に向けた取り組みを始めておりますということを示し上げましたけれども、今後、やるべきこととしまして読書推進計画の策定委員会の要綱の制定をした上で、委員の人選と就任依頼、また協力いただく関係機関の状況把握をしていく。図書にかかわるアンケートの実施、委員会を開催して、取りまとめをして、パブリックコメントを実施していくというような今後の作業計画でございます。現在では、まだ要綱の制定もしておりませんし、協議会の委員もまだ決めておりません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今の答弁を聞いておりますと、全く何もできていない。頭の中でそういう日程が組まれていて、ゼロの状態から、これからスタートするんだというような感じを受けましたけれども、それでよろしいですね。

それではお聞きしますけれども、子どもの読書活動の推進に関する法律、これはいつ制定されたか。それから、その法律に基づいて国の計画、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、それから沖縄県子どもの読書活動推進計画、それぞれ策定されて、年次計画で策定されていると思うんですが、この策定期間はそれぞれいつなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時39分)

~~~~~

再開(11時39分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

この法律の制定が平成13年12月となっております。

ます。国の子どもの読書推進計画として初年度が平成14年8月に制定されております。県におきましては一次が平成16年度からの開始で二次が平成21年度、三次が平成26年度からの策定状況となっております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 おっしゃるとおりですね、これは平成13年度に制定されまして、国の計画それと県の計画ですね、これも既に三次を迎えているわけです。一次についておおむね5カ年ということでありますから、もう15年、この程度のおくれはあります。そのおくれをもって中城村はやっと一次をスタートする段階にありますので、これは本当に急いでやっていただきたい。前回もこれに関する質問を行ったんですけども、その場合においては生涯学習課長はですね、今歴史資料図書館を建設しておりますので、その開館に合わせて策定していきたいというような答弁もしてありましたけれども、これがきょうの答弁を聞きますと、全くゼロスタートでこれからだということでありますので、大変残念であります。ただこれは予断を許さないですよ。もう三次、そろそろ来年四次が出てくるんじゃないかという段階になっておりますけれどもね。中城は早く、三周おくれ、15年おくれという、周回おくれになるかもしれないんですけども、とにかく急いで策定を進めていただきたいと思います。今年度中の策定、ぜひお願いしたいんですけども、課長、体制づくりを万全にお願いして大丈夫でしょうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたけれども、近隣を見ましても1年程度、策定までの期間がかかっているという状況から、目標としましては年内、もしくは来年度の上半期までには制定したいと思っております。議員からも平成25年9月に一

般質問として御質問、御指摘を受けている中、策定していない現状からどう御理解されて、何を御意見されてもいたし方ないと思っておりますけれども、生涯学習課におきましても昨年5月30日から本村で初めての図書館運営を努めてまいりました。日々、目の前のことをこなすので精一杯でございました。その中でも図書及び図書館に関する足りていないところや課題も見てきた部分もございますので、課題の改善や新規で取り組むべき新たな目標に向け頑張っていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長、このお聞きのとおり中城村はかなりおくられている現状でありますので、これからマンパワーを投入してやっていただかないと、どんどん周回おくれになっていくと思いますので、必要なマンパワーとかそういうものについては、ぜひ力を入れて、支援していただきたいと思っております。せっかく図書館もできて、教育環境、それから子どもたちの学習意欲も高まっている状況にあって、そういうものがないと、大きな目標設定とか、そういうものがないと大変厳しいものもあるかと思っておりますけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それからちょっとお聞かせいただきたいんですけども、小中学校の不読率というんですか、そういうものをもし調査してありましたら、中城村の現状というものを教えていただけないかなと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えします。

不読率についてはですね、今手元にちょっと資料がございませんが、各学校読書活動にはいそしんでおりますので、各学校のほうに確認いたしましたら、子どもたちの読書の状況は把握できると思っております。わかり次第議員のほうに提

示できるかと思えます。今現在、データがこちらにありません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この不読率については、全国的にかなり高いみたいな感じで、特に高校生はもう半分以上ですね、1カ月に1冊の読書もしないという状況があるようであります。これは非常に国としては大きい問題として捉えているようです。ただ沖縄県は全国平均よりもずっといいというようなことが言われておりますので、中城村はどの程度かなというのを知りたかったんですけども、これはまた後で教えていただければと思います。

それでこの読書推進計画の中では、ぜひ不読率ですね、その辺のターゲットもですね、目標値とかそういうのもぜひ考慮して、皆読書と、不読率0%と、そういう目指しをやっていただきたいと思えます。この辺のための施策というものを盛り込んでいただければと思います。それから子どもの読書活動の推進に関する法律の中では、4月23日を子ども読書の日と定めて、地方公共団体は子ども読書の日趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業実施を求めていますけれども、本村ではどのような事業が行われているのかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

本村におきまして子どもの読書推進計画の策定をしていないところから、村としての事業や施策の実施はございません。しかしながら幼・小・中学校におきましては読書推進計画を作成し、学校図書館を有効的に活用して計画の推進を図っている現状がございますので、おのこの学校でやっていると思えますが、実際の確認はできていません。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 答弁を聞いておりますと、本当にこれからというところかなと思いま

す。これをぜひ全力を挙げて取り組んでいただきたいと思えます。図書館もできたんだし、学校図書も一応充実してきて、全部文科省の基準を満たしているはずなんですよ、蔵書とかそういうものに関しては。充実してきておりますので、今度はやはりそれが子どもたちの学力に結びつくような方向に持っていき、行政として、教育委員会としても必要があると思うんですけども、その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。今回について、やはりこれからの機会ということで、奮起を促したいということで、この辺に関しては終わりたいと思えます。

それから私、小言ばかり申し上げてきましたけれども、ひとつだけ評価しておきたいのがあるのでここで述べさせていただきます。なかよく広報によれば、ブックスタートをスタートしたというような記事が出ていましたけれども、これはいつからスタートしたのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

今年度の乳幼児健診に合わせて実施しております、1回目が4月8日、2回目が5月27日に実施しております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 2回ほど実施しているようでありますけれども、課長ですね、実際にこれを目の当たりして、どのような感触を得たのか感想を伺えればお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

この事業がスタートできたのも仲眞議員の御意見から始まった事業だとも思っております、大変感謝申し上げます。私も二度、その場所で実際の実施状況を見ておりますけれども、まだボランティア育成もできていない中で、自前の司書ができるだけ親子にかかわりながら実施しています。いらしている方々からは、絵本がも

らえるということで非常に喜んでもらっております。またどういうふうに取り聞かせをしたらいいかとかという質問に対しても、司書がやさしくアドバイスをしている状況で、和やかな非常にいい事業だと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この件に関しては、長年私も主張してきたんですけれども、村長の協力もあっていよいよスタートしたということで、大変うれしく思います。このブックスタートについては、国の出した第三次子ども読書活動推進基本計画の中では大変重要な位置づけをされております。家庭における読書活動推進のための第1番の設定が、このブックスタートというような位置づけを、この概要とかをホームページとかで拾っていただければわかりますけれども、このようにまず幼児から親しむというのが一番基本でありまして、中城村の図書館の利用率というのが、本当に将来的にはすごいものになっていくだろうと期待しております。これをぜひ強力に進めていただきたいと思います。

それから次に防犯カメラに移っていきますけれども、この防犯カメラの設置目的は犯罪防止とか抑止、あるいは犯罪の解決に役立てていくという答弁ありましたけれども、ただひとつ反対する声もありまして、その辺も十分私たちは考慮していかないといけないと思います。また公共空間を撮影し録画することは、憲法第13条に保障されたプライバシー権の侵害、これは具体的には何人もその承諾なしにみだりにその容貌ですね、それから姿態、態度、様子ですね、撮影されない自由を有するものと、解釈されているようでありますけれども、これに違反するのではないかという反対の意見、あるいは危惧する声があるのも事実ですので、この件に関してはどのように理解してもらおうつもりでおられるのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。
住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

議員がおっしゃるような個人のプライバシーの保護につきましては、我々住民生活課としましては、先ほども申し上げましたけれども設置運用規定等に基づいて、適正に管理をしていくということを考えております。それとこの設置する箇所につきましては、不特定多数の人が極力映らないように、機器に関しては設置の段階で調整をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 プライバシーに関しては憲法で保障されておりますけれども、ただこういうこともあるわけですね。個人の権利は尊重される、しかし個人の有する自由も公共の福祉のため、必要のある場合には相当の制限を受けることを。これは最高裁判決でも許容しておりますので、その許容範囲内で設置運用がなされると、そういうことをしっかりと条例、あるいは規定の中で明記して、目的は今課長が述べたように犯罪防止、抑制、あるいは問題解決と、そういうことを目的とするというようなことをしっかりと明記し説明して、このようなプライバシーの問題に関してもしっかりと説明できるように、条例にしていきたいと思います。防犯カメラでありますけれども、運用によっては監視カメラになってしまうと、そういうような危惧ですね、危険性、可能性も全くないわけではないわけですね。特に昨今の共謀罪とか、あるいはそういう法律、国の流れを見てみると、やはり心配する向きはたくさん出てくるだろうということは、これは今当然考えられるわけです。防犯カメラであって、我々が設置するのは監視カメラではないですよ。そのためにはやはり運用、管理、そういったものをしっかりとやらなければいけないと私は思っております。それで最後にお伺いしますけれども、課長はこの

設置運用に関しては、規定で定めるといようなことをおっしゃっていましたが、条例をつくり、その条例を施行するために規則をつくると、そういう二段構えで大方の先進の市町村は対応してやっていると思うんですけども、本村はどういうふうに対応するのか、運営規定だけで対応するのか、その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現段階では、我々のほうでは管理の運用規定、規則のほうで対応していきたいと考えております。今後また他の自治体等も、その管理運用等については検討していくものと思いますので、その辺の動向も伺いながら、我々も検討していきたいということです。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、くどいようですがありますけれども、この運用規定だけでは、規定だけで規制とか、あるいはそういうものを運用していくというのはぜひ改めていただきたいと思います。やはりしっかりとした条例を制定して、その条例に基づいて運用し、設定していただきたいと思います。先ほど言いましたように、これは目的とかそういうものははっきりと防犯カメラですと、監視カメラではありませんと、はっきりと認識が、村民に持てるような状況でぜひやっていただきたいと思います。そういうことで条例を定め、それから規則をつくる、ぜひお願いしたいと思います。大方の先進地域では全部そういう方式ですよ。条例の大きさ、質そのものもそんなに違ったところはなく、大体みんな同じような条例、規則になっています。だからそんなに時間がかかるようなものではないと思いますので、ぜひとも安易な方法で、運用開始に合わせてつくるということではなくて、しっかりとした条例、規則というものをつくっていただきたいと思います。これは大きな問題

ですので、村民、みんなが安心してもらえるような、変な心配が持たれないように、村はしっかりと運用していきますということを示すためにも、やはり条例は条例として、運用規則は運用規則として、しっかりと決めていただきたいと思います。これはよろしくお願ひします。ぜひ検討していただきたいんですけども、課長、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

条例に基づく規則で運営をしていくのか、これはまた今後、先進地の条例等も参考にしながら検討していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(12時02分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 ハイサイ、チューウガナピラ、こんにちは。議長の許しを得ましたので一般質問をこれから通告書に従って行いますが、その前に一言だけ。けさのニュースで、沖縄の元知事の大田昌秀知事が御逝去なされたということで、哀悼の意を表したいと思います。偉大な沖縄の大先輩の訃報に接するということは、悲しみの分、また我々後輩に向けてのいろいろなメッセージがあるかなと思っております。特に沖縄の場合はですね、常に支配された歴史があって、私の大好きな謝花昇の演劇の芝居のセリフの中でもいろいろなやりとりが當山久三

との間であって、いつの日かきっと我々の沖縄の後輩が見事に育て上げてくれるだろうと、それを我々は信じようというような遺言を遺して亡くなっていったと言われているシーンが芝居の中でもあるんですけれども。そういった長い暗い夜の道を歩き続けてきた先輩方の果たせなかった思いというのをです、後輩の我々は1つでもむくいてあげることが今後我々に課せられた務めじゃないかと、ちょっと重ねて思いめぐらせておりました。それでは通告書に従いまして一般質問を行います。

大卒の1番、村道伊集・和宇慶旧県道線、真根川線の交通安全対策についてであります。伊集・和宇慶区の住民生活道路でもある旧県道線、真根川線へ近年、日常的に産業用大型車両等が通過し、平穏な住居地域が危険にさらされている現状について、当局がこれまでどのような交通安全対策を講じてきたかをお伺いいたします。南側の西原町との境界線から北側の津覇向け国道329号に接する範囲において、大型車両を通行規制することは可能か伺います。通過する多くが西原町域の工業地域からの車両と思われる。西原町及び当該地区事業所へ侵入を自主規制する働きかけは行ったことがあるのか伺います。

大卒2番、新庁舎ロビーへの展示コーナー設置についてであります。新庁舎建設に向けてさまざまな意見、提案が寄せられていることと思います。本議会でも何名かの方が取り上げられておりますが、そこで私のほうからは、新庁舎のロビーへ本村を代表する著名な方々を敬重し、その功績を次世代へ伝え残す意味からも、沖縄初の芥川賞受賞作家の大城立裕氏、プロ野球で活躍された与那嶺要氏、そしてプロボクシング元WBC世界スーパーライト級チャンピオン浜田剛史氏、特に以上の3氏を讃え、展示を提案するが所見を伺います。展示が可能であれば、今後資料等の情報収集、レイアウト等に

ついて担当職員、これは専従で置くことは難しいと思いますが、兼任しながら置くことは可能か伺います。

大卒3番、護佐丸歴史資料館の企画展についてであります。近年沖縄の「しまくとぅば」が貴重な言語として広く使われ推奨されるまで認知されるようになったことは、過去においては県民がその言語について差別され劣等感となった時代が、今や自信と誇り持てるようになったことは大変有意義なことと思います。そこで展示板の説明書を読みと、琉球の古語がヤマト口標記のルビになっていることに多少違和感を覚えるが、展示方法はどのような考え方に基づくものなのか伺います。日本語に琉球の言葉を入れてみても、琉球語そのものがよみがえるものでもなく、文書、文脈、会話体としての琉球語が肝心で、展示を企画する関係者は当時の情景を思い浮かべてより正しい言語発音を追求していくべきではないかと思いますが、所見をお伺いいたします。以上、簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

まず大卒1番につきましては住民生活課、大卒2番につきましては総務課、大卒3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは、お尋ねの大卒2番、新庁舎ロビーへの展示についてで所見を述べさせていただきます。

大変すばらしい御提案ありがとうございます、先に御礼を申し上げます。私どもが、もしかしたらこれは考えなかったことも知れません。非常にすばらしい提言で、真剣に、そして必ずできるように、あと庁舎建設まで少し時間がありますので、十分やれる時間はあると思っておりますので、実現に向けて頑張っていきたいと思っております。またできるものだと確信をし

ております。その形、やり方などはこれからまた議員の御意見なども伺いながら、子どもたち、特に人材育成という面では大いに役立つものだと考えておりますので、おらが村のヒーローという意味で、子どもたちも喜んでくれるんじゃないかと思っております。詳細につきましてはまた担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは新垣博正議員の大枠1について、お答えいたします。

について、歩行者及び徐行について、注意喚起の看板を設置するほか、歩行者通行をアピールするための路側帯カラー舗装整備を和宇慶集落地内の一部において、平成28年度に完了をしております。

について、旧県道の交通規制については、これまで一方通行やスクールゾーン等の要望がなされてきましたが、いまだに実現しておりません。大型車両の交通規制については、宜野湾警察署交通課と相談していたところ、本年3月17日付で公安委員会に対して上申がなされたとの報告を受けております。上申の内容として、トラック等大型貨物車の終日通行規制を和宇慶旧県道津覇側入り口から西原町との境界付近までの区間とすることとなっております。現時点で公安委員会の決定はなされておらず、規制が可能か公安委員会の判断を待っている状況です。

について、平成27年2月9日付で西原町産業通り会に対して「村道潮垣線」「伊集和宇慶県道線」「真根川線」の通行自粛を村・伊集・和宇慶・南浜・北浜・津覇・浜自治会の連名により文書にて要請をしております。また、口頭においても生活道路の通行自粛と西原町内間地内の産業道路を使用する旨、通り会へ申し入れを行っております。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 新庁舎ロビーへの展示

コーナー設置についてお答えいたします。

先ほど村長が述べたとおりでございます。新庁舎の1階部分に169平方メートル、51坪の多目的スペースの配置を計画しており、その一角には行政及び地域の情報を発信する情報コーナーを想定しております。本村出身者には議員から御提案ありますように、全国的にも著名な方々がいらっしゃいます。この方々の功績を村内外に広めるとともに、児童生徒を初め村民の方々に紹介することは非常に大事なことでと考えております。幸い、昨年5月30日に護佐丸歴史資料図書館も開館いたしました。また今後、新庁舎の整備も行われますので、そのいずれかの施設におきまして展示することができればと思っております。今後の実施設計の段階で、詳細な検討を行いたいと考えております。

次に、情報収集やレイアウト等、検討のための担当職員の配置についてお答えいたします。先ほど御提案のありました3氏を初めとする新庁舎等への展示コーナーの設置が決まりましたら、展示する方々の資料の収集、調整が必要になると思います。その場合の職員の配置につきましては、業務そのものが一時的なものになると考えておりますので、職員の兼務あるいは期限付きの嘱託職員の配置を検討することになると考えております。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

大枠3の についてお答えいたします。具体的な御指摘がございませんので求めるお答えになるかわかりませんが、常設展示と成果展等の企画展示の方針を述べさせていただきます。歴史展示室の常設展示の開設は、児童を対象としました小学校4年生程度が読めて理解できるように、できるだけ難しい言葉や漢字の使用を避けて記述しております。全体的に理解しやすい心がけ、ルビに関しましては沖縄大百科事典や一般的に普及している琉球史の本などを参



考に、地名に関しましては現在使われている名称を使用し、現在使われていない地名のルビは琉球古語標記としております。また王府、役職、官位などのルビも琉球古語標記としております。またこれまでの成果展の展示においても、少しでもわかりやすい展示構成になるよう、イラストや写真をふやし、言葉の解説を加え、わかりやすい展示を心がけながら、語彙に関しましては、しまくとぅばを意識するというよりも、当時の生活の様子を少しでも鮮明に伝えるように、配慮した言葉で記載するようにしております。結果としましてしまくとぅば、または近い標記になっていると考えます。できるだけ地元の言葉をそのままカタカナで記載し、その意味が少しでも理解できるよう括弧づけで漢字表記をしております。例えばカタカナでサーターヤーと書いて括弧書きで製糖小屋とかですね、クムイとカタカナで書いた後にため池などで記載しております。

につきましては、議員もおっしゃっておりますが近年しまくとぅばの次世代への継承が求められており、議員の提案はよいことだと思います。企画展のみならず、成果物の原稿執筆でも悩みながら検討しているところではありますが、今後の歴史文化関係の展示会を行う際は、研究調査の成果を踏まえながら、できるだけ昔ながらの発音を取り入れるなど、琉球古語標記を使うように検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細な質問を行いたいと思いますが、大卒の1番の交通安全対策についてであります。以前からこの村道は危険にさらされているという共通認識は恐らく互いが持っているものだというふうに私も理解はしておりますが、なかなか改善が現実的に進んでいないように思われる部分もありますし、和宇慶地区内においてはカラー

歩道を設置して、少しばかり安全対策を講じてこられたという足跡は見られるんですけども、それでも車両がこれだけですね、大型の車両がただ単に通過していくというだけで、危険にさらされるということは、やはり改善を今後ともやっていかなければならないと思うんですけども。その中で、以前に伊集の人から聞いたんですけども、浄水場を、西原地内になりますが、隣接しているため、建設されるとき住民とのやりとりが残っているということで、大型車両、産業車両は通らないということで、当時看板も立てられていたらしいんですけども、これらの約束事というのはどのようなやりとりでなされて、現在もこういったやりとりというのは生きているというふうに考えられますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。  
住民生活課長 津覇盛之 それではお答えいたします。

県企業局の浄水場建設時での地域との通行に対する協定だと思っておりますけれども、今、我々住民生活課のほうでは以前のことは把握はしておりません、現時点では。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 恐らくもう先輩方からその協定みたいなものは引き継がれてこなかったんだろうなと思いますね。こういったものは住民の安全・安心にかかわる問題ですので、ぜひこのことを調べていただいて、今後、対策を早急に講じていただきたいと思っております。それで路面の傷みも激しいように思うんですけども、そういったものに対しても何らかの形で申し入れする必要があるんじゃないかと思っております。水溜まりができたりもするし、村道ですので管理者の立場からしてどのような見解を持っているかをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。  
旧県道線については、常時維持管理の範囲で

は行っています。真根川線のグレーチングのところも管渠に変えて、音が出ないようにやっています。またことしは和宇慶の旧県道の中のほうですけれども、ここもグレーチングが下がって、音が大分出るというのがあり、これも管渠を入れて、埋め戻しをしてやっていこうと思っています。舗装については、そこまで傷んではないと思っています。それとカラー舗装についても来年30年度で、和宇慶公民館から伊集までの間はカラー舗装を行っていきます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それと工業地域との、事業所のほうと自主的に規制の働きかけを行ったということですが、返事的にはどのような印象をお持ちですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

直接、私のほうはその席には同席しておりませんが、通り会の会長のほうには要請しまして、職員のほうにも十分注意を促していくという回答を得ているということです。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 職員に注意を促すということは、通らないようにするという約束を取りつけたということで理解してよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

あくまでも自粛、協力依頼ということで解釈しております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この問題は、交通ルールという以上に、交通マナーとか交通エチケットというような部類にもしかしたら入るかもしれないんですけどもね。法律論だけでいくと、なかなか解決しないような問題かもしれませんが、交通には法律のほかにも、やっぱりマナーというのを守らなければならないドライ

バーの務めがあると思います。こういったことがしっかりと互いに理解が深まれば、この問題も解決の方向に、私は導かれるんじゃないかと思っています。事業者、1つ1つにもうちょっと働きかけをこまめに今後もやっていく必要があるんじゃないかと思いますが、課長、新しく住民生活課長として就任されましたので、ぜひ課長も直接、また改めて要請をしていくということをお願いしたいと思うんですけどもいかがですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 お答えいたします。

そういう状況でございますので、現場も把握しながら、必要があれば要請は継続していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この工業地帯は無秩序に工業の事業所が配置されたような形になっていてですね、いわゆる区画整理的にやられない状態の中で工場が立ち並んできたという経緯があって、隣接する中城村だけが公害を含めて被害をこれまでこうむってきたところでありまして、その辺も踏まえて住民生活課は公害の問題があったり、この道路交通の問題も含めて、しっかりと今後も取り組んでいただくことを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

大卒の2番の質問に対して、当局、村長を初め前向きな回答をいただきました、非常に心強い限りでありますし、また村民ともども、これは私自身で言うのも何ですけれども、喜ぶべきことができるんじゃないかなと。そして後輩に対しても自慢できるような展示に持っていけるものだと私も確信をしております。そして既に私のほうも、教育委員会図書館の担当の方に資料を一部おあずけしております。ぜひそれらの資料が十分に生かされて、展示コーナーが設置できるように、その展示を夢見ております。

そして3番目の質問のほうに移らせていただきますが、護佐丸資料館、精力的に今日まで企画展を開催されてこられて、非常にいい資料館としての働きをしているなというふうに敬意を表したいと思います。ただしですね、内容についてはいろいろと賛否あるのかなとも思っていますね、特に過去に振り返って展示をしたりするわけですから、わかりやすくといつつも難しい言葉を並べすぎるのもちょっとひけるということも起こり非常にバランスを取るのが悩ましいところじゃないかなと思っております。特に現代でもよく使用される固有名詞、特に地名でありますとか人名、そういったものに対してちょっと気配りも必要じゃないかと思いますが、そういった固有名詞についての取り扱いというのは、ある一定の基準というのは設けられているのかどうか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

重複する点もございますが、一般的に使われている漢字やルビを使用しております、固有名詞につきましても地名については、現在使われている地名についてはそのまま現在読みでルビをふらせていただいております、現在ない地名などは琉球古語、その当時使われていて、現在もそういう読み方をするものについては、琉球古語で標記しております。役職名、官位名等についても琉球古語で標記しております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 原則としてですね、私も原文にまず忠実であること、そして史実に忠実であること、それとわかりやすい、そしてもう一つ大切なものが2つ以上の主張がある場合、そういった議論がある場合、考え方を整理する必要があると思うんですけれども、そういうような見解が、相反するような対立論が残っている場合には、どのような捉え方をされているのか伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えします。

生涯学習課としての細かい方針までは決めておらず、企画展に際しまして、関係する学芸員や専門員の考え並びに史実書などから、その度々で判断しております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 せんだって企画展が行われましたが、毛氏と護佐丸の関係についての企画展だったと思いますが、その中で説明員のお話を聞いていると、どうも組踊の芝居の脚本を現代語に訳して、歴史書として語っているような気がしてならなくて、物語や芝居としての聞きごたえはあるんですけれども、歴史書に忠実かなという、たくさんの疑問点がわいてきて、少し私自身は違和感を覚えたんですけれどもね。特に、具体的にどういったところがあるかと言いますと、大和の時代背景をなぞらえている節が余りにも多すぎるなという感じがしました。例えば謀反という言葉を使ったり、武将と言う言葉を使ったり、土族とかあるいは群雄割拠とかという言葉が羅列したり、あるいは琉球史の中に何々の乱というような言い方というのは、私は少し違和感を感じながらも、私はいったんは許してあげようという気持ちで聞いていたんですけれども、そういったところは、両論あると思うので、両論ある部分に関しては両論で併記して展示すべきじゃないかと思うんです。そういったところから大和標記にすり寄ってしまうという、何となく今風な展示に変わってしまって、琉球語からはかけ離れていくような気がしてならないというのがあるんです。今後、若い研究者がどんどん育ってくるとは思いますが、日常的に使わない言葉をどうしてもこういったときに標記しなければならないことが起こった場合にですね、誤った方向にいきはしないかなと、多少ひやひやドキドキのところがあるんです。これは無理もないかなと思ったりするんですけれども、例えば日本語で

もですね、私もちょっと調べてみたんですけども、昔の言葉と現代語ではかなり変化をきていてですね、使うときには気をつけながら、あるいはまた意味をしっかりと解説してあげないと理解ができないなというのがあり幾つか例を挙げますと廁という言葉聞いたことがある方もいるかもしれませんが、廁って何かの店の名前かなというふうに思ったりするんですが、実際はトイレの現代語で言う呼び方らしいですね。廁に流すということは、排せつ物を流すという意味でかつては使われていたようです。また言いつけるという言葉がですね、現代では告げ口をすとか、密告するとか、叱りつけるとか、厳しく言うとか、特に目下の者に対して何々しろというふうに命令形で言うというような捉え方をするんですけども、もともとは申しつけるとか命じる、命令するというような、もっと柔らかい意味で捉えていたようです。こういうふうにして時代とともに言葉というのは変わってきていることは確かであります。しかしながらこの時代背景を知る上においては、そういう言葉の変化というのも、そういった機会を捉えて、ルビも標記していきながら意味も標記していくということは、企画展ならではの見せ所じゃないかなとも思っています。できるだけ中城村の資料館はどこにもないような、こういったユニークな展示をする企画展なんだよということが、内外にアピールできればしめたものだなと思っております。特に我々の世代と戦前の世代、あるいはまた我々復帰前の世代と復帰後の世代、昭和や平成の世代とか、20世紀と21世紀の世代というふうに、いろいろと世代世代というのは分かれてくると思いますね。近年ではツイッター、つぶやきというのも日常的に使われるようになってきましたが、以前は小言を言うとか、そういうときにつぶやくと解釈されていたんですけども、今はもう日常的に短文で、何といひますか、電子メールでやりとり

するときにそういった言葉がよく飛び交うようですが、時代とともにこういったものも変化をきてきているということも酌み取りながら、ぜひ研究をしていってほしいと思います。こういったものをぜひやる意味では、先進的な図書館とか資料館、あるいはまた南風原町には文化センターなどもあるんですけども、そういったところとの意見交換というのは、前にもちょっと聞いたんですけども、どの程度やられているかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。

生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

関連する資料館、博物館等との意見交換については現在把握しておりませんが、企画展を企画する職員は学芸、民俗、考古等、今まで専門的に学問で学んできて、かついろいろな博物館、図書館での経験と調査研究をしているので、そこでの横のつながりは常にございますので、企画展を開催するに当たっての情報交換、情報収集、妥当性も含めて調整はしていると思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひアンテナを高く上げて、こういった先進的な展示をするところと、交流や学ぶべきところは素直に学んでいくということをやっていただきたいと思います。南風原町の文化センターなど私も何度も行きますけれども、とてもユニークな展示をしたりしますよね。例えば沖縄復帰の企画展をした場合に、普通の一般の人たちは沖縄復帰というと、やっぱり5月15日というのが思い浮かべる方が多いかと思うんですけども、でもやっぱり復帰の運動の始まりというのはどこが起点になるかというところと4月28日なんですね。4月28日には屈辱の日というところから起点を持っていくと、見方が全然変わってくる。そういったところの取り組みなんかは、学ぶべきところがあると思います。それとまた琉球王国の時代の話企画する場合に、大半が首里城とか首里を中心にし

て物事を考えるんですけれども、南風原町の企画展なんかは、じゃあ一般の民とか百姓はどうだったのかという視点において考えていくと、極端に言えば、現代風に言えば民は重税を課せられていて、非常に苦難な歴史があったという視点を忘れてはならないという思い、そういう角度を変えると全く違うような展示ができる、ユニークな展示ができるということは、とても学ぶべきところがあるんじゃないかと思っています。そういった点も今後工夫されて、今後また沖縄戦の企画展も予定されているようですので、ぜひそういった視点もしっかりと持って。中城村史の中にも、私も幾つか読んでみたんですけども、当時の情景を少しでも思い浮かべながら読むように心がけているんですけれども。例えば当時の人たちというのは、現代人みたいにこのような標準語と言いますか、そんなたくさんきれいに使えなかった時代の人たちだと思うんですね。それを無理やり、やはり軍部からの命令によって方言は使っちゃいけないというふうに規制された中での生き方を強制されたということを、情景を思い浮かべながら読むと、なるほどというふうに意味がわかってくるころがあると思います。たとえば兵隊が、私たちが隠れている壕にいらっしゃってとかという言葉を使ったりしているんですね。そういったのは失礼にならないようにという、細心の注意を払って、敬語を使ってこのような表現を、当時の住民の方々は手記で記していったんだろうなというのを感じます。そういったところもですね、現代としてはちょっとおかしな文に感じるかもしれないんですけれども、当時の人たちの情景も思い浮かべながら工夫していただきたい。そういったのを要望いたしまして一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時09分）

~~~~~

再開（14時21分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて石原昌雄議員の一般質問を許します。

1番 石原昌雄議員 皆さんこんにちは。本日の最後の一般質問ということで、許可を得ましたので1番 石原昌雄、一般質問をさせていただきます。通告書に沿って質問をいたします。

大枠1番、専門職員の配置、職員の採用についてであります。本村においては、毎年定期的に職員採用を実施していますが、専門職員の採用が不十分であります。今後の採用計画を伺います。今年の採用計画はあるか。職種はどの範囲ですか。専門職などの資格要件を求める部署には、正規職員が配置されているか。定数条例による配置がなされているか。人口や市町村規模の類似市町村と比較して、定数は足りているか。若者の雇用の拡大をする考えはあるか。

大枠2番、南上原地区へ児童館設置についてであります。南上原地区は、区画整理事業が進み児童生徒がふえる中で、放課後の活動の場がさらに必要となります。特に中高学年生を対象とする施設について質問をします。南上原地区に児童館建設の考えはあるか。場所等について検討したことはあるか。他市町村においては、小学校単位に児童館を活用し、地域の支援場所としても生かされているが、そのような計画はできるか。以上、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番のほうは福祉課のほうでお答えさせていただきますが、私のほうで大枠2番の児童館の設置について、これは以前にも金城 章議員からの御質問にお答

えしたと思いますけれども、もし公的施設を南上原のほうでつくとしたら、児童館のほうが一番適しているだろうという答弁をしたと思います。今でもその考えはございますし、また検討もしていきたいなと思っております。ただ御承知のとおりなかなか土地の問題がありまして、村有地が南上原に1カ所ありまして、そこでの建設を検討したことがございます。ただ余りにも西寄り過ぎまして、現在の南小学校とかなりの距離があるということで、ではその土地を交換だとか、そういうのもでうちよっと南側へ持ってくることはできないかだとか、いろいろな検討をさせていただきましたが、残念ながらただいまのところは検討の域を脱しておりません。今後また議員から御提案などありましたら、真剣に考えていきたいと思っておりますので、その辺はまた共通認識として捉えていただければと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 ことしの採用計画及び職種についてお答えいたします。

平成30年3月末日をもちまして4名の職員が定年退職を迎える予定でございます。また現在、職員に対しましては勧奨退職の希望があるかどうか調査を行っているところでございます。平成30年度職員採用に向けて、平成29年度におきまして採用試験を実施する予定でございます。これから採用計画を立案しますが、現段階では一般職並びに保育士、幼稚園教諭、若干名の採用を予定しております。

次に専門職、正規職員の配置についてお答えいたします。資格要件を求める部署は、例えば保育所や学校給食共同調理場、土木や建築を担う部署、健康増進を図る部署などであると考えております。そのような部署におきましては正規の専門職が配置されております。

次に、定数条例による配置についてお答えいたします。本村の条例上の職員の定数は138人

でございます。村長部局の職員を初め、ほとんどの部局におきまして条例上の定数を満たしておりません。本村の職員数におきましては平成17年度に策定しました中城村集中改革プランに基づき、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする定員管理に積極的に取り組んでまいりました。しかし基準年度における職員数につきましては平成16年度までに村独自の職員数削減を行った後の数値が基準となったため、他市町村よりも大幅な職員削減となっております。

次に、類似市町村と比較した場合の職員数についてお答えいたします。総務省給与能力推進室による類似団体の区分におきましては、県内では北中城村、与那原町、本村が同区分に分類されております。それぞれの平成28年4月1日現在の職員数を比較しますと、北中城村が137人、与那原町128人、本村が118人でございます。また人口千人当たりの職員数は北中城村8.11人、与那原町6.77人、本村が5.98人となっており、県内類似市町村の中では職員数、人口千人当たりの職員数いずれも一番少ない状況でございます。なお類似市町村の中では一番少ない職員数ではございますが、それぞれの町村における事業の内容、規模、特殊事情等の把握ができませんので、他の2町村と比較して足りているかどうかにつきましては判断ができません。しかし職員数は明らかに少しの差ではなく、大分、差があることと、人口が一番多いことは事実でございます。

次に職員採用による若者の雇用拡大についてお答えいたします。職員の採用につきましては、近年退職者数を若干上回る採用を行っております。地方公共団体という立場から、若者の雇用の拡大ということで採用を行っているものではございません。なお受験資格におきましては、採用される年度におおむね35歳以下になるよう設定しておりますので、結果的に若者の雇用の場の拡大につながっているものと考えており

ます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠2のと、南上原地区の人口増加、児童生徒数の状況から、上地区には児童館が必要であると認識しています。村長から答弁がありましたように村有地、ほかのできるところを探して今後検討してまいりたいと思います。

近隣市町村の状況を調べますと、北中城村小学校2校、児童館2カ所、西原町小学校3校、児童館3カ所、宜野湾市小学校9校、児童館6カ所となっており、近隣市町村の状況から見ても、人口が多い南上原地区には児童館は必要だと認識しております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 それではまた順を追って再質問させてもらいます。

の採用計画ですけれども、今年も採用試験がなされるということでありましてけれども、その中で例年は定年者がいるとか、職員が減る部分について補充的な採用があったと思うんですけれども、ここ最近、最近と言っても採用がなかったために去年は多かったような気がします、事実。それでまだ計画的な採用の域には達していないのかなという感じを持っているところがあります。その中で職種についても、本村においては一般職以外に保育士、あるいは幼稚園の資格者、もちろん土木関係の技術者、もっとは健康保険関係、あるいは介護関係の専門職も足りない状況の中で採用の表示があんまりなされていないなというふうな感触があります。ぜひ今年度はこの専門職について、もっと門戸を広げて募集してほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

一番最初に答弁をしました、ことしの採用計

画をこれから立案するというふうなことでございます。ですので、議員がおっしゃっている専門職の採用、その拡大も含めて検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ぜひ多くの職種を採用して欲しいと思います。本村においては、今のところは嘱託で頼らざるを得ないところもあるかもしれませんが、そういう状況ではないと思います。その必要な職種が短い期間で終わるのであれば、それはそれでいいのかもしれません。嘱託でも5年と。5年で終わるような職業であればそれでいいかもしれませんが、その職種は延々と続くような現実もあるので、そこら辺はしっかり採用の枠に入れてほしいと要望していきます。

また の資格要件についてですけれども、以前にもありましたけれども、例えば教育委員会のほうでは社会教育主事が現在空席となっていると思うんですけれども、これはどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

社会教育主事につきましては、資格を取得している職員はおります。現在、人事異動の関係で教育委員会のほうには配属されておりませんが、そういった配属あるいは新たな採用を含めて検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 以前にも資格は持っているけれども、教育委員会にいないということでしたけれども、本来は教育委員会に置くというふうになっていますね、必置義務ということであつたわけですね。ですからそこら辺も、これ何年も、二、三年空席だと思えますよ。そういうのはしっかりお互い守っていかないとけないと思います。ですから優先的にそこを取り組まないといけないんじゃないかと考えます

けれどもどうですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

おっしゃるとおり優先的に取り組むべき課題の1つであると考えております。職員につきましては、そのほかにも優先的に配置しなければならない、そういう部署もあると思いますので、総合的な判断が必要だと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 私が今聞いているのは、優先的ということではなくて、置かないといけないという部署に置いていないということ自体がおかしいと。ですからそういうところが一番の優先だと。無免許状態で運転するののかということ、皆さん認めるんですかということ。それはお互いやめましょう、これが優先だと思うんですよ。そこをお願いします。

あとこれからいろいろ図書館も走りますけれども、図書館司書についてもしっかり確保しながら運営していかなければ、建物をつくって、中の働く人、そういうマンパワーの部分は十分活用しえなくて、これもまた臨時とか、嘱託でいいという発想自体おかしいと思います。この建物はずっとあるわけですよ。そこはちゃんとした職員で、ちゃんとした目標を立てて活用できるようにお願いしたい。そういう面も合わせて、採用のときはそういう部分も加味してほしいと。

あと一つは、各課の課長のほうにもちょっと問うてみたいと思ったんですけれども、私のほうで聞きますけれども、各課で自分の課の今の人材が本当にそれでいいのかと。いわゆる臨時職員があるからいいとか、嘱託職員があるからいいとか、そういうことでいいのかと。それで健全な役場の運営ができていくのか。先ほどありましたように、金城 章議員が質問したときも臨時職員が多いと、それが正常な役場なんですかということは、各課長がしっかりしてくれ

ないといけないと思います。幸いに今度人事異動とかで、新しいポジションに変わってきているので、新鮮な気持ちで、その場の中に、その人数が足りているか、職員は困っていないか、そういうのをぜひ見てほしいというふうに各課長に求めていきます。

あと次に定数のことですがけれども、今課長からありましたように、定数は138名なんです。実際の職員数は118名、ここで20名足りない。この20名足りない状態が平成17年からずっと続いている。かつて平成17年度から平成21年度までの行革はわかります。その後、中城村の人口は御存じのとおり2万人を超えていきました。その中で類似市町村と比較しても、絶対数足りないという状況。ですからそこら辺についてはもっとより具体的な職員を配置する計画を立ててほしいと思うんですけれども、その配置計画についてどうお考えですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

その前の質問の中で、嘱託、臨時でもいいというふうなことがございました。村として、決して嘱託、臨時でいいというふうなことで、全てそういうふう考えているということではございません。ただ資格がある職員でももちろん嘱託、それから臨時もありますので、そこで足りる分についてはそういうふうな活用の仕方もあるんじゃないかなというふうなところは考えております。

それから職員の配置計画ですがけれども、平成29年度におきまして総務課としましては各課の人事ヒアリングを今計画しております。各課長あるいは担当職員から職員が現在担っている業務量、そういうことの把握に努めたいと考えております。それをした上で、その課について、そういう人数の配置でいいのかどうかというのを内部で議論していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 この平成29年、ことし各課のヒアリングをしながら人員配置の計画をなさるといことですので、ぜひ達成してほしいというふうに思います。やっぱり役場も1つの企業体ですので、多くの採用をみんな待っているわけですね。ですからこういう若者にチャンスを与えるためには、早く138名になるような取り組みをぜひお願いしたいと思います、よろしくをお願いします。

次に2番です。児童館の必要性については、先ほど課長からもありましたし村長からも答弁ありましたけれども、本当に南上原地区は必要です。この南上原地区の中では学童保育とかがあるんですけども、学童保育の部分と児童館ではまるで位置づけが違うと思うんです。そういう面についてこの児童館の必要性について、もう一度答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

学童クラブは小学校1年生から小学校6年生の子供たちが利用するところであります。児童館は18歳以下、高校生まで利用が可能であります。なかよし児童館の1年間の延べ人数を見てもみますと約8,000名余り、大部分が小学生の子供たちが利用しています。その中で中学生が延べ人数で1,010名、高校生が約100名近く利用していますので、高校生、中学生も利用できるような児童館は必要だと考えます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 今ありましたように、このなかよし児童館ができて結構年数が経ってきて、そこから育ってきた子供たちが今高校生ぐらいになっていて、その年齢の縦のつながりがあって、児童館の活動、その中で地域の活動の中で自分たちの自己表現をすとか、そういう場面が生まれていると感じています。そういう面での児童館の位置づけは重要で、各学校単位にぜひ児童館がつかれるようにしてほしいな

と考えます。今、建設する場所とかについては、村有地はちょっと遠いなというのがありますが、私もちよと思ったのが琉大の一角のユニオンの後ろの角ぐらいに、山手で整地された部分があるので、あそこなども交渉相手に検討してみてもどうかというふうに思います。ユニオンの通りから宜野湾に向かったの角、多分区画整理地内に入っている一角があると思うんですけどもね、そこら辺も視野に、検討してほしいと思います。この児童館については、できたらもう本当に早くということなんですけれども、村長から答えてもらったように、ぜひという部分もありますので、早目にこれが進むことを希望して、私はこれで終わります。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会(14時47分)

平成29年第3回中城村議会定例会（第6日目）

招集年月日	平成29年6月9日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年6月14日（午前10時00分）		
	散会	平成29年6月14日（午後2時13分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	15番	宮城重夫	1番	石原昌雄
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	新垣正
	総務課長	与儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		
企画課長	大湾朝也			

議事日程第4号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 おはようございます。質問に入る前に、今回比嘉教育長のお身内の訃報に触れまして、哀悼の言葉を申し上げさせていただきますと思います。比嘉教育長におかれましては、就任間もないこの時期にお身内の訃報に接し本議会の出席もかなわず、心中いかばかりかとお察しいたします。御本人不在ではございますが、この場をおかりして改めて哀悼の意を表し、謹んでお身内の方の御冥福をお祈りいたします。

さて、今議会私の質問は比嘉教育長への質問を主として準備させていただきましたが、このような状況でございますので教育長に対する大枠2番の質問事項に関しましては次の機会とさせていただきます、今回の質問は浜田村長の答弁のみにとどめたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは議席番号11番 新垣徳正、一般質問を行います。大枠1番の教育行政について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月に公布、平成27年4月から施行され、新教育委員会制度のもと、本村の新教育長が誕生いたしました。教育長任命に関しては、村長にその任命権が与えられることで、村長におかれましては、ますます一つの重責を担うこととなりましたが、そこで村長に伺います。新たに教育長を任命するに当たってはある意味、村長御自身の考え方、並び教育長の思うところ、お互いの認識、理解の共有がなされる中において、今後の本村教育行

政の方針、指針を示していけるものと考えております。そのことに関してどのような共通認識をお互いがお持ちだと考えるのか、お伺ひいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えいたします。

まずもって、御配慮いただきありがとうございます。御質問の教育長を任命するに当たっての思いを少しお話をさせていただきます。まず、昨年前教育長からの申し出がありまして、任期満了で教育長の任は辞退したいということでしたので、昨年から人選に入っておりました。そういうときにまず、御質問の私の考え方を少しだけ述べさせていただきますけれども、それに当たりましては、まず平和教育をしっかり子供たちに伝え、そして行える方。そして、情熱を持って子供たちを導くことができる方。そして子供たちの将来、未来にしっかりと責任を負える方。ある意味非常に大変な業務だと思っておりますので、ただそのときにはもうお一人しか私の頭にはなくて、現教育長でございます。そこで現教育長に私のほうが出向いて、私の思いを述べさせていただいて、最終的にはもちろん現教育長ですから承諾をしていただいたのですけれども、そのときにも子供たちをしっかりとびのびと育てていける方、あるいはスポーツの分野でも教育の指導の分野でも大変な分野であるというのは皆さん御承知のとおりだと思います。そういう意味では私も幸運だったと思っております。教育行政のときから、そして中城中学校の校長という現場を踏んでの部分を目の当たりにしてきたという幸運があったものですから、私自身の中ではすんなりと教育長の任命をさせていただきました。ですから、余談ですけれども教育長にはあなたがもし万が一教育長を受けないのであれば、もう教育長は置かないとまで話をさせていただきました。非常に私の意

を酌んでいただいて承諾をして、そして一緒になって村の子供たちの未来、将来をしっかりと我々で責任を持っていこうという思いで、一緒にやっていきますということでお返事いただいて今日に至っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 よくわかりました。実は、今回の一般質問をこれで終わりにしようというふうに昨日までは考えていたのですが、けさ目覚めて、これで終わったら私は議会だよりを書くところなくなるので、私の持論ではございますがそれをちょっと述べさせて今回の質問は終わらせていただきたいと思えます。

現教育制度における国による教育への過度な干渉は、教育現場でのさまざまな事象が示すとおりで、例えば国旗国歌法の制定に始まり、教員評価制度の導入等で教師が国、文科省の監視のもと、教師個人の教育方針が制約され、国の方針に沿った教育指導が求められ、方針に逆らうようなことがあれば教師としての評価に反映され不適切教師のレッテルが張られ、内心までもがチェックされ、そして処分されるような現実があります。また、教育の場で政治を語るとき中立性を問われ授業の中では、教師みずからの意思は封印され生徒にその判断を委ねるなどなど、昨今のような日本の現行教育制度においては当然教師は自己保身に走り、みずからの評価を高めるためになお一層国の方針につき従うことに日々を費やし、国に対し盲目的かつ従順な教師が多く重用され、その結果不適格教師のレッテルを張られた教師はじわりじわりに淘汰され、まさにあの戦前の軍事教育が完成していったごとく、近い将来またそろあのと時と同じような状況が起こるのではないかと大いに危惧しているところでございます。教育が人に及ぼす影響ははかり知れません。特にそれが子供への影響を考えたとき、おして知るべきであります。過去に起こったように、環境を整えば軍

国少年は簡単にでき上がるというのは、皆さんよく御存じのとおりだと思っております。さきの大戦の反省を踏まえ、戦後教育教職者が教え子を二度と戦場に送らない、戦後教育の柱にしてきたように、教育現場においてはいま一度その言葉を全教職員が共通認識として捉え、その上で教壇に立つことを希望いたします。教職員の加配は県の管轄範囲ではありますが、本村の子供たちがその教育の対象者であるということでございます。それで本村行政に対して求めることは、現場教師が確信を持って本村の平和教育が実践できるようにしっかりとサポートしていただきたいということでございます。そのことを切に要望いたします。

終わりましたのですが、村長にもう一遍登壇していただきたいのですが、今教育の中では二度と子供たちを戦場に送らないということを村長は村民に対して、村民を二度と戦争に送らないということをここに宣言していただければと思っておりますが、一言村長の言葉で構いません。よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然のことながら、誰しも戦争は望んでいないと思えますし、そう信じたいですし、村民がそういう事態に陥るということはもちろん避けなければなりませんし、一国民としてもそう思っております。ただ、議員がおっしゃるようにこの議会でも何度か答弁させていただいた中で、おかしな方向に進んでいるのではないかという気持ちはあります。ですから、我々の世代でそれを修正すると言ったら変な言い方ですけども、我々一人一人が平和だとか、あるいは戦争だとかをもう一度しっかりと見つめて、次の世代の子供たちにしっかりと伝えていく。そして、当たり前のことが非常にすばらしいことなんだということを、今生きていることが。それをしっかりと伝えていくということは認識をし

ているつもりでありますし、今後もそれを全うしていこうと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

11番 新垣徳正議員 それでは、私の一般質問をここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣徳正議員の一般質問を終わります。

続いて、宮城重夫議員の一般質問を許します。

15番 宮城重夫議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長から御指名がございましたので、15番 宮城重夫一般質問していきたいと思えます。私の場合、先ほど重々しい質問で何か私のほうが軽いような感じで、しかしながらいつもにこにこ、がちんこ勝負で質問していきますので、当局の御答弁よろしく願いいたします。

最初、1. 役場庁舎建設に関して。私たち中城村議会も去る5月23日、北谷町、西原町、八重瀬町の3町の主に議会棟を視察してまいりました。また、都市建設課より私たち議会に対しての庁舎建設配置図の説明がありまして、その説明図面上、正面玄関が北側になっていて、沖縄の生活習慣と違うような感じを受けたのです。それでこの件に関して、南側かあるいは西側に変更できないか伺います。敷地周辺の道路幅を広げる必要があると思えますが、どうお考えですか。あと、国道329号から当間前原線、すなわち吉の浦運動公園に入る入り口付近の道路幅も拡張すべきと思う。この件に関しては南部国道事務所等に要請して、拡幅工事をできないか伺います。庁舎移転に伴い、新しい庁舎周辺での職員の駐車場問題をどう考えているか。あるいはまた、どう対処していくお考えなのかお伺いいたします。答弁よろしく願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の質問にお答えをいたします。

まず御質問の庁舎建設に関しましてでございますので、詳細については都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは庁舎全体について、庁舎を中心としたまちづくりという観点で、しっかりやってくれということは指示をしております。ですから、設計に関するものについては皆さんからの意見もいろいろ取り入れながら、しっかりとした庁舎をつくっていく。これはもう大前提でございますけれども、しかし庁舎をつくることによってその周辺、近辺、当間安里地区を中心としたまちづくり、これは村全体にかかわってくると思えますけれども、そういう観点でもって設計、あるいは庁舎を考えてくれということをお話ししておりますので、向きの問題だとか道路幅の問題も含めて、これはそうすることによってどう中城がいい意味で変わっていきけるのかを投げかけておりますので、その辺のまた答弁もあると思えます。私のほうでは以上とさせていただきます。と思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。では、宮城重夫議員の大枠1の から についてお答えします。

について、自然の風通り・日当たりに配慮する住宅と違い、庁舎は広域行政、生活文化圏の拠点として、地域の発展と魅力的な都市圏の形成に努める役割を担う必要があります。そのため利用者がわかりやすいよう、国道329号と村の公共施設を集約した吉の浦公園とつなぐ村道当間前原線に向けて計画しています。庁舎は建物の規模が大きくなるため、既存の住宅街や通りに、圧迫感を与えないよう、既存の住宅街側に正面を向け、その間に緑地帯やごさまるバス・タクシーの停留所を設け、住民から親しまれ、愛着を持てる庁舎を目指しています。現状の道路を利用することで、財政負担も軽減できるので現在の計画に御理解御協力を賜りたく存

じます。参考までに、沖縄県庁及び沖縄本島内26市町村における正面玄関の方角の状況は、南向き8カ所、北向き8カ所、その他が11カ所とさまざまで、中城村の公共施設においても、吉の浦会館、村民体育館、中城南小学校も玄関は北側向きです。さらに、沖縄県庁、那覇市等も北側です。どちらにも言えることは、幹線や市町村道の幅員が広い道路に面して実地されています。

について、庁舎敷地に隣接する村道吉の浦線、東側の農道は、現在の外構計画においては、庁舎敷地を後退し、幅員2メートルの歩道を計画する予定です。村道当間前原線においても同様に現在の歩道を拡幅する予定です。南側の農道側からの新庁舎への乗り入れ口については、現計画において津波対策を行うために地盤をかさ上げしていきますので、その際に擁壁を設置することから、拡幅については計画しておりません。また、国道入り口については総合事務局建設部と中部市町村会との行政懇談会が平成29年5月30日に行われ、吉の浦公園入り口交差点に右折だまりを設置要望について、村から要望しました。国の回答としては、新庁舎移転することは把握しており、移転後の交通量調査等を踏まえ検討するとのことでありましたので、村としても大いに期待をしているところです。

について、新庁舎の駐車場計画は公用車40台、おもいやり駐車場7台、一般駐車場89台、計136台の計画でありますので、職員駐車場は新庁舎の敷地内には計画できません。職員駐車場については、吉の浦会館横の駐車場は平日においてはほとんど利用されてなく、新庁舎から徒歩で8分、500メートルの場所にあることから、この駐車場の利用を考えております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 それでは順を追って。前原線側からの、この正面玄関は変更は難しい。と言いますのは、この前原線といいますのは吉

の浦運動公園からの車が入りが多いと思うのです。特に出る場合です。この庁舎の敷地と信号機との距離が短すぎるのです。現在車が信号待ちで五、六台とまったら、あの赤点滅の信号のところまで来ますから、これをそのまま入り口にすると、吉の浦会館の通りはいろいろな行事があり、そのたびに車が集中して、渋滞すると考えられます。あと、小学校、中学校の子供たちの通学路でもあり、親が送り迎えするため、朝は結構車の交通量は多いように私は見ていまして、そういった意味でも私は前原線から入る面はごさまる運動場に入るみたいに、人と自転車だけの専用通路にし、日ごろはポールなんか立てて、いざというときは、車通行禁止にするなど、日ごろ前原線は人あるいは自転車の専用通路にできないものかどうかです。それについて伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

村道当間前原線を専用通路にできないかという質問ですけれども、今回この計画では3カ所の車の出入り口がありまして、車は分散されると思います。それと、運動公園は週末の行事が多くて、ほとんど月曜日から金曜日までの出入りは少ないと予想されますので、そういった交通渋滞というのは心配ないのかと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 運動公園は確かに休日ですけれども、しかしながら吉の浦会館での会合もあると思います。あと日常的な車の送り迎えや役場職員も通勤時に来ると、総合的に勘案するとやはり今の正面玄関というのは車だと厳しいのではないかどうか、再度伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。駐車場については、先ほども答弁しましたけ

れども、職員駐車場については吉の浦会館の隣の駐車場を利用しますので、職員の駐車場の交通渋滞というのは、ないと思います。入り口については交通量が分散していきますので、完成後にそういう交通渋滞を招くようであれば、今重夫議員が提案した一方通行にするとか、そういうのも検討する必要はあるかと思えます。検討委員会でもその話が出れば再度検討はしてまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 設計段階に入る前、今この交通量から、一方通行にするとか、あるいは交通規制等もやるところも出てくるかどうか、そういうのも勘案しながら本設計に臨んでもらいたいと思います。あとちょっと関連しますが、普通、車が入る場合、玄関においては助手席が玄関側になる向きだと考えています。この設計具体的にどうなっているかわかりませんが、入口へ車を横づけするとき、車寄せに車をとめる場合、その助手席が玄関の正面になるように、そういう配慮をしてもらいたいと思います。と言いますのも、現在の護佐丸歴史資料図書館の入り口はちょっと変です。村長も公用車でよくいろんなところ訪れると思えますけれども、中城村護佐丸歴史資料図書館は、こ右側から入って、運転席が玄関口になっていますので設計上、そういうことも配慮してもらいたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現計画において、玄関入り口にバス・タクシー停留所も設けますので横づけできる計画となっております。その横には、おもいやり駐車場も7台つくって、これは屋根つきの駐車場です。玄関の前で人がおりてタクシーを乗るという設計となっております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 障害者あるいはよそ

からのお客さんが来た場合、乗りおりはすぐ玄関におりれるようなことを考慮してもらいたいと思います。あと、この北向きの玄関ですけれども、中城村内においても和宇慶から来た場合おりるとき、各家庭、全部右側の道路沿いはあえて曲がって、屋敷の入るときは南側が玄関になっていますか、和宇慶か北浜におりるとあの道路右側の家庭全て。あと浜部落においても、奥間から浜におりるとき、大きい道路はあるのだけれども、あえて後ろから回って小さい道路に面して玄関があるわけです。先ほどは確かに、沖縄県では8カ所とかどうの、大きい道路を中心にしたというのだけれども、あえて沖縄の生活文化とか、何でウチナーや南口に玄関があるのかと。後世にも生活習慣を、伝統ではないと思うけれども、これは伝えていくべきではないかと思えます。そういった意味からも、次に続く道路の4面の拡幅工事とも関連しますけれども、そういうふうを考えていけば別に南側に移そうが、道路を2車線にすれば問題ないのではないかと考えますが、どうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに沖縄の風習では、一般住宅については先ほども答弁しましたけれども、自然の風通り、日光等々南側に向けて玄関口が多いことは承知しています。それでも、北側からまた南に回っている玄関口もありますけれども、公共施設となるとどうしても正面に向けて、大きい道路に向けて立地させないといけないのかと思っています。それと、その南側の県道は土地改良区で5メートルで整備済みであります。去年アスファルト舗装も終わっています。お金はかかりますけど、拡張は幾らでもできます。ただこれも農振地域で、今ここだけかさ上げして今の庁舎に合わせるといことになると、また南側の土地が土地利用ができなくなりますので、その辺は厳しいのかと思っています。それで、今の北側

ということで配置を考えています。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 それでは、続き2番目の質問に移っていききたいと思います。今回の私の質問は、将来へ向けて中城村第5次総合計画を念頭に質問したいと思います。第4次総合計画の最終年度が平成33年度で、庁舎完成予定が平成32年度と。平成34年度から第5次中城総合計画の初年度に当たり、先ほど村長も答弁がありましたように、庁舎周辺を核とした中城村の村づくりや村の顔づくりに取り組んでもらいたいという希望を持っております。そういった観点に立って、今からできることからこの道路網の整備、とりあえず一般質問に出しました。この敷地内4面を全て歩道つきの2車線にすると、それは将来を見越した場合です。今その5次総合計画はどういった感じな、設定されるかどうかはわかりませんが、しかしながらあんまりにも現時点で窮屈だと思うのです。2面は農道ですから。それを思いっきり将来に開発を考えるならば、現時点で見越して2車線歩道つきは考えられないか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど村長からも答弁ありましたとおり、この地区はタウン地区ということで将来的には住宅地も含めて整備していこうというのは、それは役場の中でも職員は共有していますので、5次の総合計画の中に反映して、整備方針が固まれば今の5メートルの道を2車線にできるのも可能だと思いますけれども、ただ今現段階での計画としてはあくまでも3方、南側の土地改良区の道路については5メートルのままの計画です。あと、吉の浦線、当間前原線については、2メートルの歩道を確保していくという計画となっております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 本村の道路整備網の

現状というのは、私には昭和時代の道路の捉え方ではないかと。昭和のときの世代だったら吉の浦線だろうが、当間前原線だろうが十分通用したと思いますけれども、しかし近隣市町村と比べて今おけているように思うのです。建物の耐用年数が50年と考えるならば、やはり道路網もその耐用年数を見据えた対応をすべきだと思うのです。我々人類とは有史以来、陸・海・空の交通網を中心にして文化も発展してきたし、人間も移り住んできているのではないかと思います。南上原土地区画整理事業にしても、人が住居し始めてから大体10年ぐらいからはもう既に交通渋滞になり、交通問題が出てきて、今その問題を村としても抱えているのではないかと。そういう具合に捉えていきますと、今で考えられることは対応すべきではないかという観点に立って、この4面2車線歩道つきをできないかという質問をしているわけです。どうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今の4面というのを役場庁舎内の4面だと理解していますけれども、その2路線は補助事業で土地改良事業により、整備された事業であります。拡幅事業する補助メニューがないものですから、今単費でこの4面の区域だけやっても、その延長のところは5メートルでいくものですから、安里中央線から村道浜中央線まで整備済みであることから本当に将来、村の発展を見越して、その地区を市街化編入し土地区画整理事業を行うとかやらないと、対面交通というのは厳しいと思います。拡幅についても本当にしっかりとした基本構想、基本計画のもとに計画していかないと道路網というのはすぐできるものではないと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 今回、敷地を購入しますよね。それをその分だけ道路に充てるとい

うのは考えられないですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

最初に答弁しましたけれども、3面については敷地内で2メートル歩道を拡幅していきます。あとは、どうしても2車線になると6メートル以上ないといけないものですから、歩道をつけて、人の歩行に安全に通行できるような設計にはなっています。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 先ほど質問した、将来の庁舎周辺を核とした村づくりの観点に立つならば、個人的な夢かもしれないけれども、2車線にして外線だけを街路樹に4方植えて、内線は草花等、全て4面草原花等入れればよそから来た人へ、街路樹から内側全て庁舎用地に見せれば、村民の豊かさあるいは訪れる人の安らぎ等も考えると、将来のまちづくりというのは、庁舎は身の丈に合った施設でいいと思います。しかしながら、中城村の有利性というのは土地だと思います。他の市町村に比べて安く購入できるのですから、その村民の豊かさを実感できるそういう施設を作り、それを核としてまた四方八方に広げていくため、このままで後に続いては行きません。そういう意味から、やはり2車線はできないかという思いです。

考えは変わらないですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

宮城議員の構想はすばらしい提言と思いますけれども、何せその役場、私も含めて職員は今那覇広域都市計画の中で法律で動いているものですから、これを勝手に市街化区域にしましようと言ってもなかなかできないのです。本当にそういうジレンマがあって、宮城議員から3月定例会でも、那覇広域から離脱したらどうかという話はあるのですけれども、未線引きにしないと村での計画は何もできないというのは、

今の法律制度がそのものだと思っております。その辺の法律制度が変わらない限り、今言っている住宅政策はできないものと考えています。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 この購入する土地を、敷地を道路に充てるのも、那覇広域圏に影響するのですか。農道から内側とかに、もし広げる場合、那覇広域圏が壁になるかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

敷地内であれば、何メートルでも拡幅はできます。ただ、拡幅すると駐車場とか配置が少なくなってくるので、その辺は今の車の駐車台数は設けたいと思っています。特に南側の土地改良区の5メートルの道は、庁舎が2メートル上がりますので、その辺擁壁も入ってきます。これをまた庁舎側に2メートルバックして、敷地を狭くするという事は駐車場がなくなりますので、その辺の計画も視野に入れてやらないことにはいけないかと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 今時点で難しいならば、ぜひ今後はそういったものも考慮に入れて、空間をいかに大事にして、大事に使うか。それが人間ゆとりであるし、豊かさだと思いますので、ぜひ空間を多く持つようなコンセプトでこの敷地を考えてもらいたいと思います。あと、先ほど国道329号から入るときの、中部広域市町村圏で話した右折どまりの設置要請については庁舎ができたなら、現在でもそうですから、それではある程度解消できるものと思っております。

では、あと駐車場に関してはもう吉の浦会館の駐車場を使うとお話ですけども、職員との合意形成とかそういったことはどうなっていますか。それは、職員は言いづらいと思うけれども、しかし北谷町も西原町も多分自分自身で

やっているのではないか。西原は民間を活用して2,000円とかあったのですけれども、そのところ職員とのすり合わせ等はどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 駐車場の件ですけれども、職員については先ほど答弁したとおり吉の浦会館の横のほうを利用させてもらおうと。職員の合意形成については、本来は駐車場というのは職員はほかの市町村見ても、借りたり借地したりしてやっています。今回うちの役場駐車場についても1人1,000円いただいて管理しています。それについても近場であり、500メートル歩いて8分のところにありますので、これは合意形成云々よりは、もうここしかないということで理解はすると思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 この件に対して村長はどうか。説得できましたか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今都市建設課長がお話したものと同様ですが、基本的には各自で駐車場は確保すべきものだというのが、基本的なものでございます。それをさまざまな交通事情を考えて村のほうで、この吉の浦会館の隣の駐車場でどうですかということを提案するわけですから、恐らくでありますけれども、交渉ごとでまだ携わっているわけではありませんが、職員は理解してくれるものだと思っています。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 多少不満ではあっても同意するかと思いますからね。そのところお互い人間ですので、煮詰めていい解決策はないか、各部署長話し合って村民に提示してもらいたいと思います。

あと、南上原の事業も終わって、先ほど村長の答弁にもありましたように、今度新たな5次

総合計画に向けて下地区の村づくり、顔づくりにそろそろ考えていかなければならないときだと思うのです。これは、都市建設課の課長に聞きますが、事業は終わっているのですか。そうすると、新たな事業を計画していかなければいけないので、村長の先ほどのまちづくりの答弁とも関連しますけれども、この庁舎を中心に北側に、またこれも道路問題。やはり道路は大切です。道路中心に人間は寄ってきますので、北側に奥間の土地改良津覇通って、和宇慶の都市建設課長のビニールハウスを突っ切って、伊集まで。あと、北側はやはり屋宜、当間からの国道329号から吉の浦発電所に入る道があります。あの直線8メートルぐらいの道路をつくって、それを新たな村づくりという位置づけで、国に交渉しながらやはり計画出さないことには、そうすることによって今集落は明治時代からの集落がほとんど。伊集から始め、和宇慶も密集、全ての部落が密集しています。馬車馬の時代だったら1メートル80センチ、馬車は多分1メートル20センチだから集落には十分だが、今車の時代になってやはりそういった中城村のメイン道路と言うのですか、それを計画しそこに区民あるいは住民を誘導するようにすれば、中城のコンセプトは何でしたか。「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」まさにそれに合致した生活環境というのを、5次総合計画においては完成してもらえないかと、私個人的要望ですけれど。村長、これに関してどうお考えですか。どういった感じで総合計画においてはまちづくりをしようと思っていますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。我々の庁舎建設というのは、これは庁舎建設だけが目的ではない。先ほどもお話ししました、これはあくまでも起爆剤です。そこでこの公共施設が集約されているその下地区の特に庁舎近辺から

スタートするまちづくりというのが、将来の中城にとって大変大きなものになっていくだろうと。そして、道路網の話などが出てまいりますけれども、これも議員御承知だと思いますけれども、もうこの国の制度はあくまでも現実主義と言いますか、将来こうでこういうことになるであろうで、道路建設はできないです。B/C（ビーバイシー）も含めて。そのためには我々がしっかりこのとまちづくりをして、そこが中心となって、どんどんどんどん発展をしていく過程において、道路がもっと幅広い道路が必要だ、もう一本必要だ、ここに必要だということではなしていくと思いますので、そのためには今回の庁舎建設は将来においても非常に大事であり、起爆剤になり、将来の中城をもっともっと発展していくための基礎的な部分になるだろうと思っておりますので、議員がおっしゃるような5次計画ですが、将来の中城像にとっては非常に大事な時期に来ていると思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 都市建設課長に伺いますけれども、その道路問題ですけれども計画をつくって、この国の官僚が飛びつきそうなかわいいと言ったらおかしいですけれども、事業のネーミング、例えば中城だったら田園ルートパークとか、こんな感じで横文字グー入れて、国に計画書を出せないかどうかです。この将来に向けて。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今のネーミングの話がありました。この件についてはMICEと絡ませて、西原バイパスのときに中城泊までの中城バイパスを要請した件があります。その中で、今南部のサトウキビがうるま市の具志川のほうに運搬していますので、朝夕交通渋滞がすごいということで、シュガー道路ということで位置づけして出した経緯があります。そのときで、南部国道事務所と協議し

てこのネーミングはいいねという話があったのですけれども、実際決まったのが西原から終点はこれまだ議会では言えませんけれども、ことし調査して、終点側は決定する運びとなっていますので、それができた暁には延伸も国のほうとしては交通量を調査しながら、それとさっき言ったB/C（ビーバイシー）費用対効果も見ながらやっていくと。ただこれも将来の話です。5次計画の中に乗っかるかどうかはその辺も検討しながら、次の5次計画に盛り込ませていけばいい農村づくりの村づくりができると思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ぜび、5次計画には最終年度には完成するよう要請を継続してやってもらいたいと思います。これをもって、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で、宮城重夫議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（10時55分）

~~~~~

再開（11時08分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

まず、質問の前に教育長の御家族の御不幸に際しまして、哀悼の意を表したいと思っております。

では、早速一般質問に入らせていただきます。大卒の1番、学校防犯システム導入の状況について。津覇小学校では4月25日から、児童がICタグを活用した学校防犯システム「ツイタもん」の利用を開始したが、現時点での導入状況を伺います。中城小学校、中城南小学校、

中城中学校での導入に向けての保護者への案内文書、申込書の配布回収作業等の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

大枠の2番、待機児童解消について。平成29年4月1日時点の待機児童数が107人のうち、0歳から2歳児が88人で8割を占めております。受け皿となる施設整備は進んでいるのですが、入所希望者増や保育士不足が主な要因かと考えます。特に多い0歳から2歳児の要因分析と待機児童解消対策について伺います。

大枠の3番、奥間地内の土砂流出対策について。奥間地内の山手側より、5月10日前後の降雨量の影響で隣接する住宅の塀沿いまで浸食された土砂流出が発生しております。既に、自治会長から村へ土砂防止対策の支援要請文書が提出されているが、これから予想される豪雨による土砂災害の危険性があること、今後台風シーズンの到来もあり早急な災害予防対策を講じるべきだと考えます。つきましては、未然の土砂災害防止の緊急対策として、資材提供等の支援協力を要請するが対応についてお伺いします。

大枠の4番、土砂崩壊防止対策事業の件。大枠3の土地については、農水省の治山事業、土砂崩壊防止対策事業の必須条件である保安林指定への地権者同意の合意がなされた場所であり、土砂流出場所上部道路からの雨水の流れ込みと浸透との関連があり、上部道路や排水路の整備と一体となる事業と考えます。予算としては、十分に1,000万円以上の条件を満たす事業規模と想定されますので、再々度の事業採択を要請しますが南部林業事務所との調整についてお伺いいたします。

大枠の5番、奥間喜納原の復旧工事の件。「森の郷おくま」から南部林業事業所へ提出された復旧防災計画書に基づく復旧工事の経過等について伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしくお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、教育委員会でお答えをいたします。大枠2番につきましては、福祉課でお答えをいたします。大枠3番につきましては、都市建設課。大枠4番、大枠5番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の待機児童の解消についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり何度か受け皿づくりは進んでいる状態でありまして、まだ足りない状態とともに近年問題となっております保育士不足というものが顕著な例としてあらわれているところでございますが、次年度も新たな認可保育園が予定されておりますし、また最近では認定こども園への移行など、積極的に進めている状況で村内に今度3カ所になりますか、認定こども園が移行される予定でございます。詳細はまた福祉のほうでお答えさせていただきますけれども、この一、二年の間には大幅な改善が望まれるものだと思っておりますので、私も大いに期待をしているところでございますけれども、ただ本村は予想以上の人口流入と非常にいい意味で悩みが、うれしい悲鳴と言いますか、そういう部分があらわれておりますので、またその待機児童の解消についてはその年度年度でしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。教育総務課長 比嘉健治 それでは、伊佐則勝議員の大枠1の 及び についてお答えします。

ツイタモんの防犯システムについては、2月から各学校長に説明が始まり、津覇小学校においては取り組みが早く、6月6日時点で60名の申し込み等があり、現在利用開始されているという状況です。そのほか、中城小学校において

は5月26日のPTA総会において説明を行っており、29日に案内及び申込書の配布。中城南小学校においては5月21日の日曜参観等において、説明・案内を行い、6月8日に申込書の配布を行っているとしています。両小学校とも申し込みの回収については随時行っていますが、NPO法人のほうにおいては6月中旬から下旬ごろに回収を行う予定となっていると聞いております。中学校については、4月21日案内文書及び申込書の配布を行っていますが、申込書の回収状況については1名ということでちょっと少ない状況ではありますが、ただし教頭のほうから防犯カメラとしての活用、これについてはできているということでその部分でまだ今後はいい施設設備と言うのですか、できたということでお話がありました。そして、全体的な利用開始についてはですけれども、今後申込書の回収状況を見ながら、夏休み明けの9月から両小学校、中学校とも回収を予定するということ聞いております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 伊佐議員の御質問にお答えします。

大枠2番、待機児童107人の内訳は年齢別では、0歳から2歳が88人、行政区別では南上原地区84人となっております。待機児童の受け皿として次年度新規認可保育所2カ所、増築施設1カ所を上地区で開園します。定員は、0歳から2歳児の定員をふやせるように各施設と調整しております。また、特にこの3施設については保育士不足が起きないように、専門学校及び保育関係機関に呼びかけし、平成30年4月1日の開園に間に合うように、協議しています。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠3の についてお答えします。

現地は中部土木事務所がぬき板による地すべり観測を行っている場所であり、5月16日時点

で地すべりとは考えにくいとの回答がありました。本来は地主が自分の土地を守る上からも、土砂流出対策をしなければいけないですが、下のほうに住宅地がありますので、役場としては現在、中部土木事務所へ対策に使えるような資材について提供依頼をしているところであり、その資材で対策を行っていくことで考えています。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは、伊佐議員の大枠4についてお答えします。

平成27年度の定例会においても答弁を行いました。南部林業事務所としては、事業規模や費用対効果の採択要件を満たさなければ事業としての採択は厳しいとの回答を得ています。1,000万円以上の条件を満たす事業規模と想定されるということですが、現地を調査・確認をしておらず即答することはできませんが、南部林業事務所と現地を確認し、採択要件を満たしているかどうか調整を行っていきたくと思っています。

続きまして大枠5です。平成29年3月27日に株式会社森の郷おくまから南部林業事務所宛てに、復旧防災計画書が提出されております。一部植栽(8割)を行っています。また、平成29年6月8日に株式会社森の郷おくまと境界立会を行っています。他の工事については、村に里道の加工申請を提出し、許可後各種の工事をを行うと南部林業事務所から回答がありました。今後、南部林業事務所と連携をとりながら、計画書に従って復旧工事を進めてまいりたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず大枠の1番、防犯システムの件でございますけれども、津覇小学校については開始時期

より徐々にふえているような感じはいたします。全校での導入開始に向けて、あらゆる機会を通して保護者の理解を得ながら学校防犯システムの活用を今後とも推進していけるように期待しておりますので、ひとつよろしく願いしておきます。

大枠の2番のほうです。大枠の2番、資料がございますけれども、特に0歳児から2歳児が8割を占めていると。それも地区としては南上原地区が占めているというふうな答弁がございましたけれども、現在施設もかなり整備されてきておりますし、次年度も施設がふえていくと。そういう面では、受け皿としてはさらにふえていくというふうなことですけれども、現在でもいわゆる0歳から2歳児の施設としての定員枠は数字的には満たしているような感じが見受けられます。いわゆる、定員総数に対して入所決定者がまだ空きがありますと、最終的には0歳から2歳児が今88名、4月1日時点の数字になりますけれども、待機児童が出ておりますというところの要因分析について、ちょっともう一度説明してもらえますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

実際に保育士不足で施設に入れない園児は、0歳児の18名であります。また、特に0～2歳児の受け皿不足が要因であります。3～5歳児は空いている施設はありますが、保護者の自宅から遠い、通勤に間に合わないという理由がありまして、空いている施設もあります。特に、国の基準でありますけれども、0歳児は3名に対して1人の保育士、5歳児は1人で30名も見れると、10倍の差があります。そういう観点からも0歳、1歳が待機児童が多くなっている状況であります。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 次年度開園予定の施設については、0歳児から2歳児の枠を多めに計

画をしているというふうな答弁でございますけれども、その新しく開園する施設についての、いわゆる0歳から2歳児の受け入れ枠については、どのようになっておりますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新しく増築する施設は、80名から108名の、28名の定員増であります。特に0歳、1歳、2歳に関しては、16名の定員増を予定しています。新規の2施設については合計で162名の定員増であります。特に、当初予定の定員は4歳、5歳で60名を予定したが、それを約半分近くに定員を減らしまして、0歳、1歳、2歳を定員をふやすことで、待機児童の解消に取り組みます。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 そうしますと、受け皿としての施設については十分というふうな期待できるのかというお話なのですけれども、要はやはりミスマッチがあるのです。受け皿はできた、実際保育士の確保がかなり難しいと。各市町村、いろいろとマスコミ等にも出てはおりますけれども、保育士不足があるということで、年長組については空きが多い。やっぱり保育士の問題があります、1人で30名。一方こちらは1人で3名というふうな保育士不足が非常に顕著にあらわれていると。施設整備が整う、やはりネックとなるのが保育士の確保かと思っておりますけれども、そこら辺も先ほどの答弁でいろいろと保育士の採用等についての答弁ございましたけれども、そこら辺の保育士確保についていい方策をありましたら、よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 村内7カ所の公立認可保育園、認定こども園の保育士の状況を確認しました。きのうも答弁しましたけれども、正規雇用の職員が現在68%となっています。2年前は50%割れ、正規雇用率が上昇しています。そ

の理由としまして、保育士ベースアップ支援事業補助金、保育士正規雇用化促進事業補助金の活用により、各認可保育園とも正規雇用へつなげていっています。正規雇用が多くなれば、離職・転職も解消され、保育士の確保はよくなるだろうと考えています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 保育士の処遇改善が1番ではないかというふうな思いもしておりますので、ぜひ施設も整備されてきますし、保育士の確保に向けて処遇改善も各認可園、こども園とも協議をしながら保育士の確保に努めていただきたいと思っております。よろしく願います。

続きまして大枠3番になりますけれども、先ほどの答弁の中で支援要請について中部土木事務所初め、村当局も対策を講じる旨の答弁がありました。地域の活動支援事業の範囲内で最大限の対策を行うとは、具体的にどのような対策を考えているかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

奥間自治会の土地532番地ののり面保護を行うために、今中部土木事務所から資材の提供をお願いし、もう資材については県のほうも了解はしています。施工方法としては、下のほうの住宅地の上、擁壁がありますけれども、その擁壁から法定外里道があります。里道の上ののり下のほうです。ガードパイプ、1メートルから1メートル50センチピッチ打って、ガードレールを2枚連結して、施工して土砂をとめようと。あくまでも今回はのり面の民家への土砂流入を防ぐ一時的な対策です。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 今雨の時期になっております。ゲリラ豪雨はごめんですけれども、台風シーズンも到来してきますし、1日も早い対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

では続きまして、大枠の4番のほうにいけます。新課長はその件につきましても前課長よりしっかりと申し送りがなされているものと考えます。その農水省の治山事業につきましても、たしかもう四、五年ぐらい前からのスタートになっております。まず、事の初めは農林水産課から若干の連絡をとれた地権者と、奥間の役員に対して公民館でその農水省の治山事業の土砂崩壊防止対策事業の説明会がございました。それは平成25年だったと思います。そのときに、県のほうで奥間地区について3カ所その事業の予定地区として挙げられております。それが今の大枠3番で取り上げました、喜納原と言っておりますけれども、奥間地区の所有地でございます。それが1カ所。それについては、もう既に保安林指定の同意書はいただいているというふうなこと。あと1カ所は南側と言うのですか、上川原、それと今度北側の北上原の下ほうの宇津原、その3カ所が3事業の予定地区ということで説明を受けまして、各地権者への説明。あとは、それも保安林指定すると、いわゆる土地の利用規制があると。補償もないですというふうなところで地権者にとってはかなりハードルの高い同意というふうなことになって、交渉も難しい面はかなりあるとは思いますが、まだその上川原、宇津原の地権者に対して、説明会がまだ持っていないところもあります。そういうふうな事業の説明会が持たれた、担当課としてはその事業を進めているかと思っておりますけれども、遅々として進んでいないというふうな印象を持っております。そこにつきましては、しっかりと年度計画、月次計画を立てて、しっかりと地権者への説明会を持つ。説明会を持った後に、そこら辺の保安林指定の説明も出てくるかと思っておりますので、同意に至るかどうかについては、説明会をまず持たないことには前に進んでいかないというふうな思いはありますので、



そこら辺はぜひとも地権者への、その事業の内容説明等しっかりと計画的にやっていただきたいと思っております。課長にお聞きしておきたいのですけれども、事業の説明についてです。よろしく答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 では、お答えします。

議員がおっしゃるとおり、まだ地権者への説明会が進んでいないという状況はあります。今後、計画を立てて地権者の同意、説明会をできるだけ早目に行っていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 そこら辺の作業は、ひとつよろしく計画的をお願いします。

ちょっと後先になりましたけれども、今の喜納原の件につきましては再度県の方との調整をしっかりと進めていただいて、土砂崩壊防止対策事業の採択ができる方向でぜひ頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大枠の5番になります。それももう何回かこの議会で一般質問を出しておりますけれども、現在県との協議で復旧工事の最中で一部植林を今実行中というふうな答弁がございました。せんだった6月8日でしたか、土砂災害の全国防災訓練が奥間地区で実地されましたけれども、公民館から見ると、本当に豪雨が来れば土砂災害の危険性も考えられるということで、地域住民は大雨のたびにあの山を見つめているような感じがします。関心も高いです。そういう面では、地域住民の安心・安全を守るために今後とも県と連携を密にして、しっかり対応をしていっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、伊佐則勝議員の

一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時44分）

~~~~~

再開（13時00分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

午前中に続きまして、一般質問を行います。外間博則議員。

4番 外間博則議員 始める前に一言だけ、本日欠席しております教育長の御家族の不幸があり、故人の御冥福をお祈りいたします。それでは一般質問を行います。4番 外間博則でございます。午後から1人ですけれども、たっぷり時間ございますので、質問等少しは引っ張るような長い答弁よろしくおしいたいと思いません。質問も充実した質問をしてみたいです。それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

大枠1、避難道路整備についてであります。

避難道路のほうは今降雨の時期であります。そのため維持管理のほうもしっかりと行っているか、それについて伺います。津覇の1392-2の避難道ですが、これは以前下のほうで平成25年度ですか、地すべりの崩落により土砂の崩壊があり、この部分は修繕を加えて工事をされています。その避難道で、今回また避難道の上のほうが多少地すべりが起きており、その中で排水路が圧迫され埋まっている状況にあります。その改善について伺いたいと思いません。

大枠2、農業に必要な肥料、農薬、資材等の補助について。農業振興地域の農用地利用の今後の利用計画をどのようになっているか。これまで、前回もそういう質問をさせていただきましたけれども、これからどうするかという進捗状況を伺います。以上であります。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。大枠1番につま

しては都市建設課のほうで、そして大枠2番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうではお尋ねの地すべりについてでございますけれども、これは避難道路に限らず本村といたしましては大変大きな土砂災害も経験しておりますし、議員御指摘の地すべりが起こっているということであれば、多少神経過敏になるぐらい真剣に取り組むべきものだと思いますので、処置等に関しましてはまた都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大枠1の、 についてお答えします。 について、現在村では6名の草刈り作業員を雇用し、村道、公園等の維持管理を行っている状況であります。避難道についても定期的に草刈りを行っています。夏場は草の伸びが早くなるため、利用者が多い場所から優先順位を決め、作業を行っている状況です。津覇自治会においても年2回行われる一斉清掃でも行っていると聞いていますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

について、中部土木事務所に確認したところ、津覇急傾斜地崩壊対策事業については、平成28年6月に完了をしています。議員が質問している場所は1392-2の付近、これは国道上の呉屋哲夫さんの住宅の上のところですが、排水路が潰れた様子はなく、現在コルゲート排水については対策工事前から少し傾いていましたが、その排水の上を抑止杭で地すべり対策を行うことで、コルゲート排水はこれ以上潰れることはないと思ひます。その件については、中部土木事務所にも連絡をして調査させています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それでは、外間議員の大枠2の、 についてお答えします。

大枠2の、 沖縄県農業協同組合及び沖縄県花卉園芸協同組合からは農薬及び出荷資材を購入した際に、農家へ対して消費税抜きの金額の8%の補助を行っています。

続きまして大枠2の、 農業振興地域整備計画総合見直し業務につきましては、先月5月31日水曜日に中城農業振興地域整備計画の見直しに伴う部内推進会議を開催し、事務局が提案いたしました総合見直し案が承認されました。また、6月6日に開催しました中城村農林水産業振興促進対策協議会におきましても、総合見直し案が承認されました。そのため、今後沖縄県との予備協議を行った後、事前協議を進め、公告縦覧及び異議申し立てを受け付けた後、本協議を得て10月末を目標に公告を行う予定で業務を今進めております。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 それでは、順を追って再質問いたします。

避難道についてですけれども、課長の答弁では今のところ被害もない、起きない状況にあると答弁がありましたけれども、排水路、コルゲート排水ですか、その部分は補強もされて大変頑丈であると思ひます。その上のほうですが、傾斜のため大きな木々がたくさん立ち並んでいるわけですけれども、その大きな大木がこれから台風シーズンも7月以降です。6月は雨の時期で7月からはもう台風被害が出るのではないかと。木々が大きな大木ですので、木々が揺れてその地盤のほうがちよっと緩んだりして、先ほど言った1392番地その付近ですが、向こうは防護壁で補強はされていますが、この土砂が避難道路の上のほうから土砂の流出があるのではないかと周囲の方々も不安に思っていると、そういう状況にありますので、その補強に関し

てこの土砂が流れないような方法を、木々とか大きな大木が存在しているわけでありますので、台風時とかそういう災害のあった場合に、滑った場合の対策はどのように行っていくか。従来であれば補強をもっと頑丈にして、万全にしていきたいのですけれども、その点どうお考えか伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在のこの場所については、平成28年の6月に工事を完了しております、抑止杭を1.6メートルピッチで24本入っています。それがAブロックで2カ所入っていますので、これからの表層流れというのは出てこないと思います。その下のほうに、また横ボーリングを入れて下のコルゲート排水まで水を導いていますので、これ以上の災害はないものと考えています。もしあるとしても、この辺まで中部土木に現場を私も確認しておりますので、今の現状では滑る様子は見られないです。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 万が一、またそういう大雨災害等があり排水面に関しては補強はされていますが、土砂が詰まったりそういう関連もあると思われまますので、その後の対策です。どうしても下の住宅側の、向こうのほうに洪水ではないですけれども、この大雨による土砂とかそういうものが流れ込まないのかというのも心配されるところでありますので、その住宅側に流出する可能性とかも含めても答弁ということでしょうか。よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大雨警報とかそのもろもろが発令された場合は、都市建設課は常時見回りしていますので、この辺の現場確認しながらもし下のほうに流出層があれば、土のうとかで対処していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 ぜひ、そういう災害が起こり得る注意報等があった場合には、適切に早目の対応を行っていただきたいと思えます。また、この避難道ですけれども、自治会も含めていろいろな地域の方々も避難して利用する避難道であります。また、避難訓練として小学校や小さい保育園の園児とか、そういう避難訓練を行っているということですので、ちゃんとした維持管理を持って整備等、草刈り作業、環境に影響がないようなそういう施設で管理をしていただきたいと思えます。それで、避難道についてはよろしいと思えます。

続いて2番に移ります。現在、農薬や肥料、資材、パイプ等です。暴風を防除するパイプ、防風ネット等です。そういう一般の農薬や肥料とは異なって単価が高いと。毎年高騰しているわけです。その中で、同じ8%とおっしゃいましたけれども、この8%で対応できるのかどうか。肥料等を省いて、高額な資材や農薬等もありますので、全体的の8%というのは厳しいかと思えますけれども、その高騰した高額な資材や農薬等に関して8%以上というのは考えられないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 では、お答えします。

この補助については、村としては引き上げなさいとかそういった要望は今のところ考えておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 現在は8%ということですが、これまで以前は5%でしたが、少々8%と補助率も上がってはいますが、また農家さんの要望としてはこの毎年起きる災害等、災害によって資材の破損とかそういうのがあって、従来一度使用したらまた二度、三度と使用でき

る資材であればよろしいのですけれども、防風ネットとかそういうものもやっぱり被害を受けると、破れたり破損したりするものですから、頻繁にそういう交換を行うのも大変ということで、ぜひJAさんと、農家さんの要望があれば現在の8%は以前よりは率は上がってはいませんが、それ以上農家の方の希望ですから、引き上げを希望いたします。それについて協議する日程の調整をしてやっていただきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

農協からの資料をいただいたのですけれども、平成24年度が3%の補助でした。平成25年度、平成26年度、平成27年度が5%の補助で、去年の平成28年度から8%というぐあいに一応補助率のほうは上がっていることは確かです。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 これは毎年、物品等資材等が高騰によりパーセントも上がっているという状況ということは確認はとれました。それから私もまた、暴風災害時期もこれからまたありますので、そういう要望等農家さんからあれば、JAさんとも検討いただいて引き上げるのちの有無を行っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続いて ですが、農林水産振興対策協議会の中で、6月6日にこの協議会を持たれてどういう協議をされたのか。また、今後そういうこれまでの流れで6日に行われた促進協議会の中で、今以前から引き継いでいる業務でありますので、これまでの進捗ですが、進展しているのか。新たにこういうのも導入して、見直しに向けてどういうふうな活動をしているのか、その進捗を伺います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

今回の見直しの件数が162件。そして登記地積が約128ヘクタールです。除外面積が約103アールです。除外の申請のほうも宅地とか、あとは資材置場とかさまざまな変更が出されました。対策協議会の中で、一筆一筆確認をしながら意義があれば異議を申し立てるということでありましたが、異議申し立てがなく、前回で審査が終了いたしました。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 確かにその協議会においては、この除外を受ける個人の申請ということですか。除外を要望する個人の申請によっての件数ということによろしいですか。162件に関しては、私のほうからちょっと提案したいところがあるのですけれども、一部除外というのもその一角に面したこの何力所か、集団化した、もちろん農道を挟んで住宅もございます。やっぱり転用可能な場所というのは、農地の縁辺部に位置する土地が好ましいと、そういうふうな開発をした場合、転用を受けた場合、宅地にした場合に、その中で一軒や二軒がまだ袋地の状態の中にもあるのではないですか。この162件の中でこの土地に面した、一個人です。一部ではなく、一人一人の要望でありますので、この一部と言っても、この一角を一部と見て調整はできないものか。まとめていただいて、10筆あれば10筆、面したこの範囲で一部としてそういうふうな検討はできないですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時54分)

~~~~~

再開(13時55分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉

義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

外間議員がおっしゃることは、多分私が認識している範囲では一部除外がありまして、その周辺も一緒に除外できないかということですか。その周辺ということは地主も違いますので、申請者以外に外すということは難しいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 今回の質問については、また後ほど質問させていただきます。それと、農用地区域の除外についての要件ですが、その要件というのは法律13条によって明記されています。5項目あるのですけれども読み上げたいと思います。要件として第1に、農用地等以外の用途に講ずることが必要かつ適当であって、農用地域以外の土地をもってかえることが困難であることが認められること。2、農用地域内における農用地の集団化や農作業の効率化及び農業をする上での効率的かつ合理的な利用に支障の及ばないと認められること。3、農用地域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む方たちに対する、農用地の利用の集積に支障を及ぼさない程度と認められること。4、農用地域内での土地改良施設、農道、排水路の有する機能に支障を及ぼさないことと認められること。5、土地改良補助事業実施地区の場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとあります。従来、本来なると8年は優に超えて30年以上です。土地改良を完了して、翌年から換算しますと33年ですか、30年は優に超えています。もうそろそろ30年と長い年月でその中で、一向に進んでいないという状況でありますので、先ほど言いました一筆一筆ではなく、この一部を改善できるようなそういう除外が受けられる状態にするために、今後計画はしていただけるか伺います。計画は行っていただけるのですよね。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えします。

土地改良区を外せないかということだと思っておりますけれども、第1種農用地について法律では、現在は外すのは難しいということですが、開発行為があればできる可能性はあるということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(14時01分)

~~~~~

再開(14時03分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 お答えします。

先ほどの件ですけれども、こちらから率先して農地を外せるかということだと思いますけれども、こちらから率先して農地を外すことはできませんが、申請があれば検討するという事です。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 課長には大変失礼しました。大変難しい課題と思うのですけれども、今先ほど5カ条読み上げて説明しましたけれども、その中で例えば今言った1種農地です。何もつくりたくないわけではありません。開発をして住宅等が認められないとそういう土地、これも理解はしています。その農振内の中にそういう1種農地というのが、存在しているのは把握していますけれども、それ以外の農振内の網の中で住宅に近い農地も縁辺部に位置するという意味で可能ではないかと、私の質問はこの土地に関してです。それについて答弁できませんか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

その協議に私も加わっていたものですから、村当局、我々行政が能動的にここを外しますということの今の計画ではないのです。あくまでも地権者がここを外してもらえないかということに対して我々が答えていくものであって、積極的に我々がそのバランスを崩すということではなくて、地権者が希望したものが我々が協議して、もちろんこれは最終的には県も絡んできます。これが農地のしっかりした確保も含めた農業振興に支障がないような形であれば、除外は認めていきたいと思いますので、その辺はちょっと逆になっているような感じがします。我々から能動的にここを外しますということではないということを御理解いただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 大変難しい課題ではあると思います。これまで三十何年ですか、もう。昭和47年以降に、この国の政策で計画があって実施された土地改良でありますので、完了してもう昭和58年でしたか、もう33年から35年の間経過していると思います。その中でこれまで何の発展もなく、下地区に関してはこれまで何の変動もなくきています。それで、また村長のこれまで33年間何も変動もなく下地区が動きがない状態です。村長が提言します「住みたい村」住み続けたいという村へ、実行するためにも人口ももちろんですけども、農地を持つ宅地にしたいという方々もいらっしゃいますので、その方々も繁栄しないとはいけません。住宅ができるとまた税収もふえて、豊かな中城村、村づくりができると思います。その意味で、この今までの協議会の協議を見ていると、計画なく県との交渉はできないのではないかと思いますけれども。早目にこのプランを立てて、どの部分を一部解消して、地域を改善していくと、そういう計画がないと県との交渉はできないと思います。村長のお考えで、執行部局、庁内の皆

さんが一体になってそういう大きな課題に取り組んでいただきたいと思います。その点に関して村長、今後どうして計画を立てるかをお聞きします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ちょっと整理をいたします。今お尋ねの農業振興地域での除外についてのお話をさせていただきます。農業振興地域での除外につきましては、これは議員も御承知のとおり、これを除外できたからといって宅地になるわけではありません。これはあくまでも農業振興地域を除外する、俗にいう農振地域からの一部除外だとかというものの今検討をして、希望者の地権者の意向になるべく沿うような形にして今やっている状態です。もちろんこれは県との協議もあります。議員が今お尋ねの宅地などそういう選択肢があってもいいのではないかというのは、前回の議会でも宮城重夫議員の質問にお答えしましたけれども、完全にあれば都市計画法も含めた、結局那覇広域都市計画では私どもは今ほとんどが調整区域で、これは市街化調整区域と市街化区域に分けられて、我々中城はほとんど市街化調整区域で土地の選択肢がほとんどない。農業するかしないかの選択しかないという、これは大まかに言っていますけれども、それを離脱という言葉をあえて使いますが、離脱して、あるいは中部広域都市計画の中にもし入るのであれば、未線引き区域になるから市街化調整区域や市街化区域というその区別がなくなっていく。ある程度住宅もつくりやすくなっていくという意味合いのものと、今お尋ねのものはあくまで農業の振興の中での一部除外でございますので、そこは整理してお答えをさせていただきます。今の御質問の農業振興地域から一部除外につきましては、我々は積極的に、能動的にやるものではなくて、あくまでも受動的に地権者の意向を聞きながらできるだけ意向

に沿うように除外できるものは除外する。ところが、その農業振興についてのバランスが悪くなるようなものについては、我々もその協議の中でしっかり協議をして、できないものはできないとはっきり言っていくという。あくまで、宅地への転換ではないということをぜひ御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

4番 外間博則議員 時期尚早と言うか、やっぱり急いでそういう整理できない問題ではあると私も感じております。今後も、今村長からも答弁ありました、除外を受けたから即宅地に変更できますという関連ではないと、私も認識はしております。でも、早目にそういう都市化ではなく、その一部だけでも実際に農用地内にしか宅地変更をする土地がないと、農地がないという方々も大勢いらっしゃいます。その方々も還元できるように、ゆっくりでは困りませけれども、ちゃんと庁内皆さん協議して、練りに練って県との調整を進めていただきたいと思います。要望も終わりましたので、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時13分）

平成29年第3回中城村議会定例会（第7日目）

招集年月日	平成29年6月9日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成29年6月15日（午前10時00分）		
	散会	平成29年6月15日（午後3時44分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	仲真功浩
	2番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣徳正
	4番	外間博則	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	15番	宮城重夫	1番	石原昌雄
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	与儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議事日程第5号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。教育長におかれましては、大変な1日だったと思います。御愁傷さまです。

では通告書に基づいて、安里ヨシ子一般質問を行いたいと思います。私は、LNGの発電所の立地について。これまで何度も質問をしてきましたけれども、誘致の前からかかっている立場上、私もまた今度で最後の質問になるかなと思ったりもしながら質問書を出しました。答弁をお願いします。1番目に、液化天然ガスはクリーンなエネルギーとして、中城村は地域活性化の起爆剤となり、積極的に推進をしてきました。地域からは住民の安心、安全が確保できるかいろんな不安材料が出されたが、結局地元の不安をよそに誘致が決定、今日に至っています。

さて、平成18年中城村、泊・久場、そして電力の三者で連携をして、情報交換を行うことで協定書が交わされましたが協定書の期限が切れたということで、地域に何も知らされていません。ガスの供給地点として爆発の危険に怯えて不安な生活を強いられています。万一の時、連絡体制をどのように考えていらっしゃるかと伺います。2番目に、事故が起きた場合の検討が当然なされていると思いますが、電力との話し合いが持たれていますか。3番目に、災害から住民を守るためには地域との連携が不可欠だと思います。電力側に情報を開示するように要請すべきではないか。事故を未然に防ぐためには、情報の共有が必要だと思いますので、開示をするよう電力に働きかけてください。4番目に災害は地震や津波だけではない。電力から発

生する災害がどういったものか。どのように避難すればよいか地域住民の役割、そして自治体、警察や消防も含め、それぞれの役割をしっかりと把握し実効性のある訓練をやらないと地元住民は右往左往するばかりで混乱を来すことになると思いますが、避難訓練の計画などありますか、伺います。5番目、久場前浜原線も着工され、吉の浦発電所構外は、これから様変わりすることが予想されます。前浜原線から電力側は特定保留地となっており、工業地帯が計画されています。隣接する住民の納得のいく利活用をどのように考えていきますか伺います。6番目に、国道329号線久場前原線には含まれた住民にとって騒音公害など安全な住環境を守り続けるための施策はどうなっていますか、お聞きします。以上、御答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問のLNG発電所の立地について。 から つきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えをいたします。

つきましては、都市建設課。

つきましては、住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の 、これにつきましては、御質問はこの特定保留地、いうならば市街化編入についての御質問だと思いますので、当議会でも何度も答弁したことはありますけれども、もう一度答弁をさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、私も地元でも何度も説明をさせていただきましたし、地元住民の理解は得られているものと確信をしております。もちろんほとんどの方々の住民の理解は得られているものと確信をしております。これはまず訂正からさせていただきますけれども、工業地帯ではございません。準工業地帯への用途地域

は、準工業地帯の指定でございます。そこをあえて地区計画をつくって住民の方々の御意見を反映させていくという大前提がございます。いろいろなものはいい、例えばあえていいですが、風俗的なもの、秩序を乱すもの、もちろん騒音がひどいもの。いろいろなものは地区計画の中で規制をされていきます。そういう中で用途地域が準工業地帯という指定をされて、そして市街化編入になっていくと。これは大変画期的であると同時に、我々にとっては大変な幸運なものだと認識をしております。それを認めていただいて、現在のところは特定保留でございますけれども、市街化編入に代わっていくとそういうことで中城村にとっても大変大きな未来の展望が開けるといいますか、久場地域から土地の自由度が高まる。御自分の土地をある程度、自由度が高まるような形で利活用ができる、これが久場のほうからだんだん北上していくのか、南下していくのか、中城村のいつもお話をさせていただきます我々の土地は市街化調整区域がほとんどですから、土地利用の自由度がありません。それを久場地域のこの部分、南上原は御自分の土地の利活用の自由度が高まっていくということでございますので、あえてこの つきましては、誤解のないように決して騒音が出たり、あるいは何か地域を乱すようなものが来たり、そういうものを規制ができて、そしてご自分の土地利用の自由度が高まっていくというものの、最たるものでございますので非常に幸運なものだと私は認識をしておりますので、どうぞ誤解なきように。ヨシ子議員につきましても、地元のほうでもその説明のほうをひとつよろしくお願いをしたいと思います。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では安

里ヨシ子議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。

大枠1の 沖縄電力吉の浦火力発電所からの情報や環境問題が起こった場合の連絡体制は、直接、沖縄電力吉の浦火力発電所から地域の自治会長に連絡することになっております。また、これまで吉の浦火力発電所に起因する生活環境等に関する問題が発生した場合には、電力・村・地元自治会の三者で話し合いを行って問題解決に向けて協議をしているところでございます。しかし、災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、人の生命、人体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に誘導することが大事であることから、御質問の万一の時の連絡体制や避難誘導體制等については、大事であるというふうに考えているところでございます。

について。沖縄電力吉の浦火力発電所の運転開始後の環境問題については、電磁波の問題、振動、構内の照明、水蒸気、騒音、油漏れ等がこれまで発生しております。その都度地域の自治会、村、沖縄電力吉の浦火力発電所の三者において、まず現場立ち合いしながらそれを元に解決に向けて話し合いをして、解決をしているところでございます。

次に ついて、お答えさせていただきます。沖縄電力吉の浦火力発電所は、沖縄県、中城村、沖縄電力吉の浦火力発電所で環境保全協定書を締結しているところでございます。その項目の中に環境保全に関する項目の調査、測定等があります。また発電所の工事・修繕等も含めて、電力情報を開示することは重要と村も考えていることから、御質問の要請すべきではないかという件について、早速吉の浦火力発電所所長に要請をしまいたいと考えております。

最後になりますが、 の答弁でございますが、現在のところ、避難訓練の計画はございませんが、久場・泊自治会においては、会議が現在終

了しました吉の浦火力発電所立地に伴う、地元三者協議会において、地域防災組織を立ち上げることで話し合われた経緯もありますので、組織を立ち上げた段階で防災避難訓練等が実施されるものと考えております。その場合においては、沖縄電力吉の浦火力発電所を初め、中城村・消防・警察等と連携して避難訓練等も実施できるものと考えております。その場合においても、当然役割分担等がなされてくものと認識をしておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠1の についてお答えします。

先ほど村長が冒頭で答弁したとおりであります。私の答弁と重複しますので、御了承ください。これまで何度も議会にて同様の質問がありますが、準工業地域の用途がイコール工業地帯というのは、間違った解釈をされていると思われ。用途における準工業地域は住宅地から工場まで、おおむねほとんどの建物が立つ用途となっております。市街化区域に編入する条件として、地区計画の策定が必要となっており、策定については、地域住民の意見をもとに、望まれない建築物は地区計画において制限していきたいと考えております。地域住民の理解を得て、建築基準法68条の2に基づき地区計画を村条例で制定していきます。地区計画については、今現在、南上原で、その制度、条例を制定しているところであり。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 津覇盛之。

住民生活課長 津覇盛之 それでは についてお答えをいたします。

ただいま都市建設課長からの答弁もありましたとおり、市街化区域編入時には、地域住民の理解のもと地区計画策定され、地域から望まれない建築物は制限されるものと考えておりますので、騒音公害等の少ない安全な環境を守って

いけるものと考えます。今後、立地する企業等があれば企業活動から生じる影響や住民からの苦情等について、企業として責任をもって真摯に対応する義務を負う旨の協定等の締結を検討していくべきものと考えます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今三者協議会が中止状態といいますが、解散はしなかったと私は認識をしておりますけれども、吉の浦火力発電所の立地に伴って、三者協議会があったわけで、もしそれがなければいつ事故が起きるかわかりませんので、起きてから三者で協議すると課長が御答弁なさっていましたが、事故が起きてから地域の自治会長に連絡をすると、そういったことではとてもじゃないけれども、間に合わないんじゃないかと思っておりますけれども、どのように御理解しておられますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

三者協が中止になったことについては、会則9条で有効期間の満了に達したものでございます。またただし書きのほうに、期間延長も項目もありますが、その延長に要する要件が整わなかったということでございます。その中で3者の御意見を聞いて当然、継続を進めてまいった次第でございますが、1社が要件に満たさなかったということで、期間満了となっております。もうひとつの御質問の災害があったときの連絡体制ということですが、3月議会にも新垣議員のほうにも御説明したとおり、沖縄電力においては、この3者協は解散をしまして、新たな情報交換とか、連絡体制を図りたいということですので、今村としては一生懸命、沖縄電力のほうに新たな会議ができるようにということで、今要請、働きかけをしているところでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今会則の話もありましたけれども、やはり30日前までに3者が協議すること。そして合意の上で決定するとあるんですけれども、30日を過ぎてしまったということですよね。本当は3者で協議会をつくっているの、3者で協議をして、3者で合意の上で決定することですけれども、中止の前に協議ができなかったということについて、本当に遺憾に思っております。今後、地域の安心安全のための新たな連絡体制はどこからどんなふうの情報を得るのか。新聞でしか知り得なかったということになりはしないかとか。という心配をしております。先ほど3者協に代わるこの情報体制をつくるという御答弁ですけれども、3者協をそのまま復活する考えはないでしょうか。お伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

吉の浦火力発電所立地に伴う地元3者連絡協議会については、議員も委員として参加しているということで私のほうも説明不足ということではありますが、その前段について、経緯を御説明いたします。平成28年3月4日に期間延長に関する意向調査を久場、泊の自治会及び吉の浦火力発電所に事務局から行ってあります。3月18日に期間延長による意向調査の回答三者よりをいただきまして、その回答は、まず泊自治会においては終了を希望する。久場自治会については継続を希望する。吉の浦火力発電所については終了を希望するという回答を得まして3月23日にその旨の話し合いを事務局会議で行いました。そのときに泊自治会においては終了の意向であったが、久場自治会の意向を尊重したいということで継続を希望したいと変更してあります。久場自治会においては、目的が

達成されていないために延長をすべきだという話であります。しかし、吉の浦発電所については協議会を終了して、別の形で意見交換をしていきたいということで、3者そのときに折り合いがつかなかったということで、再度3月31日に沖縄電力に村のほうで訪問しまして、継続要請を行ったが、そのときも合意には至らなかったということでございます。それで4月から5月にかけてその旨を自治会に説明をしました。4月から7月まで、村としては沖縄電力に継続を要請しながら新たな意見交換というもも早目に示してほしいという依頼をずっとしてきているわけでございます。8月5日には事務局としてはどうしても一旦しめないといけないということで8月5日には自治会と電力のほうには協議会を終了するという文書を通知しております。ただし、久場自治会については、文書は受け取らないという拒否もされております。平成29年度の3月31日、予算年度最終日の段階まで努力してみましたけれども、継続することができず、平成29年3月31日に当協議会で決定事項であります。延長できなければ剰余金は両自治会に配分するということでもありますので、泊自治会7万1,439円、久場自治会7万1,440円を振り込んでおります。会はもうそこで解散しているということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから新たな情報体制と3者協の復活ということですが、3者協については御説明したとおりの状況であります。村としてはできれば3者協を復活していきたい。ただしそれができなければ新たな会議をでも進めていきたいという考えでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 いきさつについては、今の御答弁を聞いてわかりましたけれども、事故を未然に防ぐためには、この情報の共有というのが大変不可欠だと考えています。普通の事故と違って、これは爆発するので、どれぐら

いの威力がそれはよくわかりませんが、専門家の話だと何と言いますか、4万トン以上で広島原爆に匹敵するような事故が起こるんじゃないかということはある専門家の話の中で私読みました。どういった事故が起こるのか、どういった被害が出るのかということもよくわからないので、やはりわからないということは非常に不安なことなんです。

それでこれもずっと昔のことで、若い皆さんにはわからないかと思いますが、1991年に起こった福井県的美浜原発事故、日本最大の事故と言われた。そのゆえんはなぜかという、放射能漏れから大幅におくれて地元と連絡をした。それは県や国などに連絡をした後、地元と連絡をし、どこにどう避難していいのかわからないということで、住民に甚大な被害をもたらした。抗議の声が殺到したというニュースがありました。重大事故は今はないが、電力は新しいから小さな事故は起こっています。グラウンドフレアとか油もれとか、騒音とかがありましたけれども、重大な事故は起こりうるということを前提にして、避難計画を住民参加のもとにつくりあげることが必要ではないかということを思い知らされた事故だったと認識をしております。

それから最近9時以降、夜中も電力の近くが上空か確認はしてありませんけれども、そこを米軍飛行機を回避しており、火力発電所の施設内には液化天然ガスのタンクが2基設置されていますよね。その2基に28万トンのガスが貯蔵されているわけです。そこから都市ガスとして供給しているわけですので、ガス供給基地になっております。そこにも飛行機事故とか、そういったものがあつた場合に大変甚大な被害が予想されるということで、村長も県のほうにいろいろと飛行機回避を要請なさつたということで、新聞にも報道されておりましたけれども、でも米軍は日米両政府が合意した空域を利用している。回避する考えはないとの回答だつたと

新聞では報道されておりました。

今飛行機事故が多発している中を隣接する住民の不安は増すばかりですので、もう一度また村としても抗議の声を上げるか、そして日米両政府に回避をすることを要請してほしいと思います。最近はまだ飛行機事故は多発していて、その近くの住民とか、私たちが近いので通るたびに外に出てみたりしております。

それと同じように年に何回か起こるかはわからない雷が年に何百回と起こっておりますけれども、もし発電所に雷が落ちた場合、どうするのかというのが地元から心配の声が出されています。最初、電力を誘致するときは、皆さん、私を含めて認識が足りなかったと思うんですけども、だんだんいろいろな心配事が出てきており、電力の様子が全くわからない、聞こえない、情報が入らない、そういう中でその雷が落ちたらどうなるんだろうか。最近、大きな雷が鳴っていますので、雷はどのように回避なさっていますか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時38分)

~~~~~

再開(10時38分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えする前にちょっと質問の確認をさせていただきます。雷対策についてでしょうか。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 雷がもし電力に落ちた場合です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

もし電力に雷が落ちたらという御質問ですが、最近、梅雨時期で雷の発生が多く、私も感じて

おります。吉の浦火力発電所周辺の住民が雷は当然心配することを察しておりますが、吉の浦火力発電所の雷の対策については、当初から吉の浦火力発電所建設工事の住民説明会等にも御説明されたとおり、避雷針を設置して雷の安全対策は十分行っている。私の記憶では住民説明会でもなされているというふうに聞いております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 雷を回避する設備ができていうことですね。わかりました。

では都市建設課長にお聞きしたいんですが、いまさらと思われることだと思うんですが、特定保留地というものについて、詳しく説明お願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

特定保留地ではなくて、特定保留といいます。市街化区域と市街化調整区域がありまして、今回、市街化編入する移行するために地区計画を入れないと市街化編入には持っていけないというのがありまして、今回道路を建設した後に地区計画を定めて、特定保留を解除して市街化編入に持っていくのが、特定保留です。通常は5年に1回の見直しがありますけれども、特定保留に指定されると、この条件をクリアすれば解除できる法律となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 特定保留地と聞いているんですけども、これ2.8ヘクタールを工業適地に指定するということですね。私も確認のために質問をしているわけですので、2.8ヘクタールを工業適地に指定することでしょうか。これは回避できるのかなと思っていますけれども、白紙に戻すということも可能ですかね。無理難題かと思えますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

工場適地については、企業立地のほうで答弁させます。議員が市街化区域と用途地域と今の工業適地を一緒にごっちゃにしているところがありまして、あくまでも市街化区域には準工業地域に指定しますと。今回、2.8ヘクタールは久場前浜原線から護岸までの2.8ヘクタール。あとはA地区で既存工業地帯が15.6ヘクタール、あとは電力の18.6ヘクタール、全体で37ヘクタールの市街化区域編入となります。工業適地については、企業立地のほうでよろしくお願います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

工業適地の指定というよりも、現在新法では産業高度化地域指定というものになっていると理解しております。その中で産業高度化地域指定というのは久場、泊の前浜原地区だけということではなくて、村一円の指定されているわけでございます。これについては中城村の製造業等が産業高度化していくものに対しては、税の減免措置がいただけるということの法律でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 産業高度化指定地域に指定されて、税が減免されることは会社が減免されるわけですね。その見返りというか、その代わりに村のほうに交付金が下りてくるといことかなと自分では思ったりしていますけれども、あと一つはこれは前村長のときの協定書ですけども、この発電所建設に伴う協定書の中で、国が交付する電源立地対策交付金の地域振興策の事業の活用について、発電用施設周辺地域整備法の趣旨に鑑み、地元振興策事業の要望を最大限に受け入れてというふうなのが村

と久場の自治会長、泊の自治会長、そして前の議員で宮城治邦議員、安里ヨシ子議員、上原正恒議員、比嘉盛安議員から出された要請文について、電源立地交付金制度の発電用施設周辺地域整備の趣旨に鑑み、事業内容において周辺住民の安全対策、居住環境に最大限配慮した事業計画である。住民合意が十分生かされることなど、久場、泊からの要望があったと思います。それは一つ一つ検証してもらって、この協定書の約束は守られていると思いますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

久場、泊、村で覚書を締結したものについては、当然議員も御承知のとおり電源立地地域対策交付金、初期対策交付金の事業交付金を活用して、地元の地域振興に寄与するということが大まかには認識しております。交付金活用については、村一円に交付金が交付されることから、村としては緊急性があった場合は村としても活用できるという協議がなされていると思います。その中でも交付金の約7割程度が久場、泊地区等の地域振興事業として活用をされているものと考えております。協定書に結ばれた事業項目については、確かに検証をして交付金で活用できるもの、できないものをしっかり文書で泊、久場地区には示していると思います。この交付金の交付期間が平成24年で終了していることは御存じだと思います。これは宮城治邦議員にも御説明したとおりでございます。村としてはしっかり交付金の趣旨に基づいて対応しているものと認識はしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ただ地域といいますが、久場とかそういったところからはこの約束が守られていないんだというお話もあって、

私もこれ要望書を全部見ましたけれども、どれがまだかなということを見てみました。要望がたくさん羅列されて出されていますので、村全体に利益がいくようにということはわかっておりますけれども、こんなことを言ったら悪いかな。議員皆さんは最初、誘致するときは、もう村のカンフル剤だと。交付金が入ってくるからつくらせ、つくらせだったわけですよ。中身を議論もしないですぐ議員も要請に行きましたし、村のほうも電力の本部に要請に行きました。これはもっと議論すべきではないかなと言ったけれども、その交付金が入ることによって皆さん、すぐ誘致に走ったんですけれども、村長が先ほどおっしゃっていたように、村は幸運であると。土地の重要度が高まるとかおっしゃっております。それは何回か村長が説明会の中でも、私も何回も聞いていて、これは聞くのも心苦しいかねと思ったりもしたんですけれども、なにせ私たちは地域住民に答えないといけない義務がありますので、それを確認しただけです。いま一度、やはり原点に立ち返って検証をして、反対住民との話し合いを進めたらどうかと思っています。ただ今、道が虫食いといいますが、なかなか進まないですね。前浜原線、そこを早目にするというか、そういった策は大変講じてはいると思うんですけれども、なぜそんなに長引いているのかということを知りたいかなと思ったりいろいろあるんですが、課長一人に説得といいますか、反対住民の説得と言いますか、それはまかせないで、村長がじきじきに説得に当たられることは無理ですかね。この道に反対しているという。これはもうずっとできないことになるんじゃないですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

平成29年度で泊、前浜原線は来年の3月には完了する予定です。1筆の地主の方と交渉して、本人の回答も反対とは言っていませんので、協



力するということで聞いていますので、大丈夫と認識しています。この道が完了しないことには供用開始もできないし、住宅もできないと思っていますので、この辺は誠意を持って、今年の12月までには説得していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この道がいつできるのかなと、この道より下に土地のある人にとってはいつまで経ってもこの土地が利用できないということもありますので、課長は大変だと思うんですが、来年の3月までには完了するということがよろしいですかね。この前浜原線が完了しないと南側の土地を大変利用できないので、ぜひ頑張って完成までこぎつけてほしいと思います。村長、済みませんでしたね。もうへどが出るくらいいろいろとお話をお聞きになっていますけれども、せいぜい頑張ってください。というほかはないと思います。これで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（11時08分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、仲松正敏議員の一般質問を許します。

5番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。質問の前に、教育長の御子息の奥様がお亡くなりになられたと心より哀悼の意を表します。

それでは議長より一般質問のお許しが出了たので、通告書に従って質問いたします。

まず大枠1番、保育行政について。待機児童の実態、解消の取り組みと現状について。待機児童が増加する要因として、「家庭環境による問題」「保育園や保育士不足による問題」の2つが重要であると考え。対策方法は、

保育の質についてお聞きします。保育の中身の質を測定することはもちろんですが、中城村でも保育の質を保育士の配置、保育士の賃金、保育士の離職率で客観的な測定をするべきと思いますが、見解をお伺いします。

大枠1番でも主に待機児童問題と保育士不足について、お聞きしますのでよろしく願います。

大枠2番、教育行政について。新教育長の教育に対するの抱負について伺います。教育に関する分野は、学校教育はもとより、スポーツや文化・芸術・生涯学習など、幅広いものがあるが、特に義務教育の果たす役割は極めて大きいことから、その環境づくりを進めていくことが、重要と考えますが、教育長の見解を伺います。中城村においての小学校、中学校の近年の学力の状況を伺います。いじめは、一学校や自治体だけの問題ではないという認識で、国をあげてのいじめ防止の推進も図られてきている。本村のいじめに対する「いじめ防止の基本方針」を伺います。以上、簡潔な答弁、よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは御質問の保育行政について。これは本議会でも少しお話をさせていただきましたけれども、議員もこの御質問にありましたとおり待機児童の問題、そして保育士の待遇改善の問題。これは重々受け止めているつもりでございます。本村におきましては、恐らく来年度には待機児童の解消の大部分が実現できるものだと思っております。それに伴い、器は準備はできておりますけれども、御承知のとおり、今

度保育士不足という問題に真剣に取り組んでいきながら保育士の確保。これは国全体の問題でもありますけれども、我々自治体の努力で自治体からそして県、そして国という形に改善していくものと思われますので、私どもも最大限の努力をしていきたいなと思っております。詳細につきましては、担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 仲松議員の質問にお答えいたします。

私の教育に対する豊富としては、まず学校は子供たちが安全で安心して過ごせる場所が大前提だと思って、校長会等でも危機管理に関しての話をしました。そして、子供たちが主人公であって、子供たちがよりよい方向に変容する場所でなければならないと思っています。勉強、スポーツ、心もよい方向に変容させなければならないと、ですから知育、徳育、体育のバランスがとても大切だと考えています。

教育の目的は二つで、人格の完成と、国家及び社会の形成者の育成です。学校は知識と価値観を教えるところで知識は普遍的でいつの時代も変わらないものですが、価値観は流行で時代の変化や社会の要求で違うものです。ですから学習指導要領は10年に一度変わりますが、それは社会の要求、価値観、違いによって変えないといけなるところを変えています。教える内容は学習指導要領に詳しく示されていて、子供たちに伝えるために教科書があって、それを指導するための教師の指導力の向上がとても大切であると考えています。義務教育の果たす役割は社会で生きていくための基礎を培う場所で、議員が考えているように私もその環境づくりはとても重要だと思っています。私は人は人がしか育てきれないと強く思っています。教育長の役割として、指導力の教師を中城村の学校に配置させるように人事の面で中頭教育事務所のほう

に強くお願いしていきたいなと思っています。

それから の学力については、平成28年度は全国学力調査において、小学校はほぼ全国平均になっていますが、中学校のほうではマイナス9ポイント下回っている状況にあります。

のいじめの問題については、絶対に許されない行為であり他人を傷つけたり、人権を無視したりすることが絶対にならないように未然防止に努めていきたいと思っています。各学校でも学校の経営計画の中に年間計画できちんと計画的に指導するように取り組みを行っていきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 仲松議員の御質問にお答えします。

大枠1の中城村の待機児童は、平成29年4月1日時点で107人となっています。南上原地区に84人と80%集中しています。待機児童の解消の取り組みとして、次年度上地区に新規2施設、増築1施設の認可保育所を建設し保育の受け皿を確保して待機児童の解消に努めます。

待機児童の増加の要因として、核家族化、女性の就業、保育士不足、保育の受け皿の確保等が考えられます。国は来年度から3カ年で待機児童ゼロの目標を達成するための方針を示し、新たなプランを打ち出す考えを表明しました。中城村もそのプランを活用し、待機児童解消に取り組んでいきたいと思えます。

「保育の質」とは何かという定義は難しく「子供たちが安心かつ安全に過ごせるか」「保育士などの職員が安心かつ意欲的に子供たちの保育に取り組める」とかという部分をよりよいものにしていくものだと思います。そのために職場環境の改善、職員の配置、保育内容の充実。以上の3点を重点的に実施し改善していくものだと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それではこれより順を

追って再質問したいと思います。

先月5月2日に村内3保育施設の整備状況及び保育環境、待機児童、保育士配置等の実態を総務常任委員会で所管事務調査を行いましたので、このことに関連したことを質問していきたいと思います。そのときは担当課の課長も職員も同行しております。それではのほうから、本村の待機児童対策の計画の進捗状況はどうなっているか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 次年度開設予定の2施設については、国、県からの補助の内示が届きました。本格的に建築工事に着工いたします。既存施設を利用する1施設は法人取得に向け、今手続中であり、4月1日の開園を目指しています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今の答弁で新規2施設、それから増築移転1施設で待機児童の受け皿は確保できるということですが、各施設の受け人数はどのぐらいか、その辺伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 増築移転によりまず定員は現在80名から108名、28名の定員増になります。新規の2施設は129名定員と133名で262名、合計で290名の受け皿を確保いたします。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 本村においては、待機児童数は2015年度が20人、2016年度が86人、2017年度は107人、昨年より21人も増加しているわけで、本村の待機児童数2015年度より年々増加しているわけですが、その増加した要因としてどういったことが挙げられるかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 待機児童の増加の要因としましては、南上原土地区画整理事業の進捗により宅地の造成が進捗し、新築件数がふえた

ことと、子育て世帯の転入が多い点だと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 本村での待機児童が年々増加している要因として、今南上原の新築や子育て世帯の転入が多いことが要因だと。南上原の人口増加が想定外で南小学校に関しても教室を増築しても追いつかない状況で、それからするとまだまだ南上原では人口増が予想されます。先ほど平成30年に新築2施設、それから移転1施設で対応するということですが、それも厳しくなってくるのではないかと考えられます。それで早目に次の保育施設の増設を検討する必要があると思いますが、その辺の考えはどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 平成30年4月1日に上地区で新しく3施設が開園します。その3施設でほぼ待機児童はゼロに近づけられると考えております。状況に応じて小規模保育事業を検討して設置していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次、2017年度の待機児童は107人います。平成29年4月1日の時点では村内の定員数が多い保育園3カ所の空き数を見ると、吉の浦保育所が34人、はるゆめ保育園が15人と中城みなみ6人と合計55人の定員割れが出ています。待機児童は107人いるのに、どうしてこの50人は空いている施設に入らないのかと、その辺の理由はなんですかね。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 きのうの答弁と重なりますが、保育士不足による待機児童はゼロ歳児の18名であります。施設によって4～5歳の空きがあります。その待機児童の理由としましては、自宅から遠い、保護者の出勤時に間に合わないという理由があると考えられます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今の遠くてなかなか通園できないということですが、横浜市が待機児童を解消した対策の一つとして、送迎保育ステーションという取り組みをされていて、これは入園可能な保育園が自宅から遠くても通園できるよう、バス等で指定保育園まで送迎を行うものですが、本村でもそういった取り組みはできないか伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 待機児童をゼロにするという対策としてはベターな事業だとは思いますが、中城村は先ほども答弁したとおり、平成30年4月1日に290名の定員の施設ができます。それも待機児童が集中している上地区にできますので、次年度は待機児童ゼロに近づけられると思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 認可保育所などに入れない待機児童の解消に向けた政府も新しい計画が4月30日に明らかになりました。現行計画終了後の2018年度からの3年間で待機児童をゼロ達成をするため、新たに22万人分の保育の受け皿を整備し、さらに10万人分を22年度までに追加し、5年間で計32万人分を目指すと。新計画案は子育て安心プランとし、2018年度から2020年度も3年間で認可保育所など22万人分の受け皿を整備し、遅くとも2020年度に待機児童を解消すると掲げております。各自治体で前倒しの達成を後押しするため、必要な予算を2年間で課確保されると言われております。新計画子育て安心プランに対して、本村としてどのような待機児童解消に向けた計画案を作成されていくのか、その辺お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新子育て安心プランは調べてみますと、6つの支援のパッケージがあります。保育の受け皿の拡大、保育人材の確保、働き方の改革などがあります。その中にいろいろ

々なメニューがあります。国、県からまだ具体的に内容の説明は届いておりません。中城村も待機児童解消に効果がある事業を選んで進めてまいりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 この子育て安心プラン計画案は恐らく実施されると考えられますので、本村でも早目に策定されるよう取り組んでいただきたいと思います。

次 のほうですね、保育士不足について伺いますが、今全国的にも保育士不足が問題となっているが、村内の保育所における全体的な保育士の確保状況について、今どのようになっているか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 中城村内の保育所3カ所においても、現在、保育士不足が生じています。いろいろな機関に声をかけ、お願いはしているところですが、どの市町村も保育士不足で苦労していると聞いています。また平成30年4月1日に開園数3園につきましては、専門学校とか、いろいろな機関に声かけをして、4月1日にはぜひ確保するように協議しています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 保育士不足が起こる要因として、労働環境の悪さとか、給料が安い、この2つが大きな要因となっていることが考えられるが、その解決策は。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 前日も答弁したんですが、公立の臨時保育士につきましては、月額7,200円の給料でありました。今年4月から月額で17万2,300円、日当にして800円のアップであります。また通勤手当2,000円の支給。雇用期間最大2年から5年間に延長しました。認可保育園の職員につきましては、運営給付費に賃金改善分を上乗せし、また保育士ベースアップ支援事業、保育士正規雇用化促進事業を実施し、

正規雇用につなげるように支援しています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 村内の保育所で勤務されている保育士の給与の平均的な給料はどのくらいか、わかりましたらお願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 公立の臨時保育士につきましては、先ほど答弁しました17万2,300円です。公立の正職員、その他の施設の保育士については把握しておりません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 公立の保育所の臨時職員の給料が17万2,300円、正規職員及びそのほかの保育所については配付されていないということですが、正職員の給料を公表するのは何か理由があつてですかね。それはあとでお聞きします。それから臨時職員の給与は17万2,300円というのは、ほかの自治体の臨時職員の給与と比べて高いのか、それとも低いのか、その辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 近隣市町村に比べて、前年度までは安く、手当もなかったんですが、今年度4月からは近隣市町村並みに通勤手当も支給しますので、同じくらいの給料体制だと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 これからも臨時職員の給料が他の自治体より安くないよう、考えていただき、安くなると他の自治体から引き抜きに合うおそれもあるということですので、その辺はしっかりと考えていただきたいと思えます。

次に保育士から見た負担となるものは、平成25年度、保育所における業務改善に関する調査研究報告書の保育士調査で保育士の業務への負担に関する評価数値によると、持ち帰る仕事量が69.6%、保護者からの苦情やクレーム64.9%、

指導計画等の書類の作成が51%、保育士の人数不足51%、勤務時間外の仕事が48%、ほかにも多くの負担業務があると言われております。このような保育士が感じている業務に対してどのような改善策をとられるか、その辺お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 保育所ではシフト制を導入していますので、ほとんど残業時間はないと思います。また休憩保育士、フリー保育士を配置しており、保育士が十分、休憩が取れるような仕組みになっています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 これは今、吉の浦保育所に確認したということですか。保育士の業務負担はそれほどないということですが、吉の浦保育所1カ所への聞きとりだけではなく、できればやはり村内全ての認可保育園、認可外保育園に対しての聞き取りをされたほうがよろしいかと思います。直接、現場で働いている保育士に聞いたほうが、より内情がわかりますので、ぜひアンケート等を考えていただき取り組みをやっていただきたいと思えます。

保育士の不足の解消のため、本土のある自治体では国から示された緊急対策への対応として、保育士の子供の優先入所について、取り組んでいると。それで保育士不足の解消の一つで、村内の保育所における入所選考基準の基礎点数に当たる利用基準調整数の調整項目の対象に加え、保育士の復職を促してはどうか。こうした取り組みは本村においても入所選考基準の調整項目に含めることで対応可能であり、早急に実行に移せるものではないかと考えます。そこでお聞きしますが、本村においても具体的に保育士の子供の優先入所についての取り組みはなされているのか伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 中城村内の保育所でも

3施設で保育士の子供を預かっております。その点の措置として入所の措置点数に加点を加えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次 のほう、これからの幼児教育には、その質が重要であることは言うまでもありません。この質の中身を明らかにして、次のような教育保育を目指していかなければならないと考えます。一人一人を大切に、子供に寄り添う教育の保育。2つ目、子供の自発性や主体性を育てる教育の保育。3つ目に、発達を理解し、適切な援助、環境の厚生などを克服して実践していく教育の保育。

では幼児期の教育、保育の質等はどのようなものかと。質については、物的環境、施設設備、人的配置等のハード面と教育保育の内容の方法と言ったソフト面の両面があります。その中で、ソフト面の保育士の質と園内外の研修について伺います。1つ、保育士の質とはどのような内容か。それから園内外の研修とはどのような研修内容か伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 保育の質を高めるために先ほども答弁しましたが、職場環境の改善、労働時間、賃金等が考えられます。職員の配置、基準に見合った保育士の配置、気になる子供への加配保育士の配置。保育士については、子供たちの成長、発達に合わせた保育、気になる子供の特性に合わせた子供たちへのかかわりなどが考えられます。園内研修としては吉の浦保育所では月1回、研修計画を作成して、全職員でテーマを決め会議を持っております。園外研修は県保育士会、沖縄県社会福祉協議会などが実施する研修へ、必要に応じて参加しております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 本村は子育て環境が充実した村だと言われています。子育てへの取り

組みに関しては、村長は話の中で1丁目1番地で取り組むべきものと常々おっしゃっております。待機児童の解消は国も2020年度までに解消すると、本村においても、待機児童を2020年と言わず早いうちに解消に向けて、村長の心意気、生きざまをお聞きしたいと思います。村長よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおりでございます。

1丁目1番地で取り組んでまいりましたし、またこれからも子育て支援という部分については、取り組んでいくつもりでございます。待機児童について少しだけお話ししますが、待機児童がこれだけふえてくるというのは、去年の議会でもお話ししましたが、今後ふえてくる傾向にあるというのは、想定内だという話をいたしました。それは数々の施策をしている段階で、潜在的待機児童を掘り起こすのが我々のこの2年間の努めでしたので、そういう意味では今からその対策をきちんとやれる環境になってきているものと思っております。来年度、そして再来年度に向けて、しっかりと待機児童解消に取り組んでいくつもりでございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひこれからも子育てのしやすい村としてあり続けるよう頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、大卒2番のほうですね、のほうからお聞きしたいと思います。義務教育の中心的な担い手は学校では教育についての理念、小学校という義務教育の理念、その果たすべき役割について、どのように考えるか伺います。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 お答えいたします。

義務教育は社会で生きていく基礎を培うとても重要なところだと思っております。子供たちの

持っている能力を伸ばしてあげる。そのための学校教育は担っていて、社会で必要とされる人材を育成していきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 子供たち一人一人が人格の完成を目指して、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させること。また自らの人生を送ることができる基礎を養うことが、義務教育の重要な役割であると考えます。また同時に義務教育は民主的平和的国家、社会の形成者として必要な国民としての資質を育成することをその責務としていると認識しております。近年、教育を取り巻く環境が厳しさを増しているが、ただ今申し上げたような義務教育の目的、理念や役割等を踏まえ、より質の高い教育を子供たちに提供していくことは教育委員会に課せられた使命であり、次世代への責任であると強く考えます。将来の中城村の子供たちが心身ともに健やかに成長できるように教職員の人材育成を初め、教育現場の充実について、教育長の見解を伺います。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 先ほども申し上げましたけれども、私は人がしか人は育てきれないということ強く思っています。教職員の人材育成ということに関しては、校長・教頭のリーダーシップ、そして同僚での高め合い、また子供たちからも学ばないといけない部分があると考えています。当然のことながら、校内研修、そして校外での研修会、指導力の向上を図っていきたくと思っています。そして、良い講師を招いて教職員に伝えていくというのも重要なことで、去年、中学校の校長をしているときには、東京大学から講師を招いて授業の研究会を行いました。今年も継続して中学校ではその計画を行っているところです。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 わかりました。次の

に移っていきます。

中城村の小中学校の過去5年間の全国学力テストの推移は。全国平均と比べるとどのような状況かお聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田智。

教育総務課主幹 安田 智 今の御質問にお答えいたします。

先ほど教育長は平成28年度の方を回答しておりましたが、自分のほうにあるデータでは平成25年度になりますが、小学校における全国平均率の正答率の差は平成25年度がマイナス4ポイントでした。平成26年度から平成27年度、平成28年度まではもう全国平均並みに本村の小学校は達してきております。中学校においては平成25年度、26年度において、マイナス7ポイントの差でした。平成27年度、平成28年度において、マイナス9ポイントの差がございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 中城村の小中学校の学力を全国平均より子供たちは小学生に関してはある程度、全国平均だと。中学校に関して、マイナス9ポイントということで、ちょっと低目と。今後、それを引き上げるために目標について伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

本村の小中学校の全国の状況の結果を見まして、目標としては小学校の学力については、ほぼ全国平均に達してきているので、しっかりと維持していけるように取り組んでいきたいと思っております。中学校の学力につきましては、全国マイナス9ポイントを下回っている状況ですので、まず一気に全国までに上げるということは厳しいですので、まず今年はマイナス5ポイント以下に来るように目標を設定してまいり

たいと思っています。ですので、今中学校のほうでもやはりこの全国の学習の内容、課題点をしっかり把握して全校体制で課題のある単元等を確認して対応してまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ目標を達成のためにいろいろな策を考えて取り組みしていただきたいと思えます。全国学力テストの結果については、公表を行うかということで、各地でいろいろ問題になっていますが、ここでは学校の序列化を求めているわけではありません。しかし、何かを行ったら、その結果を確かめ分析し、将来に生かすということで改善があります。結果についてどのように受け止めているかということと、今後の取り組みについて伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 全国学力学習調査は平成19年度からスタートして、現在まで至っております。この調査の目的はやはりこの都道府県の序列化ということではありませんので、そういうふうなマスコミがあおってそういうふうになっている状況も多々やはり見られました。ですので去年度から序列化というものは公開するようなことはなくなってきています。しっかりとこの調査の目的を先生方もしっかり把握して、この義務教育下の機会均等ということから、全国どの都道府県でも水準に達して向上していくというふうにこの目的が設定されております。ですので、この学習状況については本村の特に中城中学校においては、しっかり課題は把握、分析しておりますので、それにまた対応していくということを本当に全国の水準に達するように取り組みを行っていきたいと思っています。

取り組みについても、先ほど教育長からありましたように校内研も含めて授業改善という視

点で、要するに授業を改善するというのは子供たちが授業の内容をしっかりと理解できるように、教師側がしっかりと手立てをしてわかる授業というのを、つくり上げて構築しなければならないというふうに捉えております。ですので、いろいろと教師の質を高めていくという研修も内外の研修も含めて、しっかりと先生方の指導力を高めてまいりたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 学力向上ももちろん大切であります。本村の子供たちの道徳教育、社会常識で通用するような人材に育てていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

次に のほうに移ります。いじめ問題についてですが、皆様の中にはいじめは昔からあった。それを乗り越えて、人間が強くなるものだと考えている方も少なくないと思えます。私たちの年齢の人と、いじめについて話をすると10人中約半分ぐらいはそのような考え方を持っているようであります。しかし、現在のいじめはその内容も質も昔のいじめとは全く違う様相を見せています。今日は現代のいじめが全国に蔓延し、子供の人生を狂わし、多くの悲劇や子供の未来の自信喪失、自尊心の欠落を生み出し、そして今、社会問題となっています。いじめによる自殺、皆さんもよく知っていると思えますが、青森県の八戸北高の女子生徒が自殺された先月、テレビで見たと思えます。それで自殺の原因は、LINEでのトラブルだと言われています。また同じ青森の女子中学生もいじめを苦に列車に跳ねられたと。また沖縄県でも私、新聞のチラシを持っているんですけども、2015年10月に豊見城市内の小学生の男の子が自宅で首つり自殺をしたと、本当に痛ましいことでもあります。まだ本当に10代で自分の命を絶つ、こんな悲劇はありません。自殺の原因となっているいじめについて、幾つか質問したいと思えます。いじめ問題については本村の取り組み状況はどのよ

うな状況か。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 お答えいたします。

本村においても、各学校において経営計画の中に「いじめ防止基本方針」が設けられております。ですので、その中に学校側がやるべきことということで、具体的に言いますとアンケート、そして個人面談等において、少しでもちょっと異常があるなと思ったら、とにかく子供たちに声かけをして早期発見に努めております。これはまた担任だけで終わらすということではなくて、しっかりと生徒指導担当と連携もしながら、そして管理職のほうにも連絡がいくような組織体制になってはいます。そこで本村でも6月と11月が「いじめ防止月間」ということで設定しております。いじめに関するのぼりや横幕等で啓発活動をしております。また人権の日ということで、それも各学校計画されておまして、人権に関する講話等も実施されております。それとあと何か悩みごとが発生した場合、県教育委員会や人権擁護のほうから発行されている困りごとがあったら電話をしてほしいというチラシも配布して周知しております。あと学級経営におきましても、先生方が特に担任が子供たちとかかわりますが、その中で心理検査、Q-Uの調査も実施して、その結果の内容から子供たちの状況も把握しているところでございます。

あといじめの報告についても小さな問題が起きたら各学校で生徒指導、教育相談部会、子供理解部会とか、そういった名称で毎月1回情報を共有するように取り組んでおります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 現代のいじめといえば、ネットいじめですね。最近、急速に拡大しているのが携帯電話によるネットいじめです。学校

裏サイトでは子供やOBが情報を交換するために掲示板を立ち上げ、匿名でターゲットの相手にこういったことを送っているわけでありまして。「死ね、死ね、死ね」などと、検索に引っかからないように、この「死」という字を亡くなるという字ではなくて、「死亡」ではなくて「うじ」という隠語に変えて書き込み、誹謗中傷をされていると。教育委員会におきまして、本村の学校においては、このネットに対する情報モラルの教育について、どのように取り組んでいるか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 安田 智。

教育総務課主幹 安田 智 情報モラルにつきましても、子供たちの情報環境が昔と違って大きく変わってきております。情報モラル教育については、いじめ問題と同様に学校全体で取り組むようになっております。学習指導要領、要するに学校のカリキュラムの内容も踏まえながら、小学校1年生から中学校3年生まで発達段階に応じたモラル教材。モラルに関するソフトをコンピューター室に今導入しております。小学校では担任、中学校では担任または技術科の先生が情報の中で情報モラルを今学習しているところです。また授業以外にも全体集会等で情報モラルアドバイザーという外部の講師または県警のサイバー犯罪対策係の専門家を招いて、講演会を実施して、子供たちの現在の通信機器のあり方について、ネット犯罪に巻き込まれないように学習しているところです。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 全ての子供はかけがえない存在であり、一人一人の心と体は大切に備えなければなりません。子供の心と体に深刻な被害をもたらすいじめは子供の尊厳を脅かし、基本的な人権を侵害するものであります。しかしながら、いじめはいつでもどこでもどこにおいても起こり得ると、同時に。どの子供もいじ

めの対象として被害者にも加害者にもなり得ることです。そのようないじめを防止し、次世代を担う子供が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは全ての村民の役割責務であると考えます。一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体で作り、いじめの根絶に取り組まなければならないと思います。我が村においても、いじめ防止について、基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するため、村民が共通の認識のもとに仮称子供いじめ防止に関する条例の制定を検討すべきと考えますが、村長の所見を伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員からの御提案ですので、真剣に考えさせていただきたいと思います。思いは同じでございますし、我々大人のこれは大きな責務だと思っております。子供たちの環境を整えて将来をしっかりと我々で責任を持っていくという我々の考え方もありますので、今議員からの御提案につきましては真剣に考えさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ検討し、設置していただきたいと思います。これからも自殺という悲劇は起きる前に、行政教育委員会、各種団体、地域と連携を密にし、いじめをなくす取り組みをやっていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。1時30分から再開します。

休憩(12時10分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 こんにちは。それでは議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず1点目、職員の資質向上策について伺います。村の活性化、村民の福祉向上を図っていくには職員の資質向上、人材育成が重要と考えております。これまで何回となく職員の資質向上について質問、提案してきましたが、どのように取り組み、実施してきたか、そして今、実施しているのか伺います。

それと2点目、人事評価制度導入について。確か平成29年度をめどに導入するとのことでしたが、その進捗状況について伺います。

3点目、村育英会について。村の育英会基金の総額は幾らあるのか。そして育英会基金の貸付状況、返済率状況及び課題はないのか伺います。

4点目、農業後継者育成の村営施設建設について。村の産業の大黒柱である農業については衰退傾向にある。原因は後継者不足で、その育成するための村営施設建設して後継者育成を図っていくべきと考えますが、行政当局の考えを伺います。

5点目、農業委員会の事務局の体制強化について。先の3月定例会で村長はそのことについては真剣に考えていきますとのことであったが、その後、どのように取り組んできたか伺います。以上。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、大枠2番につきましては、総務課のほうでお答えをいたします。

大枠3番につきましては、教育委員会。

大枠4、大枠5につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私の

ほうでは、議員お尋ねの農業委員会の事務局の体制強化について。これは去る議会でもこの場で議員からの御提案にお答えをさせていただきました。積極的に取り組んでいきますということでありますので、しっかり約束を守って、そして非常に農業委員会との連携を密にしながら、今年の確が10月だったと思いますが、新たな農業委員会の体制が決まりますので、農業委員会との多少のすり合わせは必要になってくると思いますので、私ども行政当局としましては積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 新垣議員の質問にお答えします。

大枠3番の村の育英会についてですが、村の育英会制度は人材育成の面からもとても重要な制度であると考えています。総額は約3,500万円となっています。貸付状況、返済率状況、課題等については教育総務課長のほうからお答えさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 職員の資質向上策についてお答えいたします。

少ない職員数で、最大の効果を得るためには、職員一人ひとりの資質の向上は、不可欠な要素だと考えております。そのための一つの有効な手段として、各種研修会等への参加、研修機関への派遣を積極的に行う必要があると認識をしております。これまでも各種研修機関等への派遣を行っておりますが、平成29年度の研修計画としましては、職場外研修としまして沖縄県市町村課への1年間にわたる長期の研修。中部広域市町村圏事務組合が主催しますゆがふう塾や政策形成上級研修、沖縄県自治研修所等で開催される各種研修への派遣を行うとともに、県外における専門分野の研修への派遣も行っております。また、将来を担う中堅職員の育成を図

り、次期リーダーとしての意識の醸成を図るための育成研修として、近隣町村との共同による研修会や、中堅職員を対象とした職場外における独自の研修を計画したいと考えております。また平成26年度から各自治会との交流などを通じて、コミュニティ意識の高揚が図られるよう支援するとともに、地域の活性化、さらに職員の資質の向上と自己研鑽に励むことを目的に、地域盛り上げ隊事業として職員を派遣しております。このような事業を通しまして、職員の資質向上につなげていきたいと考えております。

次に人事評価制度導入についてお答えいたします。人事評価制度導入の目的は、「人事評価を通し、職員の特性を踏まえた人材育成を行うことにより、効果的に職員のレベルアップが図られること」と「職員の士気及び、公務能率の向上を図ること」でございます。本村におきましては、人事評価の導入のため、平成27年10月に中部の5町村の人事担当部署により、長野県松川町役場の総務課長、塩倉智文氏をお招きし、合同の人事評価制度研修会を実施しております。また平成28年度には、管理者向けに制度の説明のための研修を行っております。今年度は、全職員に対し、制度の説明を行い、職員にも理解をしていただいた上で、人事評価に取り組んでいく予定でございます。しかし、初年度から完璧な形での人事評価制度導入は、厳しいものがあると考えております。年度を重ねるごとに、人事評価の精度を上げていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは新垣善功議員の大枠3についてお答えします。

まず貸付状況についてですが、これまで101名の方々に貸付を行い、総額7,461万3,320円を貸付しています。返済率については、76.4%となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員

会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 新垣善功議員の大枠4についてお答えします。

農業後継者不足については、議員のおっしゃるとおり村でも後継者育成に悩んでいるところですが、村営施設建設に関しては、近隣市町村の視察を行い、今後本村に合った村営施設ができるかどうかは調査していく考えであります。

続きまして、大枠5です。先ほど村長からも答弁がありましたけれども、現在事務局の体制についてですが、事務局の職員体制は現在、農林水産と兼務職員の3人の体制となっております。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会には事務局への専任の職員の配置及び確保に努めるように定めておりますので、先ほど村長が前向きに検討するということがありましたので、見守っていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長より追加の答弁があるそうですので。教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 すみません、答弁漏れが一つありましたので、再度お答えしていきたいと思います。

ひとつ課題についてですが、現在、3名の方が長期に返済できていない状況であることと、平成27年度に新たに入学準備金という貸付を実施しているため、全体として貸付額が増加しており、貸付元となる資金不足が今後懸念されると思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは一つずつ再質問をさせていただきます。

先ほど総務課長から答弁いただきましたけれども、これはもう前回と同じ内容だと私は理解しております。これは何度も私、副村長が総務課長時分にもその前の総務課長の時から質問してきました。しかし、一向に変わってない。

果たして皆さん方は答弁ではいい答弁をしますけれども、実際行っているかどうか、その見直しも全くなされていないと言ってもおかしくないと思っています。いつも新任を採用した場合は、自治研修所の各種研修を受けさせていると。あるいは中部広域市町村圏での、ゆがふう塾とかあるいはリーダー的人材育成をするための県市町村課への派遣も毎年同じことやっていますね。当然、これはやるべきだと思いますが、変わった見直しが必要ではないかと思っています。

そして村長、村独自の教育研修ができないものかどうか、村長あなた自身の考え方も講話も行うべきだと私は思うんですが。この前、宮崎県研修で感じたことは、綾町の町長は毎日、30分朝礼をしている。職員に対しての朝礼は一般の会社でもあります。果たして中城村で浜田村長がどのくらい職員に対して直接的な講話したり、あるいは訓辞をしているかどうか、年にどのくらいやっています、村長。恐らく年末年始ぐらいでしょう。この前の答弁では「課長会議で課長に指示してあるから、課長が職員に指示するのは、それではいかんと思うんですよ。直接村長みずからが職員に講話をしたり、行政を推進していくにおいて、そういう計画を立ててやるべきだと思いますよ。

それで総務課長、この年間計画があるのかどうか、職員の研修についても、新規採用された職員、そして5年以内の職員、あるいは3年以内の職員でも常に日々お互い研鑽、自己啓発をしながらいかないと、職員の資質向上は望めないと思うんですよ。それで総務課長、職員に対する教育のための研修の年間計画があるかどうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

年間の計画は当然立てております。その年間の計画の中に新職員の研修であったり、あるいは中部広域市町村圏事務組合での若手職員を対

象としたゆがふう塾、それから中堅職員を対象としました政策形成上級研修、そういったものが含まれているものと考えております。議員が質問している内容と全く同じになるんですけども、これも中堅の職員を対象としました1年間にわたる沖縄県市町村課への派遣、そういうものは全て研修計画の中に含まれているものでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 この計画の中で、何名の方が研修を受けているか、現在いる職員は何名がその研修を受けているのか。研修を受けない方もいると思うんですよね。何名ですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

平成28年度につきましては、現在集計中でございます。平成27年度につきましては、トータルで91名が研修を受講しているところでございます。平成27年度につきましては、本村で行われましたジェンダーを考える教室、そういった研修がございましたので、特別多い数にはなっておりますけれども、例年でありますとほぼ50名から60名の職員が研修を受けているものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長、実施計画書もあると言いますが、そのカリキュラムなんかもちょうど準備していますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

町村会が主催します自治研修所での研修につきましては、年間当初で研修内容が示されているものではございません。年度途中でこういった研修があるというふうな案内が来るものですから年度初めにおいて、どのような研修であるというふうなことは把握はしておりません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは中部市町村圏

事務組合研修先から来ないとわからないということですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

県の長期にわたる研修につきましては、これまでには特に一括交付金を担当しております。2年連続一括交付金のみを担当しております。これまでには県における行政係、あるいは財政係、そういったところへ研修をさせております。それからゆがふう塾と政策形成の上級研修につきましては、年度当初では研修内容はわかりません。中部広域市町村圏事務組合のほうから、ことはこういった研修にするというふうなことで、決定して初めて内容がわかるものでございます。ちなみに平成28年度におきましては中城村がテーマでありました。確か若手の職員が観光に関して、みんなで議論しているいろいろな提言が行われているものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 たしか去年はゆがふう塾は中城村の農業と観光についてとありました。そういう研修に行くと、研究、あるいは研修したものが中城村にどう生かされていきますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

若い職員がその一つのテーマについて、村の考え方とそれから各市町村の若い職員の考え方とそれを融合させた形での提案がなされていると思います。そのことが即、村のほうの施策に結びつくかどうかというのは、これは職場の中で提案をされて、それを検討して初めて組み入れられるかどうか、できるだけ若い職員の提案ですから、組み入れられるような形で、村のほうでは対応していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 せっかく研究してきたんだから、それを村の政策に反映できるよう

に取り組んでいただきたいと思います。

それと先ほども教育長からありました部外者の講師を招いての研修は年何回行っています。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

今資料を持っていなくて具体的な内容については、即お答えすることはできませんが、記憶の中では確か平成28年度につきましては、メンタルヘルスについて、精神科医の先生をお招きしまして、職員のメンタルヘルスの関係の研修を受けております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 では1回だけということですね。

やはり研修をやる場合、仕事に直結するような行政の政策立案、企画立案、そういう講習を、そして公務員としての自覚、そういう根本的なものを。職員が新任のときは一生懸命やろうとするんだけど、10年も20年もしたらマンネリ化してしまって、時間が経つにつれて、「朱に交われれば赤くなる」で、段々たるんでいく。常に毎日毎日が研鑽していかないと、資質向上にはつながらないと思うんですよ。そこら辺、部外者講師を招いて公務員としてのあり方、そして職責、仕事の内容も大いにやるべきと思うんですよ。年3回、4回はやるべきと思うんですよ。計画はありますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

外部からの講師を招いての研修も非常にいいことであろうと考えております。ただ我々がいろいろな研修機関で研修を受けるのも、これもまた我々の業務、企画立案に直結する大事な研修だというふうに考えております。外部から講師を招くということは、多くの職員が受講できるわけですから、それも研修のひとつの方法だと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 いい方法ということであればやるか、やらないかだな。ことははやっていきますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

積極的に検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 だからこういう検討しますでは困るんですよ。ちゃんと独自の研修をやるんだという、ひとつの基本計画がなされていないんじゃないかなと思うんですよ。もう今ごろにはちゃんとつくって、実施に移るべきだと思うんですよ。今から積極的に検討しますと言うんだけど、もう次の3月議会になったら、またそれは忘れてしまっているんじゃないですか。これは初年度でちゃんと、この中城村の職員の資質向上のためのプランとか、計画をつくってどう実施していくかはやるべきだと思いますよ。

村長、その件について、先ほども申し上げましたけれども、この村長の講話というのが大事なんですよ。年に1回ではなくて、せめて定期的に年に最低でも四、五回ぐらいは職員を集めて、3グループにわけて集めて村長の考え方を講話として、あるいはまた訓辞として、職員に直接話しかけることは大事だと思うんですけども、それはどうですか。やる考えはありますかどうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

回数が何回あればいいとかという問題ではないと思っておりますので、ただ私は全員を集めて講話というようなことではなくて、課単位で目の前で顔を見ながら若い職員ももちろん課長を含めた古参職員も一緒になって、課単位ではやっております。これは就任以来ずっと続けておりますけれども、なるべく職員からのポトム

アップで政策立案ができなければ一番いいわけで、理想的なところでもありますし。私の思いだとか、トップダウン方式での思いも理解してもらえるとこの部分でも、議員がおっしゃる形はどうあれ、そういう対話的な講話的な部分は必要だとは思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは平成23年か平成25年の質問した場合も同じ答弁ですよ。各課の皆さん方とひざを交えてやるというのは、では去年は何回しました。どの課とどういう何回したか覚えてますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

何回したかということではなくて、常に顔を見ながらその時々、その時期時期に合わせてやっているつもりですから、何回とかは覚えておりませんが、議員とそういう議論ではなくて、私の思いを伝えるすべを今こうしたほうがいいんじゃないかということを知っていると思いますので、何回だとかではなくて私も議員と思いは一緒だと思っておりますので、その機会をふやしていこうと努力はしていこうと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは村長、単なる雑談では困りますよ。ちゃんと研修は研修としてけじめをつけて、こうだということは村長みずから言わないと、今村長が言っているのは、単なる雑談会みたいにしか私は考えていませんよ。そういう意味ではなくて、職員を3グループに分けて、3日間かけてでもいいから自分の思いと訓示をやるべきだと、それによって職員は引き締まってきますよ。今村長のやっている…。確かに風通しはよくなるかもしれませんが。しかし研修というのはそういうものではないと思うんですよ。けじめをつけて研修であるということをお二人も認識してもらってやっても

らわないと、単なる雑談会では困ります。ひとつその辺を改善していただきたいと。

そして総務課長、今後も積極的に検討していくというんだけど、早速今6月ですから、早目につくって、全職員が1年に1回は必ず何らかの研修を受けるようなシステムづくりをしていくことを強く指摘します。

それと次、2点目に移ります。人事評価制度導入については、何度も議員になって、何度も質問してきました。これは地方公務員法第40条第1項にしなければならないとされているんですよ、人事評価は。しかしまだやっていないと。そしてこれは副村長が総務課長時分、やるということでありましたけれども、その後、全然進んでいないと。ことしは平成29年度に読谷村を参考にしようということをやっていますけれども、その進捗状況はどうなっています。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

これまでの経緯、これまでの進捗については先ほど答弁したとおりでございます。平成29年度につきましては、これも先ほど答弁しましたけれども、まず人事評価を行うことはもちろん村としてそのようにやっていきたいというふうなことは考えておりますが、評価する側、あるいは評価される側、全ての職員に対しまして、人事評価制度についての説明をまず行いたいと考えております。その上で、できるだけ早くその評価ができるように、その評価する力がつくように研修を重ねていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 だから課長、いつも同じ答弁ですよ。考えます、検討します…。ではいつまでにできるか、今答弁できますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

完璧にやれるかどうかは別としまして、平成29年度からは人事評価ができるように努めてい

きたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 努めてまいりますではなく、やりますということはできないんですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 与儀 忍。

総務課長 与儀 忍 お答えいたします。

平成29年度で実施をいたします。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 わかりました。ひとつ頑張ることし中に来年からもう実施するようにやってください。

それでは次に移ります。村の育英会についてでございます。総額3,500万円ですか、ちなみに北中城村は1億1,000万円の基金があるんですよ。そして平成27年度のちょっと古い資料ですけれども、6,300万円を貸し付けているようです。そして今4,700万円は基金として置いてあります。合計して1億1,000万円の育英基金がある様です。そして返済率がほぼ100%みたいなんです。そういうことで特に今問題になっている子供の貧困とかいろいろありますね。そこら辺も考えればその育英基金、どうふやしていくか、そのことを考えたことありますか、教育長。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 この件は先日の理事会を開いたときにも、課題として上がってきました。その中でも検討がなされて、村の補助金をふやす方向を考えないといけないというふうなこともひとつ案として、理事会の中で上がっております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは村からの補助金云々というよりも、育英運営会則とありますね。その前にもう1点、これは大学生以上しか借りられないですよ。高校生に入学するときなぜできないのか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

まず今の会則等におきましても、やはり高校生ではなく、大学進学時からということになっています。なかなか答えにくいところではあるんですが、昭和36年からスタートしているこの基金の制度で、これまでの流れというんですかね、そういうので大学生の進学を中心にこういう奨学金制度としてスタートしていったのかなということで、考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 この会則は平成27年の4月1日に改正していますよね。なぜそのときに、高校入学時からできないかどうかね。そういう検討は全くなかったのかどうか、それはあなたもまだ総務課長になって初めてだから、これは副村長が会長ですよ。どういうことで資格が高校入学が入っていないのは何か理由があるんですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 この育英会の理事会の会長は副村長がやっておりますので、答弁させていただきます。この経緯というのが自分もそれは把握していないんですが、高校生へは、なぜないのかという部分を考えてみたときに、高校は県内に集中しており、大学は30年前は琉大だけなのかなと。私立のほうは本土のほうの大学に就学するというので、この辺の経済的な面で、この育英会というのが大学からなったのかなという今思うところあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私も最初は高校も入っているのかなと思っていましたよ。この会則を読んだらおかしいなという感じを受けるんですよ。ですから会長である副村長、それから副会長である教育長、これはもうちょっと検討して、改正してもらえないか。それとこれは会員制ですよ、育英会は。そして会員の寄



附や会費で運営していくということだと思っ  
ては、今この3,500万円の基金がありますけれども、これはもうふえもしない、未納者がいれば減る一方ですよね、どうふやしていくかは先ほども教育長は村の補助金と言いますが、そうではなくて、村民の皆さん方からの寄附を募る方法はないのかどうか、特にこれは宜野湾市の昔の話で、善意のつながる社会という中で、新聞記者が書いてあるのがありますけれども、宜野湾市では退職する職員方が集まって、退職金の一部を寄附して、その育英資金として運営していくと、借りやすくするという善意のつながる社会をつくるということ、今宜野湾市はそれをやっていると思うんですよ。寄附を強制するわけではないんですけども、長年お世話になった最後として。そしてそれは宜野湾市では福祉部長ですが、管理をして借りやすくしてどんどんやっているみたいですね。そういう意味でも、お金がないと運営できませんので、そしてたくさんの方にできるだけ貸して、いい人材を育てていかなきゃいかんと思いますので、その育英基金をどうふやしていくか。その辺どのように考えているか、副村長、会長として今後どういくか、会長の考えをひとつ…。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉忠典。

副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

先ほど教育長からもあったように、理事会でもこれは議論しております。今後は貸付の部分がなくなって、あと四、五年ではこれは資金がなくなるんじゃないかということで、資金をふやす方法というのは、話し合いながらこれまでのこの育英資金というのは、寄附金とか、補助金等で賄われております。それで今後、村民への育英会の予算の状況を報告しながら寄附者が多くなればというのが考えられております。また理事会でその辺を議論しながらこの資金を生み出していきたいというふうに考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村の人材育成基金には寄附者が毎年いますよね。前の副村長 比嘉正豊さんも50万円、今回もまた広報を見たら相当寄附がありますね。この育英会の基金と人材育成の基金は別々ですから、その意味でも、育英会の基金をどうふやしていくか。私は会員を募って、我々議員は寄附できませんけれども、会員になれば、できると思いますよね。そしてこの前の新聞にもあったように、北谷町では給付型になっていますよ。新聞読みましたでしょうか、給付型。返還しなくてもいい、そういう方向に持っていく。また国の奨学金ももう給付寄附型になりつつありますね、今は。そういう意味で私は村の人材育成のためにも、育英会の会員をふやして基金をふやしていくという方法をひとつ会長、今後努めていただきたいと強く要望いたします。ちなみに西原町では基金はないんですよ。育英基金というのは、毎年450万円から500万円ぐらいの寄附が来るみたいです。そういう意味でやはり職員の皆さん方も何かあった場合は寄附をしてもらって、我々議員も勇退する場合はできるような、こういう善意のつながる社会をつくっていかうではありませんか、皆さん、村長、お願いしますよ。

それでは次に移ります。村長、中城村の農業は前より衰退していつているのはわかりますよね。ではその原因はどこにあるか。当然、後継者、儲からないからやらないということですね。この課題をどう克服していくか、私は課題になっていると思います。県外の研修も行ってきましたけれども、やはりそこにはそういう農業が盛んなところは村独自の施設を所有して、そこで後継者づくりの育成をしているんですよ。これは県内にも何カ所かありますよ。この辺、農林水産課長、県内でそういう制度が進んでいる、あるいは先進的な自治体というのはどこか御存じですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 比嘉義人 それではお答えいたします。

今、私が把握している村、宜野座村では村独自の宜野座村研修制度というのがありまして、これは交付金があります。45歳以上の方で期限は2カ年間、年間150万円の交付を行っているとお聞きしています。また、村所有のビニールハウスが2棟ありまして、それを貸し出ししているとお聞きしています。読谷村についてですが、ビニールハウス、露地の畑を村が所有して貸し出しを行っているとお聞きしています。以上、2村については確認しています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 結局は、村長お聞きのように宜野座村では約1,800坪の施設をつくって、そこで村独自で、45歳以上の方が農業をしたければそこで2カ年間、それも日当をもらって、年間にして156万円をもらってそこで育成をしていますよ。そして2カ年間やった後に独立してやるとそういう施設、後継者づくりをしているわけです。そして読谷村では、村が相当のビニールハウスの施設をつくって、そこをリースしているんですよ、農業したい人に、これは有料ですよ。そして話を聞くと、多い人で3,000万円売り上げて、100万円ぐらいのリース代を払っているみたいですよ。それで生活していると、そういうことで農業の後継者育成をやっているわけです。そしてその後は自分たちで一生懸命やって取り組みをしているわけです。我が中城村では農業をしたくても、初歩的には金がかかるんですよ。準備資金みたいに、そして青年就農給付金をもらうにもやはり2カ年ぐらい農業経験がないとこれは要件としてもらえないわけですよ。だから今、村でその青年就農給付金をもらっている方はふえていかないというんですよ。そういう意味でも村独自で施設

をつくって、そこで専門家の指導員を置いて、そこで指導をして育成して2カ年間やったら、次はまた県の制度を利用して、独り立ち、自立していけるわけです。それは鹿児島県の志布志もそうです。志布志の農業もそうですので、そういうことをしないと、後継者育成は解決できないんじゃないかと思しますので、そしてその施設を一括交付金でできないかどうか、企画課長、突飛ですがどうですか。一括交付金で、こういう沖縄県の一括交付金は観光、農業、地場産業の育成には使えるんじゃないかと私は考えておりますけれども、可能性はどうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 お答えします。

ただいまの御質問に対しまして、一括交付金、これは観光の振興に期するものであれば該当はするというので、そういう計画が生まれるようであれば対応していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長、私の認識では沖縄農業、地場産業、農業も地場産業ですよ。と観光については、一括交付金は大いに使えるのではないかと思いますよ。それは農林水産課長と相談して使えるかどうか、県とも調整して早急に検討して、そしてできるんだったら、土地改良区内にある遊休地がありますよね、それを買って、そこに施設をつくって、農業指導員も配置して、後継者育成をする方法はできると思うんですよ。村長、では伺います。こういうことですので、一括交付金があるうちにそういう施設をつくって、課題を解決していくことはひとつ考えてもらえないでしょうか。私の今質問したものについて、村長の感想をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

御提言としては非常に我々もしっかり耳を傾けるつもりでございます。私もその分野につい

ては、詳しいことではないんですけども、可能性があるということであれば、それに向けての調査などもしていきたいですし、まだ議員も御承知のとおり、今取りざたされている一括交付金の費用対効果という部分が非常にクローズアップされておりますので、その出口も含めて調査をして、提案自体は非常にいい提案だと思っていますので、こういうことをやる時にこういう人たちを対象に最終的にこうなっていくというものをシナリオをしっかりとつくってやれば、実現は十分可能なものだと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長、議会から提案されたものについては、真剣に考えてそして担当課長にあなたのほうから指示して立案企画をさせるべきだと私は思うんですよ。今、両方の課長に指示して、その一括交付金のあるうちにそういうのを私はやっていただきたい。資金はもう1割程度でできますよね。そして費用対効果の話をしませけれども、これはやるからには生半可じゃないですよ。真剣に取り組んで本当に成功させるということをしないう限り、この課題解決はできないと思いますよ。そういう意味でも村長が指示するのを待っているかもしれないですよ。前も話しましたけれども、提案型で皆さん方はどんどん村長に提案してくれと言っても、村長これまで職員から村長に提案された件数はどのぐらいあります。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

件数は覚えていませんけれども、例えば歴史資料図書館、これは職員からの提案でもありますし、一生懸命一括交付金の該当するためにどうやっていか、これも職員のうちな一言でいうとジンプンを使っただけのものでしたし、先ほどから職員の育成の問題も議員は提案していただいていますので、しっかり職員と対話を広げ

ながら、案は必ず出てきますよ。そしてそれを実現できるかどうかはもちろん私自身の手腕も問われるところですけども、全庁を挙げて一生懸命やれば、できないものはないと思っています。ですから今のお話はこれができるものだと。そしてやる必要があるものだという結論が出れば、十分にやっつけていけるものではないかなと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私はこれは絶対に我が村には必要だと思っていますので、それは前も名護市役所の件も企画課長時分、提案しましたよね、提案型。村長が指名して、プロジェクトチームをつくって、テーマを与えて村長が指示してやらないと動かないですよ、今の職員は動いていると思います。思っても村長に物が言えないような環境ではないですか。風通しが悪いみたいな感じを受けますよ。そういうことで村長に物が言えるような職場環境づくりをしないと、そして指示すべきものはちゃんと指示する。厳しくするときは厳しくしてやらないと職員はいつまでたっても、ハーダーディーで何もしない、時間暮らしでは困りますよ。ひとつ村長、いろいろ申し上げましたけれども、その件は真剣に取り組んで、特に農林水産課長、それから企画課長と連携をとって、そして県ともひとつ渡り合ってやっていただきたいと思います。

次に移ります。農業委員会の事務局体制については、村長まだちょっと一歩引いたような答弁でしたですね。真剣にやりますということを書いて積極的に取り上げていきますということでもありますけれども、10月から農業委員会体制が変わりますね。どうですか、10月までにはできませんか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ひとつも一歩も下がっていませんよ。今の話

はそんなに何と言いますか、エネルギーを使うようなものではありませんので、新たな農業委員会の体制になったときに、農業委員会との話も必要ですから、私はあえてその後という話をしていますけれども、体制的にはすぐ対応できるものですから、それは御安心していただいて、後は新たな体制になったときにしっかりとそこでは話し合いを持って、ではこれでスタートしましょうという形でやっていきたいですし、しっかり辞令も交付してやっていきたいと思っていますので、一步も二歩も先にいっているものだと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 10月1日からは実施されるものと思って、この質問は終わります。

それでは最後になりますけれども、これまで職員の資質向上についてやりましたけれども、教育委員会もそうです。教育長ももう新任でバリバリでやる気十分ですので、ひとつそのペースを落とさないように頑張ってくださいと思います。特にこの前、挨拶の中で推薦した本をちょこっと読みましたけれども、やはりデータですよね。野村野球みたいにID野球みたいにデータを大事にすると。人は騙されても、データには騙されないということばがあります、いろいろ印象に残りました。ありがとうございました。ひとつ、各課長の皆さん方にも当然のことだと思うんですね。課の朝礼というのは、積極的に取り入れて職員課の一体化を進めていただきたい。先ほどは村長だけに講話と訓辞いただきましたけれど、各課の課長の皆さん方も自分の課の最高責任者ですので、ひとつ朝礼をやって、課職員のコミュニケーションをとりながら職場環境をよくしていかないといい仕事はできないと思いますので、お互いに切磋琢磨しながら自己研鑽も忘れず頑張って、中城村の発展のためにひとつ頑張っていくことを希望いたします、終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時30分)

~~~~~

再開(14時42分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて新垣貞則が一般質問を行います。

大枠1番です、地元住民が住みたい村づくりを図る。「泊、発電所入口」と「久場、公民館側の排水路」の現状は。地元住民が、安心・安全で暮らせる排水路の環境整備は。

大枠2番、子供達の教育環境を整える。各学校のトイレ改修工事の取り組みは。中城小学校の交通安全対策は。幼稚園の現状と課題は。

大枠3番、村民に快適な海岸空間を図る。吉の浦公園「エコ、コースト事業」の内容と、この事業を活用してどういった事業を実施していますか。吉の浦公園～屋宜地区まで、未整備の海岸整備の取り組みは。海岸を活用して、快適な村民の健康づくりを図る、ビジョンは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠3番の、につきましては都市建設課と農林水産課、につきましては健康保険課のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは、大枠2の子どもたちの教育環境の中の幼稚園の現状と課題という部分は、今議会でも去る議会でも答弁させていただきましたけれども、幼稚園問題は喫緊の課題だと思っております。中城小学校の幼稚園だけではなく

て津覇幼稚園もそうですし、老朽化が非常に進んでいる現状でございますので、今後、特に中城小学校につきましては今年度で結論を出し、方針をしっかりと決めて、幼稚園問題をどうするのか、場所の問題もあるでしょうし、財政的な問題もあるでしょうし、子どもたちの教育環境をまず第一に考えながら、しっかりと方針を出していきたいと思っております。詳細につきましては、またお答えさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 比嘉良治。

教育長 比嘉良治 大枠の2、新垣議員の質問にお答えいたします。

子どもたちの教育環境についてです。環境が人を育てるというように、教育環境の整備はとても重要だと思っております。のトイレの改修工事については、今年度は中学校の整備を進めています。の中城小学校の交通安全についてですが、中城小学校の校長を初め地域のボランティア、議員の皆さん、そして保護者のほうで取り組んでいるところです。の幼稚園の現状についてですが、教育委員会の会議で現在話し合いを進めているところです。との詳細については、教育総務課長から答えさせていただきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠1の、及び大枠3の、についてお答えします。

大枠1の について、発電所入り口の排水路については、4月28日に工事を完了し、整備前まで溜まっていた排水は流れ、大潮、中潮の満潮時には海水も流入してくるようになり、以前のような悪臭もなく、黒く濁った排水の滞留も見られません。今後も海水の流入や降雨により循環することで、水路の環境はさらに改善されると考えています。公民館側の排水路については、既設側溝を改良するだけでは対策にならないと判断し、排水路の分岐を図る予定です。そ

のためには国道を管理する沖縄総合事務局（南部国道事務所）との協力も要することから、5月30日に行われた「沖縄総合事務局との国土交通行政に関する懇談会」で協力要請を行い、6月6日には南部国道事務所の管理第1課長との現場立ち合いを行っておりますので、対策ができるように調整しているところであります。

大枠1の について、発電所入り口の排水路周辺は、月に1度沖縄プラント工業（株）が清掃活動としてごみ拾い等を行っております。また津覇地区では排水流末がある海岸の清掃を付近住民が定期的に行うよう、環境整備が行われています。地元住民が安心・安全で暮らせる排水路の環境整備づくりには、排水路の整備だけではなく、地域や企業等が行う美化活動等を通し、地域住民が地元の環境に興味を持つことが必要だと考えます。地域住民が環境整備に目を向けることで不法投棄等の抑止効果も生まれ、こういった活動が村全体へ浸透すれば、排水路だけでなく安心・安全に暮らせるまちづくりにつながると考えております。

大枠3、 について。本事業は、老朽化した海岸保全施設の整備を進めるとともに、護岸及び背後地の改変等で生息個体数が著しく減少している国指定の天然記念物である「オカヤドカリ」類の良好な生息環境となり得る海岸環境をつくと同時に、地域の風土や歴史を考慮し、自然と人間の調和と失われた自然の砂浜の風景を取り戻し「オカヤドカリ」の住む海岸をよみがえらせる事業がエコ・コースト事業です。緩傾斜式護岸を長さ500メートル整備をし、平成15年度に事業完了しています。事業実施については、他課も含め行っていないと思います。

大枠3の について、県の海岸防災課に問い合わせたところ、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」の海岸保全施設整備計画図において、質問がある箇所については、海岸環境を積極的に保全する区域となっています。現在、整備の予

定はないとのことでした。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは新垣貞則議員の大枠2の 及び についてお答えします。

本年度よりトイレ洋式化の工事について予算化されておりますので、夏休み期間中に工事が行えるよう準備していきたいと考えています。また次年度移行についても、継続的に計画を立て、改修工事を行ってまいります。

幼稚園の現状と課題ということですが、村長より答弁もありましたが、幼稚園の現状としましては施設の老朽化に伴い、これまでも修繕を繰り返している状況であります。今後の課題といたしましても、両幼稚園の老朽化に伴う建築に向けて、年次の計画を立てていく必要があると考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。

健康保険課長 仲村盛和 それでは新垣貞則議員の質問の大枠3の についてお答えいたします。

現在、海岸を活用した健康づくりなどの具体的な計画はありませんが、海岸整備が整えば関係課と連携して検討していきたいと考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは順を追って詳細の質問をします。

まず大枠1番の 、泊発電所入り口と久場、公民館側の排水路の現状について質問します。都市建設課長におかれましてはヒューム管周辺の護岸整備され、泊地区の海岸がきれいになり、御尽力されたことに感謝申し上げます。これから質問するのは、行政がやるべきこと、それから地元住民がやるべきこと、発電所がやるべきこと、お互いが協力して排水路の環境整備をして、住民が住みよい暮らしができる環境を整えていきたいという思いで質問します。泊地区はヒューム管工事をし、排水もスムーズにいきま

したが、干潮時には水が海に流れ、ヒューム管前の排水路は土砂やヘドロが見えていますが、なぜヒューム管工事をしたのにヘドロが見えていますが、その原因は何でしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、4月の中旬に今の鋼管の排水工事は終わっていますけれども、その北側のところに干潮時になるとヘドロが浮いて見えるというのは、もともとヘドロが溜まってですね、砂が堆積して流れた部分がなくて、今回、この鋼管杭を入れたために、水はけがよくなり、いま濁りもなくなって、水もよくなって、確かにヘドロは上のほうは堆積しています。この問題については、大雨とか台風時には流れると予想しています。ヘドロはあるんですけど、いっぱい魚も泳いでいる事から、排水機能として流れていますので、当分の間はこの状況で問題はないと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今の都市建設課長の答弁では大潮、満潮時には海水も流入してくるようになり、以前のような悪臭もなく、黒く濁った排水の滞留も見られませんが、現在干潮時には発電所入り口から久場までですね、約1キロです。現場を確認してどんな状態ですか。それから久場の公民館の下ですね、これは排水路のほうです、公民館側ではなくて公民館の排水路は現在どんな状態でしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 現在、公民館側から海に向けての排水が、三面側溝がありますけれども、この部分について現場状況もですね、木々が生い茂っている状況ではありますけれども、きのうも夕方大雨があったんですけども、その時にも各現場を確認したらスムーズに流れていますので、木々については維持管理の範囲で伐開していこうと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私も現場を確認してきましたが発電所から久場向けですね、約1キロです。あちらこちらにヘドロや土砂の堆積や、屋根の瓦も散乱しています。この排水路の環境問題については、5年余り前から地域住民から排水路をきれいにしてほしいと要請をしましたが、一向によくなりません。いつになればこの環境はよくなりますか。地域住民はこのヘドロ、土砂の堆積や、それから電力の下の木の葉っぱとか落ちて、水が濁っています。そういった環境の中で毎日過ごしています。地域住民は決して気持ちのいいものではありません。地域住民から早急に環境をよくしてほしいとの意見があります。都市建設課長も現場を確認していると思いますが、この課題についてどういうふうに、解決するおつもりですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

電力火力発電所の排水はですね、中央部が一番高くなっており久場側、泊側にそれぞれ水が流れるように拌み勾配で施工されています。泊側の流末は砂の堆積により排水ができず、淀んだままになっておりましたが、今回の工事により泊側の排水路が機能することにより、久場、泊の中央部の水がなくなったものと考えております。

排水路にある瓦の散乱については、地域の方々はもとより地域外からの不法投棄でもあればモラルの向上の注意喚起が必要になると思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 久場公民館前の排水路の中はですね、土砂に雑草が生えていますね。毎年土砂の範囲が広がり、水の通る道がなくなりつつあります。来年は泊発電所入り口みたいに、土砂が溜まり、水が吐けなくなります。それから排水路からの、木が大きくなり護岸まで

来て、久場地区の環境を悪化しています。その対策としてボックスカルバート周辺の木や土砂をユンボでとったら環境がよくなると思います。また泊地区の排水路も同じようにユンボで取り除いたら、排水路の環境はよくなると思います。ユンボで取り除いた場合にどんな課題がありますか。例えば維持費はいくらぐらいかかりますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

泊側の排水については三面側溝ですので、ユンボを中に入れて土砂を取り除くことができます。ただ久場側については三面側溝ではないものですから、それをユンボを入れて、中のほうに入れるということは厳しいのかなと思っています。それと維持管理がいくらかかるんですかという話ですけれども、これは今の土砂を、例えば糸満あたりに、産業廃棄物ですので持っていくと、もう何千万円単位のお金がかかるかなと予想しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、都市建設課長から答弁がありましたように、この課題は多分維持管理費だと思うんですね。大体約1,000万円ぐらいの、糸満まで運送費がかかるみたいですね。ユンボ代とか土砂を運ぶトラックの運送費、人件費などです。その対策として排水路はコンクリートですね。ユンボでヘドロ、土砂を取ることができます。これは新垣光栄県議会議員と私は調査し、いろいろ勉強会やって、指導を受けています。それから取ったヘドロを、土砂を泊地区はヒューム管の護岸に一時的に置いて乾かしておく。久場はボックスカルバートの護岸に土砂を一時置いておく。乾かした土砂を畑に再利用できるものと、利用できないものと分別する。そして久場、泊地区の住民の畑に再利用する。そうしたらトラックの運搬が大体7日ぐらいで済みます。運送費が安くなります。業

者からの話では50万円です。この課題は長年の懸案事項ですね。それから久場、泊自治会長からもこれはぜひ解決してくれとの意見があります。行政まかせではなく、地域の人も協力します。排水路の環境をよくするために、コンボを取り入れて改善する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の議員からの提案がありましたけれども、関係自治会から協力を得られるということでしたら、重機使用料で対応しますが、気になるのは土砂の搬入先です。これを畑で、乾かして畑に入れるという話がありますけれども、果たして本当に地主として、いまのこのヘド口を受け入れしてもらえるのか、その辺が気になるころがあります。ほかの排水でもなかなかこれが同意を得られないということもありまして、本当に久場地区、泊地区の地主さんはこれでいいのかどうかということも心配なところでもあります。であるのであれば、搬入先については、議員の提案のとおり協力をよろしくお願ひしたいと思っております。あとはコンボで入れるか、ヘド口は細かいですからバキュームカーで吸い取る方法もありますので、いま議員が言っている50万円という根拠がちょっと私のほうではわかりませんので、ちゃんと積算してやらないことには改善できないと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 いまの都市建設課長の答弁がありました。これも地元の協力が得られないとできないと思います。それでですね、現在発電所からの木が泊地区や久場地区の排水路にたくさんあります。その木が大きくなり排水路の環境を悪化しています。木を剪定したら環境もよくなると思います。中城村と発電所は環境保全協定を結んでおります。発電所からの木が生えていますので、発電所へ木を切るように

要請はできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（15時06分）

~~~~~

再 開（15時06分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新垣貞則議員の御質問にお答えしたいと思います。

排水路の維持管理については都市建設課長が述べたとおりでございますので、沖縄電力の木が大きくなって排水路の環境を悪化しているということでもありますので、早速現場を確認いたしまして、沖縄電力吉の浦発電所のほうに問題解決を図るように要請をしております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こうした課題を解決するためには、たくさんの課題があります。行政だけではなかなかスムーズにいかないところもあると思います。行政ですね、発電所、地元と協力して、連携を密にとることによって、地元住民が安心・安全な生活が営めると思います。今後のまちづくりにおいて、従来の行政主体から住民と行政が情報を共有し、お互いの理解と信頼のもとで役割分担をしながらまちづくりを進めることが大切だと思っております。先ほど企業立地推進課長から答弁がありましたように、行政、地元、発電所がお互い協力し合って、排水路の環境問題について、会議をする。それで新たな協議会とか、先ほどヨシ子議員への答弁に新たな協議会を立ち上げるとか言っております。この新たな協議会は非常にすばらしいことだと思っております。こういった課題があるものをお互い同志、行政それから電力、地元、三者のそういった人たちが集まってこういった課題、例えば発電所の木の剪定、あなた方が先にやってくださいとか、それからコンボを入れて、私たちが取り除くとか、そういった協議会



を持たないこういった課題はなかなか解決できないと思います。先ほど企業立地推進課長の答弁、非常にすばらしいなと思っております。この新たな協議会ですね、連絡協議会を開催する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

私もいま新垣議員の考え方に賛同するものがありますが、実は吉の浦火力発電所は安里ヨシ子議員にも先ほど御説明したとおり、中城村と沖縄県と沖縄電力と環境保全協定を結んでおります。その中で吉の浦火力発電所の環境協定とか調査項目等があります。こういう情報も聞きながら、また地元の要望も含めながらという会議は必要だと思います。そういう方向の会議というものを、御理解するのであれば、早目に沖縄電力にこういう情報を提供する場を設定することも重要だということで、要請していききたいと思います。その中でいろんな地域住民との情報交換もできると思いますので、ぜひ要請させていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 いま企業立地推進課長からありましたように、そういった住民と行政の情報交換をやりながら、企業との情報とか、そういったいろいろな連携をやることによって、こういった課題が解決されると思います。先ほど言った行政主体じゃなくて地域住民と行政、発電所、これをやることによって、いろいろな形で波及効果が生まれます。例えば先ほどの避難訓練とか、合同訓練とか。それから環境問題がですね、ほかに海岸には企業がたくさんあります。こういった企業の方々とか地元住民、地元の地域の人と連携をとって美化の活動とか、いろいろな形で波及効果が生まれるなと思っていますので、まずは私たちのところから、三者連

絡協議会を立ち上げて、この課題をぜひ解決していきたいと思っていますので、よろしく御協力をお願いします。

次に大枠2番です、子どもたちの教育環境を整える。各学校の洋式トイレへの取り組みについて質問します。私は、去年6月の一般質問でトイレ設置の質問をしました。その理由は、去年の夏、中学校の女子の生徒が足にギブスをし、松葉づえで学校に登校している姿を見て、足にギブスをしているので和式トイレは不便を来すなと思いました。今回トイレ改修工事に中学校へ100万円、小学校100万円計上されています。それで洋式トイレもふえて生徒たちも喜ぶと思います。議会だよりに中城中学校男子生徒のコメントとして、トイレをきれいにしてほしいという投稿がありました。現在中城小学校、津覇小学校、中学校の洋式トイレ、和式トイレはいくつありますか。小学校、中学校等現場を確認していると思いますので、こういった課題は何がありますか、その対策はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それでは新垣貞則議員の質問にお答えしていきたいと思います。

まず洋式と和式トイレの数ですが、中城小学校、洋式が24、和式が37、津覇小学校、洋式が15、和式が43、中城中学校、洋式が25、和式が27になります。現場を確認しての課題ということですが、やはりこれまでも年数が経っているということもあり、便器の故障、ドアの故障ですね、あと床等もはがれた部分等もあり、その部分の修繕が必要な箇所が多いように思われます。そして課題としては、やはり限られた予算の中でどこまで対応できるのかを再度確認しながら、優先順位をつけて修繕等を行っていかないといけないかなと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私も現場を確認したら、

学校によってドアが壊れている箇所とかがあり、早急に改善する必要があります。一番大切な学びの場である学校が汚れていたら、すばらしい教育はできません。トイレをきれいにすることによって優しい心、思いやる心、素直と謙虚な心が養われると思います。中学校の生徒のコメントにありますようにトイレをきれいにしてほしいという子どもたちの本当の心です。早急に改善してもらいたいと思っております。それから小学校はトイレ改修工事が100万円予算計上されていますが、中城小学校、津覇小学校と2校あります。どのような方法で取り組みますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 先ほども答弁しましたが、限られた予算の中で100万円という修繕という、新しいトイレ、洋式化の工事については何カ所の改修ができるか、見積もり等を取らないとやはりできない部分があるので、今後計画をして、優先順位をつけて夏休み中に改修ができるように取り組んでいきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 いま教育総務課長からありましたように、こういった課題は、トイレの計画ですか、それをつくったほうがより具体的に進むかなと思っております。足りないところはいつまでに整備して、先ほども言いましたけれども、学ぶ場というところに、トイレが汚れているということは教育上よくないかなと思っております。そういった計画を立てて早目に進めてください。

次に、中城小学校の交通安全対策について質問します。中城小学校の吉の浦線、正門前に生徒たちを守るためのブルーゾーン、青い線が消えていますので、生徒の安全を守る意味でブルーゾーンをひいていると思いますが、現在線が消えかかっている部分があります。生徒の安全対策を図る意味からも、ブルーゾーンをひい

たほうがいいと思いますけれども、ブルーゾーンをひく考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。  
教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

私のほうも中城小学校前のブルーゾーンを確認しまして、数年経っているということで薄くなってきているように思われます。このカラー舗装は3年ほど前に、事業者のほうがちよっと試験的に線を引いたということで伺ってまして、その部分でまた村のほうで新たに引くことが可能かどうか。道路を担当しています担当課と調整しながら取り組んでいきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは次に 幼稚園の現状と課題について質問します。

現在中城幼稚園、津覇幼稚園は建物も古く危険な状態です。震度6強の地震では倒壊する恐れがあります。早急に対策しないといけません。村は幼稚園教育のビジョンはどのように考えていますか。それから現在ある場所に建てるのか。それとも幼稚園を統合するのか。現場に建設する場合の課題は何ですか、そして統合した場合の課題は何でしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 比嘉健治。

教育総務課長 比嘉健治 それではお答えします。

幼稚園教育のビジョンという部分については、これまでも教育委員会等においても検討されてきていますが、やはり小学校併設、また統合にするのかはまだ決まっていない状況ということで、先ほどもまた村長のほうからも答弁ありましたとおり平成29年度中に、その部分について教育委員会としても方針を決定していきたいということで、現在協議を進めています。

課題についてですが、現在の場所にした場合、やはり統合した場合においても建設費用、用地

等の部分について、財源の確保など、その部分についてがやはり課題になるのではないかと考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 両幼稚園とも建設されてから約築38年経過していますので、早急に改築計画を立てて、中城村の未来をつくる子どもたちですので、未来を築く施設をつくってください。

それから教育長から先ほどありましたように、子どもたちの教育環境を整えることが、子どもたちの勉強やスポーツの向上につながります。子どもたちは中城村の宝、財産です。中城村のすばらしい未来をつくります。そして発展させますので、中城村の未来を築くすばらしい施設を整えてください。

次に大枠3番、村民に快適な海岸、空間を図る。吉の浦公園「エコ・コースト事業」の内容とこの事業を受けて村はどういった事業を実施していますかについて質問します。このエコ・コースト事業の内容は、老朽化した海岸保全施設の整備をすることです。吉の浦公園護岸周辺には生息個体数が減少しているオカヤドカリが生息しています。オカヤドカリは我が国では主に小笠原諸島や南西諸島に見られ、陸地で生息するヤドカリです。沖縄県内には6種類のオカヤドカリが生息しています。オカヤドカリはイリオモテヤマネコやヤンバルクイナのように、国の天然記念物に指定されています。この国の天然記念物に指定されているオカヤドカリは、現在吉の浦公園の海岸に生息しています。国の天然記念物のオカヤドカリを活用して、中城村の観光に活用できないでしょうか。そのほかにもオカヤドカリを活用して、吉の浦公園周辺の海岸を活用して、今後どのような事業を考えていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。

天然記念物指定の経緯を調べてみましたが、1970年、昭和45年の沖縄復帰前に小笠原諸島において個体数の減少を受け指定を受けているようです。オカヤドカリは日本本州ではほとんど生息しておらず、唯一小笠原諸島に生息している珍しさから指定を受けているようです。昭和47年の沖縄の日本復帰と同時に、南西諸島のオカヤドカリも指定を受けております。沖縄におきましては、昔は釣りのエサなどに使われていたり、ありふれている生物として認識されており、現状におきましても厳格に保護するほど個体数が少ないわけでもなく、許可を得た業者には捕獲も認められ、飼育も認められております。現状からしますと、イリオモテヤマネコやヤンバルクイナとは希少性や貴重さは多少異なると考えます。

観光での活用につきましては、私のほうでお答えしかねますが、生涯学習課としましてエコ・コースト事業で整備されました吉の浦公園前の海岸は、議員おっしゃるようなオカヤドカリを含んだ多くの生物と自然が豊富でありますことから、その活用として昨年は青少年育成村民会議の主催事業として、夏休みに沖縄科学技術大学院大学から自然科学博士の先生を招いて、親子自然体験教室として中城村の海の生態系や自然について体験学習を行いました。そこでとれた貝なども使った工作等も実施しております。親子で楽しみながら自然の豊かさを実感していただけたと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 エコ・コースト事業が終了して、海もきれいだし国の天然記念物にも指定されたオカヤドカリもいます。そういったオカヤドカリの講師を招いて、自然体験教室などを開催したら、子どもたちの自然教育の一環にも役立つと思います。エコ・コーストを自然体験教室ということで、オカヤドカリに詳しい講師、先生方を招いての事業もやっていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
先ほどの答弁で申し上げましたように、専門の沖縄科学技術大学院大学からの博士を招いて、もう既に去年も実施しております、今年も実施する予定であります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 いま生涯学習課長から答弁がありましたように、せっかくの天然記念物オカヤドカリということが生息していますので、こういった事業をたくさんやられてください。

次にですね、私は平成28年度9月定例会の一般質問の中で生涯学習課長に、吉の浦公園の護岸は人が歩けないほど草が生えて、護岸を散歩、ウォーキングしている村民のために、草を刈りてほしいということで要請しました。今回、村民が散歩やウォーキングをできるようになりましたけれども、どういった方法で散歩できるようになりましたか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
議員よく御存じだと思いますけれども、役場としては生涯学習課ではなく都市建設課に直接かかわっていただきました。議員からの発案で、議員団と役場及び建設協力が協力して重機や人海戦術を活用して護岸の草刈り及び清掃ができたと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 これが新たな方法ですので、こういった形できれいにしようと思ったらできると思っています。それでいま生涯学習課長から答弁ありましたように、議員、役場職員ですね、ボランティアの皆さんで草を刈り取り吉の浦公園の護岸はきれいになりました。それで再度、先週の土曜日、現場を私、見に行きました。護岸全体に草が刈られ、大きい木は剪定され、また一段と護岸が整備され、きれいに

されています。どんな事業で整備されましたか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 金城 勉。  
生涯学習課長 金城 勉 お答えいたします。  
護岸の管理をしているところは中部土木事務所になりまして、役場の生涯学習課が担当機関、窓口ではございませんので、その草刈り、清掃した方々、団体等の確認はとれておりません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次にですね、吉の浦公園～屋宜地区まで、未整備の海岸整備の取り組みについて質問します。吉の浦海岸は、先ほどの村民への呼びかけで草が生えて通れなかった道が通れるようになりました。先週、県の海岸整備事業で吉の浦海岸剪定枝片付け処理事業が土曜日で終了しています。それで一段ときれいになり、村民も喜んでいます。村の行動が県の行動につながり、ウォーキングコースができています。吉の浦公園から屋宜地区の海岸約1キロメートル未整備です。ここを整備したら吉の浦公園から久場まで護岸がつながり、ひとつの道ができます。道を整備したらウォーキングコースやサイクリングコースができ、人々の歩く道になり、人々の健康づくりに役立ちます。人、まち、自然、健康に輝く中城村になります。ここを整備することによって、吉の浦公園から久場まで、自然と人間の調和がとれた快適な空間が図られ、中城村の自然の香りや青い空、青い海、村長の施政方針の住みたいむら、住みよいむら、住み続けたいむらにつながると考えています。吉の浦公園から屋宜までの海岸を整備することに対して、村としては必要だと思っていますか。そしてここを整備するための課題は何かありますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在ですね、先ほど答弁しましたけれども、この地区は琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の中で、海岸環境を積極的に保全する区域となって

おり、県のほうでもいま護岸整備の計画はなされてないということです。それとこの当間地区から屋宜にかけての台風状況でも、いま自然の浜が残っていてですね、越波状況に関しても、背後地にはそこまでの波がこないというのがあって、自然の浜で保全していこうという空気になっています。ただ議員からの提案でウォーキングコース、サイクリングコースというのであれば、これもまたすごくいい提案だとは思いますがけれども、エコ・コースト事業でも管理できない状況で、また久場もやった場合、村で管理は恐らくできないと思うし、護岸工事整備は県の管轄ですので、それを踏まえての整備要請をしないことにはですね、県もすぐにはこの事業については取り入れないと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 いま都計課長から答弁ありましたね、こういった課題は北浜でもそうですけれども、災害とかあった場合には県のほうもスムーズに認めると思います。ただこういった海岸整備のウォーキングとかやる場合に、どうかなという思いはありますけれども。私としての構想ですけれども、あくまでも構想です。これはすぐにはできないと思います。そういうことで御理解をしてもらいたいと思っています。例えば、この海岸整備の補助事業が、該当しなかったら中城村には国の天然記念物のオカヤドカリが生息しています。こういったオカヤドカリはイリオモテヤマネコやヤンバルクイナのように、国の天然記念物に指定されています。一括交付金ですね、観光産業の振興の中に、観光地周辺整備事業があります。こういったもので整備できないでしょうかということです。それからまたサッカーキャンプを誘致していますので、スポーツ観光拠点整備、プロスポーツ受入施設整備事業があります。こういった一括交付金の中で、こういった健康づくりとか観光

とかのもので、この護岸整備とかは整備できませんか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 大湾朝也。

企画課長 大湾朝也 お答えします。

一括交付金につきましては交付対象事業が、沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立、戦略的発展に資するものだと考えております。御質問の周辺の整備の補助が一括交付金でできないかということにつきましては、一括交付金の事業としての庁内において優先されるべき事業であるということで、計画を立てることができるのであれば、活用の可能性もあると考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この海岸整備は吉の浦公園から久場地区まで約6キロの道ができます。豊かな自然の景観を活用し、ウォーキングやサイクリングができ、村民の健康づくりや生涯スポーツの振興が図られると思います。県議の新垣光栄議員もこの海岸整備はぜひ必要だと言っております。それで中城村のために協力すると言っております。吉の浦公園から屋宜地区、海岸整備を実現するからには、県、村、地元が協力する、いろいろな課題が出てきます。この海岸整備は都市計画課長の協力なくしてはできないと思っています。

次に 海岸を活用して、快適な村民の健康づくりのビジョンについて質問します。沖縄県では健康おきなわ21、健康長寿おきなわ復活プランを策定し、取り戻そう健康おきなわを目標に、いまよりも10分、1,000歩多く歩こうと取り組んでいます。本村も村民の健康づくりのためにウォーキングを推進し、健康おきなわを取り戻さなければなりません。ここを整備したら、村民の健康づくりにつながると思います。健康づくりにはウォーキングを進めています。ウォーキングは健康づくりにどういった効果があるとされていますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 仲村盛和。  
健康保険課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

ウォーキングの効果として、生活習慣病の予防、あとスタミナアップ、老化防止、ストレスの解消などの効果があるとされております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 村長にちょっと伺います。

ここを整備するにはたくさんの課題があります。現在ですね、吉の浦公園ではたくさんの村民がウォーキング、ジョギング、それからノルディックウォーキングなどを行っています。この海岸整備をしたら、吉の浦公園から久場まで片道6キロの道ができます。この道をたくさんの村民がウォーキングやサイクリングできるようになり、村民の健康づくりに役立ちます。村民と自然と人間の調和がとれた空間を与えてくれます。また吉の浦公園施設では中城中学校の生徒たちが部活動で練習をしています。ここを整備したら野外走の練習ができ、生徒たちの競技力の向上にもつながります。そのほかにもすばらしい効果が得られます。豊かな自然は住む人や訪れる人の心に温かさや安らぎを与え、そこに住むことの魅力につながり、住んでよかった村づくりに役立つと思いますが、村長の見解をお聞かせください。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

いま企画課長からもお話ありましたけれども、可能性があるようですし、また想像しますと、海岸がきれいになって、そこで海岸ロードというか海風ロードみたいなものができて、非常にさわやかな感じでいいと思います。議員おっしゃるように健康増進という意味合いでは、本議会でも前回もお話ししましたけれども、沖縄県は長寿で考えたときには、健康長寿は四十数番目ですから、そういう意味で、それに向けて

の沖縄県独特という、沖縄に資するものという捉え方での一括交付金の対象となり得る可能性もありますので、しっかりまた勉強させていただいて、取り組んでいきたいなと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 これからのまちづくりは、超高齢化社会を迎える中で、人がいつまでも元気でいきいきと暮らしていくこと、自然を守り育てていく、住んでよかったと実感できるまちをつくることが重要です。つまり人もまちも自然も全てが健康であることが大切です。ここを整備することによって、さらに住んでよかったと実感できるまちづくりになります。村民に快適な海洋空間を与え、村民みずから健康づくりに努め、全ての人々が自ら主体にまちづくりに参加する意欲にあふれ、お互いに協力しながら安心・安全で元気なまちづくりを営んでいくことが期待されます。こういった吉の浦公園、屋宜地区までの海岸整備は、県レベルの事業です。村長や議員、村民の要請行動が必要だと思っています。それで絶対に整備するという機運が高まらないと県は動かないと思いますので、行政も議員も、地元住民も連携してですね、村民の健康づくり、住みたいむらづくりのためにぜひ整備していきましょう。これで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 これで新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会(15時44分)

## 平成29年第3回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                       |         |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|---------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成29年6月9日（金）    |                       |         |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |         |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成29年6月16日 （午前10時00分） |         |           |
|                                                 | 閉 会             | 平成29年6月16日 （午前11時07分） |         |           |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号 | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番     | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 比 嘉 麻 乃               | 10 番    | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番    | 新 垣 徳 正   |
|                                                 | 4 番             | 外 間 博 則               | 12 番    | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番    | 仲 座 勇     |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番    | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番    | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番    | 與那覇 朝 輝   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |         |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 宮 城 重 夫               | 1 番     | 石 原 昌 雄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕               | 議 事 係 長 | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |
|                                                 |                 |                       |         |           |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 陳情第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情   |
| 第 2 | 意見書第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める意見書 |
| 第 3 | 陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情       |
| 第 4 | 意見書第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書     |
| 第 5 | 陳情第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書       |
| 第 6 | 意見書第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書                |
| 第 7 | 意見書第6号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する意見書 |
| 第 8 | 決議第3号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する抗議決議 |



議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 陳情第3号及び日程第2 意見書第3号については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第1 陳情第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの

拡充を求める陳情及び、日程第2 意見書第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める意見書を一括議題とします。

本件について、委員長報告及び委員長の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 皆さん、おはようございます。それではお手元に配られた資料のほうをお目通しください。

平成29年6月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番号    | 付託年月日 | 件名                                | 審査の結果 |
|-------|-------|-----------------------------------|-------|
| 陳情第3号 | 6月9日  | 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情 | 採択    |

続けて、意見書第3号をお目通しください。

意見書第3号

平成29年6月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 総務常任委員会

委員長 新垣 博正

国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める  
意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条3項の規定により提出します。

提案理由

6月9日に本委員会に付託された陳情第3号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

#### 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める意見書（案）

政府は、財政赤字の原因が公務員・公的部門職員の人件費にあるかのように主張し、公務員の削減をすすめると同時に、中央省庁再編、地方出先機関の統廃合や民営化・民間委託化などを推進してきました。その結果、1967年に約90万人だった国家公務員は30万人以下にまで減少しました。

さらに政府は、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在もすすめています。

そのため、現場では正規職員が増やせず、そのかわりに非常勤職員が多く採用され、その数は約7万人にのぼっています。非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか雇い止めされる不安定な雇用であり、処遇も劣悪なことから「官製ワーキングプア」と批判されています。

憲法は国民の基本的な権利を保障するうえで、国にその責務があることを定め、そのために行政機関、国立病院、試験・研究機関、裁判所など国の機関が設置されており、これらの機関の縮小や統廃合、公務員削減は、国の役割を放棄するものです。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられていますが、財源をとれない権限委譲は地方自治体にとって重い負担となっています。このうえ政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制まで検討しています。

これらのことから住民の暮らしと命をまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど行財政・司法の拡充が求められており、そのことは、住民の安全・安心をひろげることによって地域経済の活性化、自治体財政の充実をはかるうえでも急務の課題となっています。

以上のような趣旨から、国においては、下記事項について実現するよう要望します。

#### 記

1. 憲法にもとづいて住民の暮らしと命、安心・安全をまもるために、国の機関にかかわる人員体制・予算を充実させること。「総定員法」は廃止し、「5年間で10%以上」を削減する国家公務員の「定員削減計画」は中止すること。
2. 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。
3. 憲法でさだめられた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年6月16日

沖縄県中城村議会

(宛先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから陳情第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める

陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情は、委員長報告のとおり採択されました。

続いて、意見書第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める意見書に対する質疑を行います。

意見書第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める意見書に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第3 陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております

す陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情については、提出書のとおり採択いたします。

休憩します。

休憩(10時12分)

~~~~~

再開(10時29分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情については、提出された陳情書のとおり採択いたします。

日程第4 意見書第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書を議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 おはようございます。

意見書第4号

平成29年6月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 宮城重夫

賛成者

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 安里ヨシ子

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定により提出し

ます。

提案理由

駐留軍関係離職者措置法は、2018年（平成30年）5月16日で有効期限を迎えます。駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的に不安定な状況におかれています。在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中において、駐留軍労働者の離職対策はこれまで以上に同法に基づく対策が不可欠であるため。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書（案）

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2018年5月16日で有効期限を迎えます。

ご承知の通り、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。

本県においては「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されています。

海兵隊施設には4,854人（平成29年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,734人（平成29年3月）の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠であります。

昨今の全国的な雇用情勢は、完全失業率3%台で推移しておりますが、県内の失業率は全国の約2倍で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も46.3歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥る事は必定であります。

よって、駐留軍労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご賢察の上、同法の再延長にご尽力をお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年6月16日
沖縄県中城村議会

(宛先)

厚生労働大臣 防衛大臣

以上です。御審議をお願いします。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時31分)

~~~~~

再開(10時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書第4号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書は原案のとおり採択されました。

日程第5 陳情第5号及び日程第6 意見書第5号については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第5 陳情第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書及び、日程第6 意見書第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を一括議題とします。

本件について、委員長報告及び委員長の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは、今回、本村6月議会において、陳情がありました案件のうち、文教社会常任委員会に付託されました案件の結果を読み上げて報告したいと思います。

平成29年 6月16日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付 託<br>年月日 | 件 名                           | 審査の結果 |
|-------|------------|-------------------------------|-------|
| 陳情第5号 | 6月9日       | 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書 | 採択    |

以上、よろしくお願ひします。

読み上げて報告したいと思います。

それでは、意見書の提出がありましたので、

意見書第5号

平成29年 6月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

## 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条3項の規定により提出します。

### 提案理由

6月9日に本委員会に付託された陳情第3号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

## 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化にむけて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし11月末と1月末の2回の試算を報告することとしていました。しかし、未だその試算内容が明らかにされず、各市区町村は来年の保険料がどうなるのかさえ議論できない状況となっています。

保険料がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題です。各市区町村には低所得者の保険料を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるにも関わらず、いまだ具体的な数字が出されず何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることに対し、以下の内容について実現していただくよう要請します。

### 記

1. 事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。
2. 2018年度以降も、現在以上に保険料を上げないこと。払える保険料にすること。
3. 一般会計法定外繰入、保険料決定など、市区町村における独自の権限を侵害しないこと。
4. 準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること。
5. 国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月16日

沖縄県中城村議会

(宛先)

沖縄県知事 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣  
総務大臣 厚生労働大臣

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告及び委

員長の趣旨説明を終わります。

これから陳情第5号 国民健康保険都道府県



単位化に係る意見書採択についての陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

続いて、意見書第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時38分)

~~~~~

再開(10時41分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

意見書第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書は原案のとおり採択されました。

日程第7 意見書第6号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する意見書及び日程第8 決議第3号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び、外来機暫定配備に対する抗議決議を一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 読み上げて報告をいたしたいと思います。

意見書第6号

平成29年6月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲松正敏

賛成者

中城村議会議員 大城常良

米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に
対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提出理由)

度重なる米軍嘉手納飛行場への外来機の飛来、その後の暫定配備、及び海軍旧駐機場の継続使用は、米軍基地の負担軽減を求める日米特別行動委員会(SACO)合意に反するものであり、決して容認されるものではなく、本村議会に於いても反対の意見を示す必要があるため。

米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に
対する意見書(案)

去る5月31日、在韓米軍オサン(烏山)空軍基地所属のU2偵察機3機が米軍嘉手納基地に飛来、その後、旧駐機場を使用している。

飛来目的について、米軍は在韓米軍オサン空軍基地の滑走路修復工事に伴うものとし、期限についての問い合わせに対し明確な回答を行っていない。

現在、嘉手納基地には米コロラド州軍のF16戦闘機12機が暫定配備されており、かねてより地元自治体や議会は撤退を求めている。

本村議会では過去、米州軍戦闘機の暫定配備に反対し、早期撤退を求める意見書を決議した経緯があり、本件においても到底看過出来るものではない。

特に今回、外来機駐機の為に海軍旧駐機場を使用する事は、日米特別合同委員会(SACO)合意に違反しており、“米軍嘉手納飛行場に関する3市町連絡協議会”(沖縄市、嘉手納町、北谷町)に於いても、憤りを以って抗議の声を挙げており、政府、稲田朋美防衛大臣も「大変遺憾で、SACO最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨を踏まえた運用を行うよう求める」と、米軍に申し入れている。

よって、中城村議会は、SACO合意に定められた米軍嘉手納基地内海軍旧駐機場の使用禁止

と暫定配備された外来機の速やかな撤退を強く求め、日本政府に対しては、沖縄県の基地負担軽減の趣旨に照らし、米軍に対し一独立国家として、なお一層強固な姿勢でS A C O合意の遵守を働き掛けるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6月16日
沖縄県中城村議会

(宛先)

内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣 沖縄防衛局

続けて、決議のほうを提案したいと思います。

決議第3号

平成29年 6月16日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲松正敏

賛成者

中城村議会議員 大城常良

米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に
対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提出理由)

度重なる米軍嘉手納飛行場への外来機の飛来、その後の暫定配備、及び海軍旧駐機場の継続使

用は、米軍基地の負担軽減を求める日米特別行動委員会（SACO）合意に反するものであり、決して容認されるものではなく、本村議会に於いても抗議の意を示す必要があるため。

米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に
対する抗議決議（案）

去る5月31日、在韓米軍オサン（烏山）空軍基地所属のU2偵察機3機が米軍嘉手納基地に飛来、その後、旧駐機場を使用している。

飛来目的について、米軍は在韓米軍オサン空軍基地の滑走路修復工事に伴うものとし、期限についての問い合わせに対し明確な回答を行っていない。

現在、嘉手納基地には米コロラド州軍のF16戦闘機12機が暫定配備されている。かねてより地元自治体や議会は撤退を求めている。

本村議会では過去、米州軍戦闘機の暫定配備に対し反対の意見書を決議しており、到底看過出来るものではない。

特に今回、外来機駐機の為に海軍旧駐機場を使用する事は、日米特別合同委員会（SACO）合意に違反しており、“米軍嘉手納飛行場に関する3市町連絡協議会”（沖縄市、嘉手納町、北谷町）に於いても、憤りを以って抗議の声を挙げており、政府、稲田朋美防衛大臣も「大変遺憾で、SACO最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨を踏まえた運用を行うよう求める」と、米軍に申し入れている。

よって、中城村議会は、SACO合意の趣旨に則した米軍嘉手納基地内海軍旧駐機場の使用禁止、及び暫定配備された外来機の速やかな撤退を強く求め、怒りを以って強く抗議するものである。

以上、決議する。

平成29年6月16日

沖縄県中城村議会

（宛先）

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米四軍沖縄地域調整官
在沖米国防領事

以上です。
議長 與那覇朝輝 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第6号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対す

る意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 本意見書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

旧海軍駐機場は嘉手納町屋良に隣接しており、騒音や悪臭被害の原因になっていたため、負担軽減を前提に1996年の日米特別行動委員会いわゆるSACO最終報告で沖縄市側に157億円をかけて新たな駐機場をつくり、移すことに合意いたしました。今年1月より運用を開始しております。しかし、移転後の1月以降も米本国所属のKC-135空中輸機3機が旧駐機場を使用して住民から批判されましたが、今回もU2偵察機3機が飛来し、旧駐機場を使用しております。度重なる外来機の暫定配備は負担軽減どころから基地強化そのものであります。騒音の軽減で静かな夜を期待した住民の思いを裏切るような継続使用はSACO合意に違反し、決して容認できるものではありません。県民及び地元住民の安心安全な生活を守るためにも本意見書に賛成するものであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書第6号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する意見書は原案のとおり採択されました。

休憩します。

休憩(10時50分)

~~~~~

再開(10時52分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、日程第8 決議第3号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する抗議決議に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、決議第3号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号 米軍嘉手納基地海軍旧駐機場の継続使用及び外来機暫定配備に対する抗議決議は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
た。

これで、本定例会を閉会いたします。大変御  
苦労さんでした。

閉 会（ 1 1 時 0 7 分 ）

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 宮 城 重 夫

中城村議会議員 石 原 昌 雄